令和３年度

保健所・保健センター事業概要

さいたま市保健所

目　　次

第１章　概況

1 人口 …… 1
(1) 人口 …… 1
(2) 人口動態総覧 …… 2
2 沿革 …… 3
3 組織 …… 4
4 事務分掌 …… 5
5 職員配置状況 …… 6

第２章　総務・医務

1 「人材育成プログラム」の活用 …… 7
2 保健所等職員専門研修(Off-JT) …… 7
3 保健師活動体制強化事業 …… 8
4 統計調査 …… 8
(1) 人口動態調査 …… 8
(2) 保健統計調査 …… 8
5 学生実習及び臨床研修医の受入れ …… 9
6 医務・医療監視 …… 10
7 医療安全相談 …… 11
8 衛生免許事務 …… 11

第３章　母子保健

1 届出等 …… 12
(1) 母子健康手帳の交付及び出生連絡票の受理 …… 12
(2) 妊娠・出産包括支援センター事業 …… 12
2 健康教育 …… 13
(1) 出産前教室 …… 13
(2) ふたご支援事業 …… 14
(3) 育児学級 …… 15
(4) 離乳食教室 …… 15
(5) 親子教室 …… 16
(6) むし歯予防教室 …… 16
(7) 保育園・幼稚園等職員歯科研修会 …… 17
(8) 地区健康教育 …… 18
(9) 思春期保健事業 …… 19
3 健康相談 …… 20
(1) 育児相談・来所健康相談・電話相談 …… 20
4 健康診査 …… 21
(1) 妊婦健康診査 …… 21
(2) 妊婦歯科健康診査 …… 21
(3) 産婦健康診査 …… 21
(4) 乳幼児健康診査、幼児歯科健康診査 …… 22
(5) 乳幼児健康診査未受診フォロー …… 23
(6) 精密健康診査 …… 23
(7) 乳幼児発達健康診査 …… 24
5 訪問指導 …… 25
(1) 妊産婦・新生児訪問指導 …… 25
(2) 産後ケア事業 …… 26
(3) 母子訪問指導 …… 26
6 専門相談 …… 27
(1) 不妊治療支援 …… 27
(2) 妊娠・出産の電話相談 …… 28
(3) お母さんの心の健康相談 …… 28
7 医療給付 …… 29
(1) 未熟児養育医療給付 …… 29
(2) 自立支援医療(育成医療)給付 …… 29
(3) 結核児童療育医療給付 …… 29
8 子ども虐待発生予防 …… 30
(1) 妊娠期からの虐待予防強化事業 …… 30
(2) 子ども虐待予防のための相談 …… 30
(3) 子ども虐待予防家庭訪問事業 …… 31
(4) 育児不安電話相談(子育て不安電話相談) …… 31
(5) お母さんの心の健康相談[再掲] …… 32
(6) ふれあい親子支援(MCG さいたま) …… 32
(7) 子ども虐待予防対応研修会 …… 33
9 その他 …… 34
(1) 妊娠高血圧症候群等療養援助費支給 …… 34
(2) 新生児聴覚検査フォロー事業 …… 34

(3) 先天性代謝異常等検査事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
(4) 通訳ボランティアの派遣 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
(5) 受胎調節実地指導員の指定申請 ・・・・・・・・・・・・ 34
(6) 不妊治療支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
(7) 保健関係団体育成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
(8) 新型コロナウイルス感染症の流行下における
妊産婦総合対策事業・・ 35

第 4 章 健康づくり

1 健康手帳の交付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
2 健康教育 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
(1) 集団健康教育 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
(2) 健康づくり教育 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
(3) 教室以外のイベント等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
3 健康相談 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
(1) 重点健康相談・総合健康相談 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
(2) 健康づくり相談 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
4 健康診査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
(1) 健康増進健康診査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
(2) 女性のヘルスチェック ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
(3) B型・C肝炎ウイルス検診 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
(4) 骨粗しょう症検診 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
(5) がん検診 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
(6) がん検診要精密検査未受診者対策 ・・・・・・・・・・・ 50
(7) 成人歯科健康診査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
(8) 口腔機能健康診査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
(9) 訪問歯科健康診査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
5 訪問指導 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
6 栄養・食生活 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
(1) 栄養関係団体等育成支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
(2) 食生活改善推進員養成講座 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
(3) 食生活改善推進員育成支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
(4) 親子食育講座 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
(5) 食育推進情報交換会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
(6) 給食施設等指導 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
(7) 国民健康・栄養調査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
(8) 栄養関係相談・指導 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
7 歯科保健 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
(1) 歯科保健教室 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
(2) 歯科相談 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
(3) 訪問口腔衛生指導 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
8 特定保健指導 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
9 健康被害対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
(1) 光化学スモッグ健康被害状況の把握 ・・・・・・・・・・ 61
(2) 石綿による健康被害相談等の受付 ・・・・・・・・・・・・ 61
(3) 石綿読影の精度に係る調査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61

第 5 章 難病及び原爆被害者対策

1 難病等医療費公費負担 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
(1) 指定難病医療給付事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
(2) 特定疾患等医療給付制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
(3) 先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付制度・・・・ 62
(4) 小児慢性特定疾病医療費支給認定事業 ・・・・・・ 63
2 難病患者等支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
(1) 保健相談指導 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
(2) 患者会支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
(3) 医療講演会・交流会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
(4) 医療従事者研修 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
3 原爆被害者対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64

第 6 章 精神保健

1 精神保健相談 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
(1) 電話相談 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
(2) 来所面接 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
(3) 家庭訪問 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
(4) 関係機関との相談 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
(5) 電子メールによる相談（市民対象） ・・・・・・・・・・・・ 66
(6) 精神科救急情報センター ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
(7) 受診援助 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
(8) 事例検討会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69

(9) 医療観察法に基づく地域処遇 ・・・・・・・・・・・・・・・ 69
2 家族教室 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
3 技術協力 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
4 普及・啓発活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
(1) さいたま市はぁといきいきプロジェクト ・・・・・・・・・ 70
(2) 講師派遣 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
5 市長同意 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71

第 7 章 感染症・結核対策

1 予防接種 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72
(1) 定期予防接種(A 類疾病) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72
(2) 定期予防接種(B 類疾病) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73
2 感染症対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74
(1) 感染症発生届出 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74
(2) 感染症診査協議会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74
(3) 感染性胃腸炎(ノロウィルス等による)
の集団発生に伴う対応 ・・・・・ 75
3 結核予防 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
(1) 結核検診(定期) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
(2) 結核患者登録事務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
(3) 結核医療費公費負担 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76
(4) 結核相談 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76
(5) 結核患者及び接触者健診 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76
(6) 結核定期健康診断及び実施報告・・・・・・・・・・・・・・・ 77
(7) 直接服薬確認療法(DOTS)の推進 ・・・・・・・・・・・・・ 77
4 エイズ予防 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77
(1) エイズ予防普及啓発活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77
(2) エイズ相談 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78
(3) HIV 抗体検査(性感染症検査を含む) ・・・・・・・・・ 78
(4) エイズ対策推進協議会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78
5 新型コロナウイルス感染症対策 ・・・・・・・・・・・・・・ 78
(1) 新型コロナウイルス感染症に係る相談 ・・・・・・・・・ 78
(2) 新型コロナウイルス検査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78
(3) 患者対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
(4) 予防接種 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
6 風しん対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80
(1) 風しん抗体検査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80
(2) 風しんの追加的対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80
7 肝炎治療特別促進事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80
8 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業 ・・・・・・・・・ 81
9 健康教育 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81

第 8 章 食品衛生

1 営業許可 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82
2 監視指導 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 85
3 食品等の検査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 88
4 違反・苦情の処理状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 89
5 食中毒統計 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 90
6 食の安全性に関する意見交換及び情報提供 ・・・・・ 90
(1) 一日食品衛生監視員 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 90
(2) 衛生講習会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 90

第 9 章 環境衛生

1 旅館業法、公衆浴場法、興行場法に基づく
許可、監視指導 ・・・・ 91
2 理容師法、美容師法、クリーニング業法
に基づく確認、監視指導 ・・・・ 91
3 墓地等の許可及び指導 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 92
4 特定建築物の監視指導 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 92
5 ねずみ・衛生害虫等の相談指導 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 93
6 健康で快適な住宅に関する相談
(シックハウス対策) ・・・・・・・・・ 93
7 水道法・自家用水道条例に基づく
水道施設に対する監視指導 ・・・・・・・ 93
8 遊泳用プールの届出・監視指導 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 93

第 10 章 薬事衛生

1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性
の確保等に関する法律に基づく許可・監視指導 ・・・ 94
2 毒物及び劇物取締法に基づく登録・監視指導 ・・・・・ 95
3 温泉法に基づく温泉利用許可・監視指導 ・・・・・・・・・ 95

4 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律
に基づく試買検査 ・・・・・・・ 96
5 健康食品の試買検査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 96
6 薬物乱用防止啓発事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 97

【資料編】 各区別統計

1 人口動態総覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 98
(1) 出生の動向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 98
(2) 死亡の動向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 102
(3) 乳児死亡の動向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 103
(4) 新生児死亡の動向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 100
(5) 死産の動向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 104
(6) 周産期死亡の動向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 105
(7) 婚姻の動向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 106
(8) 離婚の動向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 106
2 食品衛生法による許可を要する施設数
のうち飲食店の各区施設数 ・・・・・ 108
3 理容師法、美容師法、クリーニング業法
に基づく施設数 ・・・ 109

第１章　概　況

１　人　口

(1)　人　口　（令和３年10月１日現在）

人口、世帯数、面積（区別）

	人　口（人）			世帯数	面　積
	総数	男	女		（平方キロ）
さいたま市	1,331,281	660,853	670,428	621,338	217.43
西　区	94,012	46,498	47,514	42,320	29.12
北　区	149,387	74,265	75,122	70,411	16.86
大宮区	121,226	60,155	61,071	59,893	12.80
見沼区	164,611	81,385	83,226	75,966	30.69
中央区	102,576	50,676	51,900	49,284	8.39
桜　区	95,949	48,661	47,288	46,938	18.64
浦和区	167,474	81,273	86,201	77,402	11.51
南　区	192,401	96,465	95,936	90,178	13.82
緑　区	130,987	64,731	66,256	56,887	26.44
岩槻区	112,658	56,744	55,914	52,059	49.17

年齢３区分別人口、構成割合

	総数	男	女
総　数	1,331,281	660,853	670,428
年少人口	172,730	88,463	84,267
（0～14歳）	13.0%	13.4%	12.6%
生産年齢人口	850,582	434,951	415,631
（15～64歳）	63.9%	65.8%	62.0%
老齢人口	307,969	137,439	170,530
（65歳以上）	23.1%	20.8%	25.4%
平均年齢	44.59	43.49	45.69

	西　区			北　区			大宮区			見沼区			中央区		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
総　数	94,012	46,498	47,514	149,387	74,265	75,122	121,226	60,155	61,071	164,611	81,385	83,226	102,576	50,676	51,900
年少人口	12,515	6,382	6,133	19,152	9,848	9,304	14,974	7,630	7,344	20,111	10,278	9,833	12,677	6,586	6,091
（0～14歳）	13.3%	13.7%	12.9%	12.8%	13.2%	12.4%	12.4%	12.7%	12.0%	12.2%	12.7%	11.8%	12.4%	13.0%	11.8%
生産年齢人口	56,731	29,145	27,586	97,957	49,957	48,000	79,201	40,620	38,581	100,712	51,467	49,245	68,009	34,367	33,642
（15～64歳）	60.4%	62.7%	58.1%	65.6%	67.3%	63.9%	65.3%	67.5%	63.2%	61.2%	63.2%	59.2%	66.3%	67.8%	64.8%
老齢人口	24,766	10,971	13,795	32,278	14,460	17,818	27,051	11,905	15,146	43,788	19,640	24,148	21,890	9,723	12,167
（65歳以上）	26.3%	23.6%	29.0%	21.6%	19.5%	23.7%	22.3%	19.8%	24.8%	26.6%	24.1%	29.0%	21.3%	19.2%	23.4%
平均年齢	45.38	44.26	46.46	44.13	43.01	45.24	44.38	43.14	45.62	46.31	45.14	47.45	44.03	42.91	45.13

	桜　区			浦和区			南　区			緑　区			岩槻区		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
総　数	95,949	48,661	47,288	167,474	81,273	86,201	192,401	96,465	95,936	130,987	64,731	66,256	112,658	56,744	55,914
年少人口	10,912	5,605	5,307	23,490	11,968	11,522	26,084	13,395	12,689	20,018	10,143	9,875	12,797	6,628	6,169
（0～14歳）	11.4%	11.5%	11.2%	14.0%	14.7%	13.4%	13.6%	13.9%	13.2%	15.3%	15.7%	14.9%	11.4%	11.7%	11.0%
生産年齢人口	61,879	32,571	29,308	109,504	54,318	55,186	128,605	66,166	62,439	82,323	41,648	40,675	65,661	34,692	30,969
（15～64歳）	64.5%	66.9%	62.0%	65.4%	66.8%	64.0%	66.8%	68.6%	65.1%	62.8%	64.3%	61.4%	58.2%	61.1%	55.4%
老齢人口	23,158	10,485	12,673	34,480	14,987	19,493	37,712	16,904	20,808	28,646	12,940	15,706	34,200	15,424	18,776
（65歳以上）	24.1%	21.6%	26.8%	20.6%	18.5%	22.6%	19.6%	17.5%	21.7%	21.9%	20.0%	23.7%	30.4%	27.2%	33.6%
平均年齢	45.33	44.20	46.50	43.53	42.36	44.63	43.02	42.07	43.99	43.24	42.36	44.10	48.01	46.69	49.34

⑵　人口動態総覧　（令和３年　概数）

	出　生	死亡	（再掲）乳児死亡	（再掲）新生児死　亡	自然増加	周産期死亡			死　産			婚姻	離婚
						総数	妊娠満22週以後の死産	生後1週未満の死亡	総数	自然	人工		
全　市	9,720	11,986	10	4	△2 266	25	22	3	163	77	86	6,009	1,792
西　区	804	979	1	1	△ 175	1	－	1	14	6	8	409	136
北　区	1,042	1,284	－	－	△ 242	4	4	－	21	8	13	693	219
大宮区	953	1,125	－	－	△ 172	3	3	－	12	8	4	630	165
見沼区	1,035	1,679	3	1	△ 644	1	1	－	19	9	10	635	240
中央区	732	792	－	－	△ 60	1	1	－	14	6	8	568	119
桜　区	552	850	1	－	△ 298	－	－	－	9	1	8	382	144
浦和区	1,292	1,290	4	2	2	6	4	2	22	12	10	778	183
南　区	1,585	1,442	－	－	143	3	3	－	20	8	12	1,030	242
緑　区	1,071	1,191	1	－	△ 120	6	6	－	21	14	7	546	184
岩槻区	654	1,354	－	－	△ 700	－	－	－	11	5	6	338	160

・自然増加…出生数から死亡数を減じたもの
・乳児死亡…生後 1 年未満の死亡
・新生児死亡…生後 4 週(28 日)未満の死亡
・周産期死亡…妊娠満 22 週以後の死産に生後 1 週未満の死亡を加えたもの
・死産…妊娠満 12 週以後の死児の出産

合計特殊出生率　1.30　　（令和 2 年 全市）

1 人の女性がその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

２　沿　革

平成 13 年 5 月 1 日に浦和市･大宮市･与野市が合併して誕生した｢さいたま市｣は、2 年後の政令指定都市への移行を目指す都市機能の整備の一つとして、平成 14 年に｢さいたま市保健所｣を開設した。

また、さらなる地域保健の充実･向上を図るため、政令指定都市移行とともに各区に保健センターを設置した。

平成 12 年　4 月	浦和市・大宮市・与野市合併協議会発足
平成 12 年　6 月	浦和市・大宮市・与野市保健所設置プロジェクト設置
平成 12 年 11 月	3 市長から埼玉県知事に「保健所設置に係る要望書」の提出
平成 13 年　2 月	「さいたま市保健所設置基本計画」の策定
平成 13 年　5 月	**「さいたま市」発足**
	保健衛生部内に保健所準備室を設置
平成 13 年　9 月	保健所政令市移行の閣議決定、地域保健法施行令改正
平成 14 年　4 月	**「さいたま市保健所」開設（さいたま市吉敷町 1-124 埼玉県合同庁舎内）**
平成 15 年　4 月	**政令指定都市へ移行**
	行政区は 9 区とし各区に保健センターを設置、保健センター職員は保健所職員の身分を併せて有するとした
平成 17 年　4 月	岩槻市と合併　行政区は 10 区となり、1 保健所 10 保健センター体制となる
平成 18 年　4 月	地域保健課精神保健担当を精神保健課に位置付ける
	桜区に「動物愛護ふれあいセンター」（保健部）が開設され、動物愛護に関する業務が移管
平成 19 年　4 月	中央区鈴谷 7-5-12 に新たに施設を整備し移転
	「健康科学研究センター」との併設となる
平成 21 年　4 月	環境衛生課を分課し「食品衛生課」「環境薬事課」を設置
	保健総務課内室「保健センター管理室」を地域保健課に移管
	保健センターに「健康づくり係」を設置
平成 22 年　4 月	地域保健課と保健センター管理室を統合・再編し「地域保健支援課」「疾病予防対策課」を設置
令和 3 年　1 月	「新型コロナウイルスワクチン対策室」を設置

保健所

３　組　織（保健福祉関係）

（令和３年４月１日現在）

- 保健福祉局
  - 保　健　部
    - 健康増進課
    - 地域医療課
    - 生活衛生課
    - 食品・医薬品安全課
    - 高等看護学院
    - 思い出の里市営霊園事務所 ------- ひかり会館
    - 大宮聖苑管理事務所
    - 食肉衛生検査所
    - こころの健康センター
    - 動物愛護ふれあいセンター
  - 福　祉　部
    - 福祉総務課
    - 生活福祉課
    - 監査指導課
    - 障害政策課
    - 障害支援課
    - 国民健康保険課
    - 年金医療課
    - 障害者更生相談センター
    - 障害者総合支援センター
  - 長寿応援部
    - 高齢福祉課
    - いきいき長寿推進課
    - 介護保険課
  - 市 立 病 院
    - 病院経営部
      - 病院総務課
      - 病院施設管理課
      - 病院財務課
      - 医事課
      - 情報管理室
    - 診療部
    - 看護部
    - 患者支援センター
  - **保　健　所**
    - **保健総務課**
    - **地域保健支援課**
    - **疾病予防対策課**
    - **新型コロナウイルスワクチン対策室**
    - **精神保健課**
    - **食品衛生課**
    - **環境薬事課**
  - 健康科学研究センター
    - 保健科学課
    - 生活科学課
    - 環境科学課

- 区役所（10）
  - 健康福祉部（福祉事務所）
    - 福祉課
    - 支援課
    - 高齢介護課
    - 保険年金課
    - **保健センター**

4　事務分掌

（令和 3 年 4 月 1 日現在）

保 健 所

［保健総務課］

・地域保健に係る情報の収集、企画及び運営に関すること。
・職員の専門技術研修の企画及び実施に関すること。
・保健統計に関すること。
・衛生教育に関すること。
・医事に関すること。
・広聴に関すること。

［地域保健支援課］

・健康づくり事業に関すること。
・母子保健に関すること。
・親と子の健康支援に関すること。
・栄養の指導及び調査に関すること。
・歯科保健に関すること。

［疾病予防対策課］

・疾病対策に関すること。
・感染症に関すること。
・感染症診査協議会に関すること。
・未熟児養育医療、自立支援医療（育成医療に係るものに限る。）、小児慢性特定疾病医療及び指定難病医療の給付に関すること。
・肝炎治療費助成及び被爆者に対する医療給付の申請の受付に関すること。

［新型コロナウイルスワクチン対策室］

・新型コロナウイルス感染症に係るワクチンに関すること。

［精神保健課］

・精神保健に関すること。
・精神科救急情報センター事業に関すること。

［食品衛生課］

・食品衛生に関すること。

［環境薬事課］

・環境衛生に関すること。
・狂犬病の報告に関すること。
・薬事に関すること。
・墓地、納骨堂及び火葬場の経営許可に関すること。

保健センター

・母子保健及び成人保健に関すること。
・歯科保健に関すること。
・精神保健に係る一次相談に関すること。
・栄養指導及び食生活改善に関すること。
・訪問指導に関すること。
・予防接種に係る相談に関すること。
・家族等のない精神障害者の医療保護入院の同意に関すること。
・保健所業務に係る申請の受付に関すること。
・国民健康保険の特定健康診査に係る特定保健指導に関すること。

５　職員配置状況

（令和３年４月１日現在）

【保健所】

	総数	保健所	保　健 総務課	地域保健 支援課	疾病予防 対策課	新型コロナウイルスワクチン対策室	精　神 保健課	環　境 薬事課	食　品 衛生課	市　場 監視係
総　数	182 (3)	3	20	20 (2)	59	16	30 (1)	13	18	3
医　師	3	1			1		1			
獣医師	17							2	14	1
薬剤師	15					1		9	3	2
保健師	47	1	5	9	24	2	6			
看護師	2		2							
診療放射線技師	1				1					
臨床検査技師	1		1							
栄養士	2			2						
歯科衛生士	1			1						
精神保健福祉士	21						21			
食品衛生監視員	1								1	
事務職	70 (3)	1	11	8 (2)	33	13	2 (1)	2		
技術職	1		1							

※()内は再任用職員数の再掲
※その他、各課において会計年度任用職員（事務職・専門職）を任用

【保健センター】

	総数	西区	北区	大宮区	見沼区	中央区	桜区	浦和区	南区	緑区	岩槻区
総　数	161	12	18	15	18	14	14	20	19	16	15
保健師	126	9	15	12	15	10	11	14	15	13	12
栄養士	11	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
歯科衛生士	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
事務職	13	1	1	1	1	2	1	2	2	1	1
技術職	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0

第２章　総務・医務

１「人材育成プログラム」の活用

「保健師人材育成プログラム（改訂版）」「地域保健従事者人材育成プログラム（精神保健福祉士編）」等に基づき、新任保健師・精神保健福祉士を対象に、3 か月ごとの Off-JT（集合研修）とOJT（職場内研修）、3 か月ごとの教育担当者研修による人材育成を行った。保健師については、各所属にてキャリアラダーも活用している。

２　保健所等職員専門研修（Off-JT）

「保健師人材育成プログラム」等に基づき、公衆衛生分野に従事する専門職等の資質及び能力の向上を図ることを目的に、以下の研修を主催し実施した。令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催の見合わせや開催方法の変更を行った。このほか、国や研修専門機関等が実施する主要な研修に職員を派遣している。

主　催　研　修　実　施　状　況

研修名	内　容・テーマ	講 師	対 象	参加者数
保健所・保健センター等新任職員研修	保健所・保健センター等 業務説明	保健所長・各課長等の職員	保健所・保健センター等新規採用職員及び異動職員	50 名
新任地域保健従事者・教育担当者研修	3か月ごとのテーマに基づく研修（地域保健活動の進め方、地域診断 等） 9 回（うち 2 回は書面開催） 教育担当者研修 6 回（うち 3 回は書面開催）	保健総務課職員、 庁内他部署職員、 目白大学 看護学部 専任講師 永井 智子 氏	新規採用保健師及び教育担当者	延 179 名
伝達研修会	「公衆衛生の専門職として活動するために～最新情報にアップデートしよう！～」	保健所職員、 庁内他部署職員	公衆衛生分野に従事する専門職 等	14 名
危機管理研修会	PPE 実技演習　3 回	健康科学研究センター 保健科学課職員	保健師等専門職及び関係部署行政職	10 名
精神保健福祉士研修	グループスーパービジョン　1回	—	保健所・こころの健康センター・総合教育相談室等の精神保健福祉士	31 名

３　保健師活動体制強化事業

公衆衛生看護専門職としての保健師の活動体制の強化を目的に、新任期保健師トレーナーを派遣及び外部研修受講支援、保健師人材育成体系検討会議を行っている。

	件数
新任期保健師トレーナー派遣	100
外部研修受講支援	0

	回数
保健師人材育成体系検討会議	1

４　統計調査

⑴　人口動態調査（基幹統計）

人口動態は、出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の５種類の「人口動態事象」について、各届出書等から転記することによって調査している。保健所では、区民課で各届出書等から作成された調査票を審査、確認後、埼玉県へ送付している。

〈 根拠法令等 ： 人口動態調査令 〉

人口動態調査票受付件数（令和３年１月～令和３年12月）

	出生票	婚姻票	離婚票	死亡票	死産票
総　数	9,594	5,947	1,748	12,047	124
西　区	804	411	138	992	10
北　区	1,031	615	201	1,339	12
大宮区	942	797	198	1,227	13
見沼区	1,005	532	206	1,551	11
中央区	708	554	113	875	17
桜　区	504	296	108	847	2
浦和区	1,303	912	203	1,351	19
南　区	1,453	983	237	1,349	7
緑　区	1,232	525	187	1,224	17
岩槻区	612	322	157	1,290	16

＊上記件数は、さいたま市で作成した調査票の枚数であり、さいたま市の事象の数とは異なる。

⑵　保健統計調査

調査の名称・目的	調査時期	さいたま市内における対象
国民生活基礎調査 保健･医療･福祉･年金･所得等の国民生活の基礎的事項を把握する。	毎年６月	平成 27 年国勢調査地区から層化無作為抽出した地区内の全ての世帯（11 地区、699 世帯）
医療施設動態調査 医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、診療機能を把握する。	届出の受理または処分をしたとき	医療法に基づく開設・廃止・変更等の届出を受理又は処分をした医療施設

５　学生実習及び臨床研修医の受入れ

保健所・保健センターでは専門職育成の目的で、「さいたま市学生実習受入れ要綱」に基づき学生を受け入れている。令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大のため、8 月以降の保健所・保健センターでの学生実習の受入れを中止とした。

また、保健所では「埼玉県医師臨床研修(地域保健)実施要綱」に基づく臨床研修医の受入れも行っているが、新型コロナウイルス感染症感染拡大のため、保健所実習の受入れは中止となった。

⑴　保健所

種　　別	団　　体　　名	実人員	延人員
看護学生等	埼玉県立大学　※1	12	60
	目白大学　　※1	12	60
	早稲田医療技術専門学校　※2	12	12
	埼玉県立常盤高等学校看護専攻科	74	74
	埼玉大学	20	20
合計	5団体	130	226

※1　実習期間を短縮して受入れた

※2　オリエンテーションのみ実施し、実習受入れは中止した

⑵　保健センター

種　　別	団　　体　　名	実人員	延人員
看護学生等	埼玉県立大学　※1	16	84
	目白大学　※1	9	54
	埼玉県立常盤高等学校看護専攻科	74	74
	大宮医師会看護専門学校	26	52
合計	4団体	125	264

※1　実習期間を短縮して受入れた

６　医務・医療監視

保健所では、市内の病院、診療所、助産所、歯科技工所及び施術所の開設等に関する事務及び衛生検査所の登録・検査に関する事務並びに医療監視を行っている。

〈 根拠法令等 ： 医療法第 7 条第 1 項、法第 7 条第 2 項、法第 7 条第 3 項、法第 8 条、法 8 条の 2 第 2 項、法第 9 条第 1 項、法第 9 条第 2 項、法第 12 条第 2 項、法第 15 条第 3 項、法第 18 条ただし書き、法第 25 条第 1 項、法第 27 条、医療法施行令第 3 条の 3、令第 4 条、令第 4 条の 2 第 1 項、令第 4 条の 2 第 2 項、歯科技工士法第 21 条第 1 項、法第 21 条第 2 項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第 9 条の 2 第 1 項、法律第 9 条の 2 第 2 項、法律第 9 条の 3、柔道整復師法第 19 条第 1 項、法第 19 条第 2 項、臨床検査技師等に関する法律第 20 条の 3 第 1 項、法第 20 条の 4 第 3 項、法第 20 条の 5 〉

申請・届出等受理件数及び医療監視実施件数

	開設許可（登録）	変更許可（登録変更）	開設届出	変更届出	休止届出	再開届出	廃止届出	使用前の検査申請	その他許可届出	立入検査
総 数	113	83	273	777	17	4	204	33	337	65
病 院	1	47	1	11	0	0	1	29	51	39
診療所	102	30	140	382	10	1	119	3	180	19
歯科診療所	10	5	27	147	6	2	27	0	106	1
助産所	0	0	6	3	0	0	2	1	0	1
歯科技工所			2	4	0	0	2		0	0
施術所			97	218	1	1	53		0	0
衛生検査所	0	1		12	0	0	0		0	5

届出施設数及び病床数

（令和 4 年 3 月 31 日現在：休止を含む）

	施設数	病床数
病　院　（うち有床施設数）	39(39)	7,982
診療所　（うち有床施設数）	1,024(30)	353
歯科診療所　（うち有床施設数）	700(1)	5
助 産 所　（うち入所施設数）	36(2)	6
歯科技工所	157	
施 術 所	1,747	
衛生検査所	8	

7　医療安全相談

患者・家族等と医療機関等の信頼関係の構築を支援するため、保健所に「医療安全相談窓口」を設置し、患者・家族等からの苦情や相談等へ対応、医療機関の案内を行っている。

〈 根拠法令等 ： 医療法第 6 条の 13、さいたま市医療安全支援センター設置要綱（H20 年 6 月 20 日施行） 〉

相談方法別件数

電　　話	1,393
来　　庁	10
手　　紙	5
そ の 他	18
合　　計	1,426

相談種別件数

相談・質問	843
不信・苦情	580
要望・提言	1
そ　の　他	2
合　　計	1,426

相談内容別件数

健康・病気	348
医療内容	283
医療事故	32
対応・接遇	238
医療費	112
カルテ開示等	61
医療機関案内	238
そ　の　他	114
合　　計	1,426

8　衛生免許事務（埼玉県への経由事務）

保健所では、医師・歯科医師等の厚生労働大臣免許及び調理師・准看護師等の知事免許の申請受付等の事務を行っている。

厚生労働大臣免許申請受付件数（令和 4 年 3 月 31 日現在）

	総数	医師	歯科医師	保健師	助産師	看護師	診療放射線技師	臨床検査技師	衛生検査技師	理学療法士	作業療法士	視能訓練士	薬剤師	管理栄養士
免許申請	1,002	82	11	67	16	393	23	45		77	25	13	129	121
書換え	867	46	7	87	16	430	18	37	1	34	23	8	83	77
再交付	44	8	1	1	0	15	3	4	0	1	2	1	5	3
抹消	4	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
合計	1,917	138	20	155	32	838	44	86	1	112	50	22	218	201

県知事免許申請受付件数（令和 4 年 3 月 31 日現在）

	総数	栄養士	調理師	製菓衛生師	クリーニング師	准看護師	登録販売者	他県准看護師
免許申請	588	119	250	13	1	46	159	
書換え	175	71	46	3	0	22	15	18
再交付	59	7	32	2	1	6	6	5
抹消	1	0	1	0	0	0	0	0
合計	823	197	329	18	2	74	180	23

第3章　母子保健

さいたま市では、1保健所各区1保健センター（10区）体制で地域密着型のきめ細かい保健サービスの提供に努めている。

1　届出等

⑴　母子健康手帳の交付及び出生連絡票の受理

［保健所・保健センター・妊娠・出産包括支援センター］

母子健康手帳は、妊娠・出産包括支援センター、各区役所区民課、支所及び市民の窓口で交付している。

さらに、妊娠・出産包括支援センター及び保健センターでは、保健指導を受けることが必要である産婦・新生児の出生等を早期に把握するため、母子健康手帳に添付されている出生連絡票の提出を促している。

〈　根拠法令等　：　母子保健法第 16 条、第 18 条、第 22 条　〉

母子健康手帳の交付及び出生連絡票の受理件数（低体重児届出の受理を含む）

		母子健康手帳交付数（部）	体重別の届出数							訪問希望の有無		
			～999g	1,000g～1,499g	1,500g～1,999g	2,000g～2,499g	2,500g～3,999g	4,000g～	計	有	無	計
総　数		10,209	21	28	115	669	8,033	59	8,925	6,939	1,996	8,935
内訳	西　区	810	1	1	8	49	701	2	762	606	155	761
	北　区	1,031	2	1	17	66	854	2	942	727	215	942
	大宮区	1,095	1	3	9	89	774	7	883	670	218	888
	見沼区	994	3	2	10	62	872	7	956	704	253	957
	中央区	814	1	1	6	42	560	3	613	484	130	614
	桜　区	530	0	2	8	35	484	3	532	426	105	531
	浦和区	1,499	1	6	10	100	1,094	12	1,223	1,012	213	1,225
	南　区	1,681	1	1	19	117	1,264	8	1,410	1,115	295	1,410
	緑　区	1,184	10	7	17	74	896	9	1,013	774	242	1,016
	岩槻区	571	1	4	11	35	534	6	591	421	170	591

⑵　妊娠・出産包括支援センター事業　　**［妊娠・出産包括支援センター］**

平成 29 年 4 月から妊娠・出産包括支援センターを 10 区に設置し、各種事業を実施している。母子保健相談員（保健師、助産師の有資格者）が、妊娠届出時に母子健康手帳を交付し、アンケートや面接から支援が必要な方を早期に把握することで、妊娠・出産・育児に関する相談にワンストップで応じ、情報提供や必要なサービスを利用できるよう調整している。全ての妊婦を把握し、継続支援の必要な方へ支援プランを作成して、地区担当保健師や他機関と連携し切れ目のない支援を行っている。

〈　根拠法令等　：　母子保健法第 22 条　〉

アンケート実績（※転入分も含む）【住民登録地別】

		住民登録地別アンケート受理数	再掲 ※2次設問実施者数	再掲 2次設問の方法 面接	電話	訪問
総　数		10,988	10,668	9,694	967	7
内訳	西区	866	856	814	42	0
	北区	1,132	1,100	1,012	88	0
	大宮区	1,042	999	941	56	2
	見沼区	1,147	1,106	967	137	2
	中央区	926	916	869	47	0
	桜区	684	669	646	23	0
	浦和区	1,563	1,535	1,300	233	2
	南区	1,850	1,826	1,690	136	0
	緑区	1,108	998	915	83	0
	岩槻区	670	663	540	122	1

2　健康教育

⑴　出産前教室　　［保健センター］

主に初妊婦とその夫やパートナー等を対象に、妊婦の健康の保持・増進を図り、夫やパートナー等の理解と育児協力を促すことを目的とし、妊娠・出産・育児に関する講義・実習等を実施している。

区により、母親学級と両親学級の単独型もしくは合体コース制をとっている。

〈　根拠法令等　：　母子保健法第９条　〉

①母　親　学　級　実　施　状　況

		実施回数	参加人員 母親 実人員	母親 延人員	父親 実人員	父親 延人員	その他 実人員	その他 延人員	計 実人員	計 延人員	内容
総　数		59	636	682	36	36	0	0	672	718	①座談会　②妊娠中の保健と生活　③母子健康手帳の使い方　④お産の準備と経過　⑤産後の生活　⑥妊娠中の食生活　⑦妊娠中と赤ちゃんのお口のケア　⑧赤ちゃんと育児
内訳	西　区	7	50	50	0	0	0	0	50	50	
	北　区	5	99	99	30	30	0	0	129	129	
	大宮区	5	102	102	0	0	0	0	102	102	
	見沼区	12	50	96	0	0	0	0	50	96	
	中央区	6	66	66	4	4	0	0	70	70	
	桜　区	4	39	39	1	1	0	0	40	40	
	浦和区	9	90	90	0	0	0	0	90	90	
	南　区	5	78	78	0	0	0	0	78	78	
	緑　区	4	47	47	1	1	0	0	48	48	
	岩槻区	2	15	15	0	0	0	0	15	15	

②両 親 学 級 実 施 状 況

		実施回数	参加人員								内　容
			母 親		父 親		その他		計		
			実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	
総　数		79	1,433	1,433	1,430	1,430	2	2	2,865	2,865	・妊娠・出産・育児に関する講義 ・妊婦体験
内訳	西 区	6	48	48	48	48	0	0	96	96	
	北 区	4	105	105	105	105	0	0	210	210	
	大宮区	12	231	231	233	233	0	0	464	464	
	見沼区	5	83	83	83	83	0	0	166	166	
	中央区	6	69	69	68	68	2	2	139	139	
	桜 区	4	38	38	38	38	0	0	76	76	
	浦和区	12	349	349	351	351	0	0	700	700	
	南 区	14	290	290	289	289	0	0	579	579	
	緑 区	12	164	164	163	163	0	0	327	327	
	岩槻区	4	56	56	52	52	0	0	108	108	

⑵ ふたご支援事業　　［保健センター］

多胎妊婦とふたご以上の子どもを持つ親同士が、お互いに情報交換をすることおよび必要な情報を得ることにより、育児不安を軽減できることを目的とし、各区の実情に応じて実施(「ふたごの集い」として交流の場を設ける、自主グループ支援を行う。)している。

〈 根拠法令等 ： 母子保健法第９条 〉

①「ふたごの集い」を実施

		実施回数	参加人員					
			妊婦	母	父	児	その他	計
総　数		16	11	46	8	94	8	167
内訳	西　区	2	0	6	1	14	3	24
	北　区	3	1	5	0	10	1	17
	大宮区	0	0	0	0	0	0	0
	見沼区	2	1	5	0	10	1	17
	中央区	2	1	6	0	12	0	19
	桜　区	1	0	1	0	2	0	3
	浦和区	1	1	3	1	6	1	12
	南　区	2	4	10	4	20	1	39
	緑　区	2	2	6	0	12	0	20
	岩槻区	1	1	4	2	8	1	16

②自主グループ支援を実施

大宮区で1回、見沼区で３回実施した。

⑶ 育児学級 ［保健センター］

おおむね2～3か月の乳児とその保護者を対象に、ふれあい遊びや事故予防など育児に関する情報と親同士の交流の場を提供することで、育児不安を軽減させ、子ども虐待予防を図るため、保健センターで育児学級を実施している。

〈 根拠法令等 ： 母子保健法第９条 〉

育 児 学 級 実 施 状 況

		実施回数	参加人員					内 容
			母親	父親	児	その他	計	
総 数		93	1,226	22	1,234	44	2,526	【1コース1回】 親子遊び、講義、座談会
内訳	西 区	7	33	0	31	1	65	
	北 区	11	96	5	97	2	200	
	大宮区	9	83	2	85	0	170	
	見沼区	9	61	3	62	0	126	
	中央区	3	40	0	36	0	76	
	桜 区	6	33	2	33	0	68	
	浦和区	10	220	6	225	2	453	
	南 区	26	498	3	501	39	1,041	
	緑 区	9	132	1	134	0	267	
	岩槻区	3	30	0	30	0	60	

⑷ 離乳食教室 ［保健センター］

4～5 か月の乳児をもつ保護者を対象に、離乳食の進め方、調理方法を知り、離乳食に対する不安の解消・軽減を図ること、また、乳児期の成長・発達を知り、子どもの健全な育成を図ることを目的として、保健センターで離乳食教室を実施している。

〈 根拠法令等 ： 母子保健法第９条 〉

離 乳 食 教 室 実 施 状 況

		実施回数	参加人員					内 容
			母 親	父 親	児	その他	計	
総 数		120	972	27	532	1	1,532	栄養、歯に関する講義
内訳	西 区	10	39	1	36	0	76	
	北 区	8	87	8	41	0	136	
	大宮区	12	97	0	56	0	153	
	見沼区	15	78	4	52	0	134	
	中央区	11	114	1	9	0	124	
	桜 区	9	60	0	30	1	91	
	浦和区	10	127	4	64	0	195	
	南 区	19	190	5	113	0	308	
	緑 区	18	131	1	98	0	230	
	岩槻区	8	49	3	33	0	85	

⑸ 親子教室　　［保健センター］

発達や情緒において遅れのある幼児とその保護者に対し、集団による指導や交流できる場を提供し、併せて全体的な発達を促しながら、幼児の健やかな育成及び保護者の不安の軽減を図ることを目的として、保健センターで親子教室を実施している。

〈 根拠法令等 ： 母子保健法第９条 〉

親　子　教　室　実　施　状　況

		実施回数	参加人員										内容
			母親		父親		児		その他		計		
			実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	
総数		162	204	940	20	54	205	981	20	53	449	2,028	・自由遊び ・親子遊び ・設定遊び ・懇談会など
内訳	西区	18	21	80	1	1	22	87	3	3	47	171	
	北区	18	20	95	1	1	20	95	1	1	42	192	
	大宮区	10	14	38	1	7	14	38	2	3	31	86	
	見沼区	24	31	162	8	26	31	181	8	36	78	405	
	中央区	7	10	27	1	1	10	27	1	2	22	57	
	桜区	18	18	90	3	7	18	94	0	0	39	191	
	浦和区	21	29	172	1	3	29	176	1	2	60	353	
	南区	13	17	79	0	0	17	79	4	6	38	164	
	緑区	14	25	99	1	1	25	100	0	0	51	200	
	岩槻区	19	19	98	3	7	19	104	0	0	41	209	

⑹ むし歯予防教室　　［保健センター］

おおむね１歳～1歳５か月児とその保護者を対象に、生活習慣の形成等健康教育を実施すると共に１歳６か月児の歯科健康診査とフッ化物塗布の勧奨をしている。また、市立保育園児とその保護者等を対象に教室を開催している。

〈 根拠法令等 ： 母子保健法第９条 〉

む し 歯 予 防 教 室 実 施 状 況

①おおむね1歳～1歳5か月児

		実施回数	参加延人員					内容
			母親	父親	児	その他	計	
総数		105	527	20	471	2	1,020	むし歯予防と歯みがきに関する講義
内訳	西区	10	28	0	28	0	56	
	北区	8	40	4	40	1	85	
	大宮区	11	60	1	57	0	118	
	見沼区	13	53	3	54	0	110	
	中央区	9	38	1	37	0	76	
	桜区	8	30	1	26	0	57	
	浦和区	8	48	2	38	1	89	
	南区	20	135	3	106	0	244	
	緑区	11	73	2	63	0	138	
	岩槻区	7	22	3	22	0	47	

②市立保育園（施設に歯科衛生士が直接巡回して実施）

		実施回数	参加延人員					内容
			母親	父親	児	その他	計	
総　数		53	24	3	1,971	0	1,998	むし歯予防と歯みがきに関する講義
内訳	西　区	4	0	0	155	0	155	
	北　区	5	0	0	267	0	267	
	大宮区	6	0	0	184	0	184	
	見沼区	7	0	0	224	0	224	
	中央区	6	24	3	81	0	108	
	桜　区	2	0	0	65	0	65	
	浦和区	9	0	0	391	0	391	
	南　区	8	0	0	316	0	316	
	緑　区	3	0	0	132	0	132	
	岩槻区	3	0	0	156	0	156	

⑺ 保育園・幼稚園等職員歯科研修会　［保健所］

保育園・幼稚園等の職員及び保育園・幼稚園児等の歯科疾患の予防につなげることを目的として歯科研修会を実施している。令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止した。

〈 根拠法令等 ： 母子保健法第 9 条、第 10 条 〉

⑻　地区健康教育　　［保健センター］

公民館、小学校等の地区からの依頼により、保健所・保健センターの保健師、管理栄養士、歯科衛生士等による地区健康教育を実施している。

〈 根拠法令等 ： 母子保健法第９条 〉

地区健康教育実施状況

	開催回数	参加延人員					内容
		母親	父親	児	その他	計	
総数	71	206	3	1,549	50	1,808	講義等
西区	4	9	0	115	0	124	
北区	6	6	0	317	0	323	
大宮区	9	38	0	159	14	211	
見沼区	5	22	1	77	0	100	
中央区	4	10	0	68	4	82	
桜区	6	26	1	36	0	63	
浦和区	7	29	0	12	9	50	
南区	14	33	0	386	10	429	
緑区	7	5	0	225	7	237	
岩槻区	9	28	1	154	6	189	

（再掲）むし歯予防教室

	実施回数	参加人員					内容
		母親	父親	児	その他	計	
総数	55	150	3	1,519	24	1,696	各施設で実施 むし歯予防と歯みがきに関する講義
西区	3	7	0	113	0	120	
北区	6	6	0	317	0	323	
大宮区	8	31	0	152	14	197	
見沼区	3	19	1	73	0	93	
中央区	4	10	0	68	4	82	
桜区	4	16	1	26	0	43	
浦和区	1	5	0	5	0	10	
南区	11	23	0	386	0	409	
緑区	6	5	0	225	0	230	
岩槻区	9	28	1	154	6	189	

⑼　思春期保健事業　　［地域保健支援課］

市内小・中学生、高校生等の思春期にある子どもとその保護者、並びに関係者を対象に平成 29 年度から思春期保健事業を実施している。

〈 根拠法令等 ： 母子保健法第 9 条 〉

①思春期保健教室

市内 19 校（小学校 10 校、中学校 9 校）で実施した。

		参加者数
総　数		2,216
内訳	小学生	1,019
	中学生	1,033
	高校生	0
	教職員	97
	保護者	66
	その他	1

②思春期保健に関する連携会議

日時：令和 3 年 8 月 19 日（木） 9:30～11:30

会場：大宮区役所保健センター・本庁・保健所の 3 会場からのオンライン会議

内容：思春期保健事業の説明

埼玉県助産師会さいたま市地区によるミニ講座「思春期教室の実際」

意見交換

3 健康相談

⑴ 育児相談・来所健康相談・電話相談 ［保健所・保健センター］

乳幼児の発達や保護者の育児不安などに関し適切な保健指導を行い、不安の解消さらには子どもの健全な発達を促すため、保健所・保健センターで各種相談を実施している。

〈 根拠法令等 ： 母子保健法第 10 条 〉

育 児 相 談 実 施 状 況

	実施回数	乳 児		幼 児		妊 婦		産 婦		その他		計	
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
総 数	232	1,228	2,056	658	1,135	3	3	28	28	4	4	1,921	3,226
西 区	28	131	253	98	140	1	1	0	0	0	0	230	394
北 区	20	108	178	80	113	0	0	0	0	0	0	188	291
大宮区	31	170	381	97	229	0	0	0	0	0	0	267	610
見沼区	21	47	62	30	37	1	1	0	0	0	0	78	100
中央区	23	98	179	50	124	0	0	1	1	0	0	149	304
桜 区	30	85	143	49	97	1	1	0	0	0	0	135	241
浦和区	5	49	55	42	42	0	0	0	0	0	0	91	97
南 区	30	354	493	43	70	0	0	2	2	0	0	399	565
緑 区	20	88	127	80	116	0	0	22	22	0	0	190	265
岩槻区	24	98	185	89	167	0	0	3	3	4	4	194	359

※地区依頼の相談も含む

来 所 健 康 相 談 状 況

		乳 児		幼 児		妊 婦		産 婦		その他		計	
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
総 数		2,290	2,738	2,563	3,204	10,440	10,453	1,799	1,806	2,871	2,875	19,963	21,076
保健所		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保健センター	西 区	164	168	143	157	863	863	117	117	199	199	1,486	1,504
	北 区	162	256	360	470	1,146	1,152	210	211	627	627	2,505	2,716
	大宮区	153	191	178	229	1,156	1,156	100	100	217	217	1,804	1,893
	見沼区	235	282	282	381	1,015	1,015	194	194	369	369	2,095	2,241
	中央区	181	271	251	329	920	927	221	227	296	300	1,869	2,054
	桜 区	102	149	130	191	616	616	89	89	201	201	1,138	1,246
	浦和区	346	402	346	419	1,398	1,398	189	189	252	252	2,531	2,660
	南 区	256	282	455	512	1,647	1,647	108	108	186	186	2,652	2,735
	緑 区	539	561	204	255	1,052	1,052	469	469	234	234	2,498	2,571
	岩槻区	152	176	214	261	627	627	102	102	290	290	1,385	1,456

電 話 相 談 件 数

		延 人 員									
		妊婦	産婦	乳 児		幼児	学 童		その他		計
				新生児	乳 児		小学生	中学生	20歳未満	保護者	
総 数		5,417	4,373	943	6,751	9,032	257	84	32	4,484	31,373
保健所		5	7	1	7	4	0	0	0	7	31
保健センター	西 区	341	347	118	439	492	14	12	6	204	1,973
	北 区	884	559	88	618	782	41	3	3	494	3,472
	大宮区	791	611	83	837	984	20	11	6	585	3,928
	見沼区	745	624	134	981	1,384	44	5	1	800	4,718
	中央区	200	269	90	334	589	27	12	4	311	1,836
	桜 区	172	261	48	396	755	10	0	1	540	2,183
	浦和区	711	335	115	662	724	15	3	2	124	2,691
	南 区	675	447	107	958	1,233	36	31	5	438	3,930
	緑 区	513	403	60	684	1,032	20	3	0	401	3,116
	岩槻区	380	510	99	835	1,053	30	4	4	580	3,495

4 健康診査

⑴ 妊婦健康診査 ［保健所・保健センター］

妊娠中の異常を早期に発見するとともに、心身ともに母体の健康を保ち胎児の健全な発育を促すため健康診査（超音波検査、B 群溶血性連鎖球菌検査等を含む）と下記の検査等の費用の一部を助成している。

〈 根拠法令等 ： 母子保健法第 13 条 〉

妊婦健康診査受診状況（人）

妊婦健康診査	121,284
HIV抗体検査	9,641
HBs抗原検査	9,662
HCV抗体検査	9,662
子宮頸がん	9,209
HTLV-1抗体検査	9,611
性器クラミジア検査	9,538

※妊婦健康診査は1～14 回目の受診者延数

⑵ 妊婦歯科健康診査 ［保健所・保健センター］

妊婦の口腔衛生の向上及び胎児の健全な発育を図るため、市内個別医療機関において妊婦を対象に妊婦歯科健康診査を実施している。

〈 根拠法令等 ： 母子保健法第 13 条 〉

妊婦歯科健康診査受診者数	2,384人

⑶ 産婦健康診査 ［保健所・保健センター］

産婦の健康の増進、母子への支援の充実及び経済的負担の軽減を図り、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備するために、出産後概ね1か月程度の産婦に対し、産婦健康診査として基本的な健康診査とこころの健康チェックを実施している。

〈 根拠法令等 ： 母子保健法第 13 条 〉

産婦健康診査費用助成件数	8,875

⑷ 乳幼児健康診査、幼児歯科健康診査　　［保健所・保健センター］

乳幼児を対象に、市内個別医療機関において乳幼児健康診査及び幼児歯科健康診査を実施している。

〈 根拠法令等 ： 母子保健法第 12 条、第 13 条 〉

乳 幼 児 健 康 診 査 実 施 状 況

			4か月児健康診査	10か月児健康診査	1歳6か月児健康診査	3歳児健康診査
対　象			4か月～6か月未満児	10か月～12か月未満児	1歳6か月～2歳未満児	3歳6か月～4歳未満児 （歯科健診は3歳～4歳未満児）
内　容			①問診 ②身体測定 ③診察 ④必要とする乳児に対し保健指導、 栄養指導等		①問診　②身体測定　③診察 ④尿検査(3歳児健診のみ実施) ⑤視聴覚検査　⑥歯科健康診査 ⑦フッ化物塗布（1歳6か月児歯科健診時希望者へ実施） ⑧必要とする幼児に対し保健指導、 栄養指導等	
実施場所			市 内 個 別 医 療 機 関			
一般健康診査	対象児数		10,301	10,154	10,764	11,147
	受診児数		9,733	9,617	10,158	10,278
	受診率		94.5%	94.7%	94.4%	92.2%
	医師の判定事項	特になし	8,178	7,999	8,390	7,371
		指導	466	499	744	1,493
		経過観察	490	796	908	1,083
		再検査（尿・目・耳）				925
		精密健康診査紹介	290	228	285	1,062
		乳幼児発達健康診査	6	49	168	147
		要治療	200	100	83	64
		加療中	575	494	492	698
		医師から市への指示事項あり（再掲）	168	223	293	286
歯科健康診査	対象児数				10,764	11,518
	受診児数				9,265	9,267
	受診率				86.1%	80.5%
	フッ化物塗布実施数（延）※				11,563	
	医師の判定事項	むし歯なし			9,190	8,598
		むし歯あり			75	669
		むし歯の総本数			201	1,917
		一人平均むし歯本数			0.02	0.21
		不正咬合あり（人）			896	1,423
		軟組織異常あり（人）			658	188
		その他異常あり（人）			410	603

※ フッ化物塗布は1歳6か月～2歳6か月未満の間に2回受けることができる。
※ 令和3年度の2回目のフッ素化物塗布は、経過措置として、令和元年9月30日以前生まれの1歳6か月～2歳6か月未満児を対象として実施。

⑸ 乳幼児健康診査未受診フォロー　［保健所・保健センター］

保健所・保健センターでは、4 か月児、1 歳 6 か月児及び 3 歳児健康診査の未受診児に対してアンケートを送付している。アンケートの返信の有無に関わらず、電話・訪問等で現在の状況や発育・発達、心配事を把握し、必要に応じて保健師等が事後指導を行っている。さらに必要な場合には、継続支援を行っている。

〈 根拠法令等 ： 母子保健法第 10 条、第 12 条、第 13 条〉

未 受 診 フ ォ ロ ー 実 施 状 況　（人）

		4か月児健康診査	1歳6か月児健康診査	3歳児健康診査
フォロー対象者		221	255	525
アンケート返信数		130	114	274
アンケート未返信数 ※		91	141	251
アンケート返信率（%）		58.8%	44.7%	52.2%
未受診理由	医療機関で受診	93	39	70
	特に心配なし	13	24	58
	保育園等	0	15	65
	忘れていた 忙しかった	45	84	151
	その他	67	76	156
フォロー結果	終了	183	210	457
	継続フォロー	32	25	28
	市外転出（国外も含む）	3	3	15
	確認中	3	17	25

※アンケートの発送ができず、未受診フォロー対象になる方は「アンケート未返信数」へ計上

⑹ 精密健康診査　［保健所・保健センター］

乳幼児健康診査において、より精密な健康診査を行う必要があると認められた乳幼児を対象に、疾病及び発達の遅れの早期発見、早期治療を図るため、市内個別医療機関において精密健康診査を実施している。

〈 根拠法令等 ： 母子保健法第 12 条及び第 13 条 〉

精密健康診査受診状況

	精健票延交付枚数	延受診児数	受診率
4か月児健康診査	305	266	87.2%
10か月児健康診査	238	217	91.2%
1歳6か月児健康診査	292	249	85.3%
3歳児健康診査	1,169	864	73.9%

※交付枚数は、複数の精密健康診査受診票を発行していることがあるため、医師の判定事項（精密診査紹介）の数とは一致しない。

内容別精健票交付状況　　（件）

	4か月児	10か月児	1歳6か月児	3歳児	合　計
総　数	305	238	292	1,169	2,004
心臓及び循環	9	11	12	14	46
消化器	0	0	0	0	0
皮　膚	30	23	13	6	72
四肢･脊柱	147	28	35	24	234
眼	29	72	93	723	917
耳･鼻	12	1	12	238	263
咽　頭	1	2	3	3	9
呼吸器	0	0	0	0	0
その他	77	101	124	161	463

⑺ 乳幼児発達健康診査　　［保健センター］

乳幼児健康診査や育児相談などで身体発育･精神言語発達について専門医等によるスクリーニングが必要と判断された乳幼児を対象に健康診査を行い、疾病の早期発見及び発育･発達の支援を行っている。

〈 根拠法令等 ： 母子保健法第 13 条 〉

【内容】①問診 ②計測 ③検査 ④診察 ⑤相談

乳幼児発達健康診査実施状況

		実施回数	乳　児		幼　児		合計	
			実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
総　数		177	27	30	1,116	1,216	1,143	1,246
内訳	西　区	15	1	1	100	110	101	111
	北　区	15	1	1	85	92	86	93
	大宮区	16	2	2	92	95	94	97
	見沼区	20	13	15	131	138	144	153
	中央区	13	0	0	73	75	73	75
	桜　区	16	2	3	100	111	102	114
	浦和区	22	4	4	175	196	179	200
	南　区	23	1	1	157	176	158	177
	緑　区	21	1	1	102	116	103	117
	岩槻区	16	2	2	101	107	103	109

5 訪問指導

⑴ 妊産婦・新生児訪問指導 ［保健センター］

保健センターでは、妊婦健康診査の結果、保健指導が必要な妊婦、出生連絡票等で把握した新生児及び乳児とその保護者（里帰り出産を含む）を対象に、妊産婦・新生児の健康増進と育児不安の軽減を図るため、助産師又は保健師が家庭訪問を実施している。

訪問の際には、自己記入方式質問票〔育児支援チェックリスト・エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）・赤ちゃんへの気持ち質問票〕を使用して、早期に産後の育児に関する状況や気持ちを把握し、育児不安の軽減や虐待予防のための支援をしている。

なお、妊産婦・新生児訪問指導を利用しない場合は、ハローエンゼル訪問により状況の確認をしている。

〈 根拠法令等 ： 母子保健法第 10 条、第 11 条、第 17 条 〉

妊産婦・新生児訪問指導実施状況 （人）

下段：助産師委託分（再掲）

		妊婦	産婦	新生児	未熟児	乳児	計
総数		1	6,303	693	669	5,024	12,690
		0	5,960	603	532	4,882	11,977
内訳	西区	0	533	16	42	476	1,067
		0	523	15	36	473	1,047
	北区	0	609	45	54	519	1,227
		0	593	44	44	512	1,193
	大宮区	0	615	42	81	501	1,239
		0	591	39	71	488	1,189
	見沼区	0	630	107	56	474	1,267
		0	552	75	36	443	1,106
	中央区	0	471	68	47	362	948
		0	428	54	37	342	861
	桜区	0	382	45	47	296	770
		0	372	44	42	291	749
	浦和区	1	914	114	106	708	1,843
		0	891	112	95	694	1,792
	南区	0	1,019	90	110	831	2,050
		0	951	71	75	813	1,910
	緑区	0	694	101	76	532	1,403
		0	665	93	61	520	1,339
	岩槻区	0	436	65	50	325	876
		0	394	56	35	306	791

⑵ 産後ケア事業　　［保健所・保健センター・妊娠・出産包括支援センター］

保健センターでは、出産後に心身の不調や育児不安がある等、育児支援を必要とする母子及びその家族を対象に、心身のケアや育児サポート等を行い、産後うつの予防や育児不安の解消を図るために産後ケア事業を実施している。

〈 根拠法令等 ：母子保健医療対策総合支援事業実施要綱 〉

訪問型（延）	476
宿泊型（延）	385
デイサービス型（延）	77

※宿泊型・デイサービス型については、令和 2 年 10 月より開始

⑶ 母子訪問指導　　［保健所・保健センター］

保護者の健康問題や育児不安の軽減を図り、児の健全な発育発達をうながすため、保健師・管理栄養士・歯科衛生士等が家庭訪問を実施している。

また、未熟児養育医療給付児および未熟で出生した児に対して発育・発達の問題や保護者の育児不安について特に支援が求められるため、相談・訪問指導等を継続的に実施している。

〈 根拠法令等 ： 母子保健法第 10 条 ・ 第 19 条 〉

母 子 訪 問 指 導 実 施 状 況　　（延人員）

		妊 婦	産 婦	新生児	未熟児	乳 児	幼 児	その他	計
総 数		220	2,108	293	539	1,812	2,713	3,188	10,873
保健所		0	0	0	0	0	0	0	0
保健センター	西 区	3	94	18	20	84	112	108	439
	北 区	24	227	34	63	189	184	236	957
	大宮区	12	225	40	71	143	158	208	857
	見沼区	44	233	28	50	211	330	392	1,288
	中央区	8	163	29	44	120	138	181	683
	桜 区	26	107	18	31	108	171	229	690
	浦和区	22	416	43	128	308	502	519	1,938
	南 区	39	305	36	52	280	377	505	1,594
	緑 区	13	207	29	52	154	355	337	1,147
	岩槻区	29	131	18	28	215	386	473	1,280

※その他：保護者等・小学生・中学生・その他20歳未満の子ども・母精神疾患等の総数

6 専門相談

⑴ 不妊治療支援 ［保健所］

生涯を通じた健康支援の一環として、不妊に悩む市民等に対し、相談や情報の提供を行っている。

〈 根拠法令等 ： さいたま市不妊治療支援事業実施要綱 〉

ア 不妊相談（不育相談含む）

① 一般相談

不妊治療に関する一般的な相談に保健師が電話や面接等で応じている。

不妊相談（一般相談）実施状況

相談方法別件数			
電話	面接	その他	合計
3,934	265	40	4,239

相談内容（重複あり）	相談件数
不妊の原因について	0
不妊症の検査・治療について	336
不妊治療を実施している医療機関の情報について	18
主治医や医療機関に対する不満について	28
世間の偏見や無理解による不満について	0
家族に関すること	0
助成金について	3,980
不育症について	237
その他	243
合計	4,842

② 専門相談

不妊治療に関する専門相談として、カウンセラーによる面接相談及び助産師等による電話相談を行っている。電話は専用回線を設置している。

不妊相談（専門相談）実施状況

相談種別	相談者延数
面接相談	21
電話相談	307

相談内容（重複あり）	相談件数	
	面接相談	電話相談
不妊の原因について	1	4
不妊症の検査・治療について	8	19
不妊治療を実施している医療機関の情報について	4	27
主治医や医療機関に対する不満について	1	2
世間の偏見や無理解による不満について	0	0
家族に関すること	0	3
助成金について	8	201
不育症について	0	23
仕事との両立について	2	2
その他	12	59
合計	36	340

⑵　妊娠・出産の電話相談　　［保健所］

生涯を通じた女性の健康支援事業の一環として妊娠・出産に関して、保健師・助産師等が専用電話回線を通じて相談・助言等を行うことにより妊娠期からの切れ目のない支援を行う事業である。

〈 根拠法令等 ： 妊娠・出産の電話相談実施要領 〉

妊娠・出産の電話相談実施状況

	件数
妊娠・出産電話相談	25

相談内容（重複あり）	相談件数
望まない妊娠	0
家族・育児面の不安	0
出産病院がみつからない	0
経済的問題	0
その他	25
合　計	25

⑶　お母さんの心の健康相談　　［保健所］

保健所では、心の健康支援を必要とする母親の早期支援を目的として、精神科医による専門相談窓口を開設している。個別事例への対応と並行して、事例検討も実施している。

〈 根拠法令等 ： お母さんの心の健康相談事業実施要領 〉

お母さんの心の健康相談実施状況

実施回数	総　数		保健師からの相談
	実人員	延人員	件数
10	13	13	2

相談内容別(重複あり)	件数
EPDS高得点・産後うつ傾向	1
イライラする	7
母子関係	0
その他	6

診断内容別(重複あり)	件数
うつ状態	0
不安障害	0
適応障害	0
強迫性障害	2
その他	11

7 医療給付

保健所では、身体の発育が未熟なまま出生した乳児、身体に障害のある児童及び結核にかかり長期の入院を要すると認められた児童に対し、医療給付事業を実施している。

また、申請については、保健センターでも受け付けている。

⑴ 未熟児養育医療給付 ［保健所］

出生時の体重が2,000g以下及び医師が入院養育を必要と認めた新生児に対し、指定医療機関において必要な医療給付を行っている。

〈 根拠法令等 ： 母子保健法第 20 条 〉

未熟児養育医療給付件数

申請件数	決定件数	支払決定実人員	決定件数の出生時体重別内訳	
536	534	565	1,000g以下	29
			1,001～1,500g	33
			1,501～1,800g	58
			1,801～2,000g	81
			2,001～2,300g	111
			2,301～2,500g	49
			2,501g以上	173

⑵ 自立支援医療（育成医療）給付 ［保健所］

身体に障害のある児童又はそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患を持つ児童（18歳未満）で、確実な治療効果が期待できる場合に、医療の給付及び補装具の交付を行っている。

〈 根拠法令等 ： 障害者総合支援法第 58 条第 1 項 〉

育成医療給付件数

申請件数	決定件数	給付実人員	決定件数の種類別内訳	
142	121	101	肢体不自由	35
			視覚障害	10
			聴覚・平衡機能障害	7
			音声･言語･そしゃく機能障害	39
			心臓機能障害	18
			腎臓機能障害	0
			小腸機能障害	1
			その他（内臓疾患）	11
			免疫機能障害	0
			肝臓機能障害	0

⑶ 結核児童療育医療給付 ［保健所］

結核にかかっている児童に対し、医療の給付とともに入院中の学校教育と療養生活の指導を行っている。

〈 根拠法令等 ： 児童福祉法第 21 条の 9 〉

申請件数	0 件

8 子ども虐待発生予防

⑴ 妊娠期からの虐待予防強化事業 ［保健所・保健センター］

保健所では、産科協力医療機関等との連携を通じて、虐待発生リスクの高い家庭を早期に把握し、適切な継続支援（訪問、面接等）を行い、子ども虐待の発生防止に努めている。また、ケース把握後は関係機関との連携を図り、定期的に事例検討会を行っている。

〈 根拠法令等 ： 妊娠期からの虐待予防強化事業実施要綱 〉

医療機関からの連絡件数	845 件

⑵ 子ども虐待予防のための相談 ［保健所・保健センター］

保健所・保健センターでは関係機関からの連絡や、事業の利用等で把握した、虐待予防を主とした個別支援が必要と思われる対象者に対して、訪問・面接・電話による相談を実施している。

〈 根拠法令等 ： 母子保健法第 10 条 〉 （人）

		訪問					面接					電話				
		乳児	幼児	その他20歳未満の子ども	親等	計	乳児	幼児	その他20歳未満の子ども	親等	計	乳児	幼児	その他20歳未満の子ども	親等	計
総 数		489	854	68	1,356	2,767	126	151	26	161	464	639	911	81	547	2,178
保健所		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2
保健センター	西 区	50	49	0	93	192	21	21	6	4	52	42	96	0	5	143
	北 区	32	76	2	113	223	14	16	0	12	42	36	92	1	70	199
	大宮区	39	28	4	73	144	4	20	2	17	43	105	89	11	59	264
	見沼区	74	58	9	173	314	15	21	10	16	62	146	118	14	139	417
	中央区	20	44	5	64	133	13	18	1	16	48	24	63	11	16	114
	桜 区	27	86	11	127	251	18	19	1	35	73	54	150	6	89	299
	浦和区	29	158	10	153	350	1	7	0	18	26	48	34	8	15	105
	南 区	98	100	5	228	431	1	4	0	5	10	35	31	1	9	76
	緑 区	33	86	7	105	231	8	9	2	10	29	53	149	10	94	306
	岩槻区	87	169	15	227	498	31	16	4	28	79	95	89	19	50	253

※子ども虐待予防のための相談は、3健康相談⑴育児相談・来所健康相談・電話相談、5訪問指導 ⑶母子訪問指導の再掲である。

⑶ 子ども虐待予防家庭訪問事業　　［保健所・保健センター］

産婦・新生児訪問指導及び母子訪問指導により把握した養育状況から、継続支援が必要と判断される家庭に対して子ども家庭支援員を派遣している。子ども家庭支援員は、市が任用した保健師・助産師等であり、所定の研修を修了後、事業に携わっている。

〈 根拠法令等 :児童福祉法第６条の３第５項 〉

子ども家庭支援員訪問実施状況

訪問世帯数	
実 数	延 数
66	324

		妊婦		産婦		新生児		未熟児		乳児		幼児		その他		計	
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
総 数		1	4	41	192	2	3	17	72	50	221	23	81	44	148	178	721
保健所		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保健センター	西 区	0	0	4	20	0	0	2	8	3	16	2	4	3	5	14	53
	北 区	1	4	12	68	0	0	4	30	13	61	4	11	7	20	41	194
	大宮区	0	0	1	2	0	0	3	6	0	0	0	0	1	2	5	10
	見沼区	0	0	9	29	0	0	1	3	9	27	4	4	5	5	28	68
	中央区	0	0	2	7	0	0	2	4	2	6	1	2	4	6	11	25
	桜 区	0	0	0	0	0	0	1	4	2	3	0	0	3	7	6	14
	浦和区	0	0	6	28	0	0	4	17	6	22	3	10	7	19	26	96
	南 区	0	0	3	25	1	2	0	0	5	33	1	7	3	17	13	84
	緑 区	0	0	2	6	0	0	0	0	2	6	0	0	0	0	4	12
	岩槻区	0	0	2	7	1	1	0	0	8	47	8	43	11	67	30	165

※子ども虐待予防家庭訪問事業は、5訪問指導(3)母子訪問指導の再掲である。

⑷ 育児不安電話相談（子育て不安電話相談）　　［保健所］

子ども虐待予防には、親の軽微な子育て不安の早期解消や、精神面での支援が有効であると言われている。そこで、保健所では、育児不安への支援を行うことを目的とした、専用電話による育児不安電話相談を実施している。

相談内容により、保健所・保健センターでの対応だけでなく、病院、警察、NPO団体など、適切な相談機関への紹介も行っている。

〈 根拠法令等 ： さいたま市「子育て不安電話相談」事業実施要領 〉

育児不安電話相談受付状況

［相談時間別件数］

総 数	10分未満	10～19分	20～29分	30～39分	40～49分	50～59分	60分以上
550	137	163	126	60	37	17	10

［相談内容別件数］（重複あり）

総 数	育児一般	育児不安	虐待	ドメスティックバイオレンス	相談者の人間関係	相談者の病気	その他
639	332	79	5	0	151	27	45

［相談対象年齢区分別人員］（重複あり）

		年齢														
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12～17	18～	不明
総数	705	175	66	63	79	79	33	39	38	21	27	8	15	43	4	15
男	292	63	36	30	26	29	19	19	16	14	6	3	6	21	3	1
女	336	72	20	28	50	45	13	20	22	7	20	4	8	20	1	6
不明	77	40	10	5	3	5	1	0	0	0	1	1	1	2	0	8

⑸ お母さんの心の健康相談［再掲］

（28 ページ参照）

⑹ ふれあい親子支援（MCGさいたま）　［保健所］

保健所では、育児不安を抱える母親、または母子関係に何らかの困難を感じている母親（被虐待経験を持つ母親を含む）を対象として、グループ活動を通して母親の心理的な安定を図り、適切な育児の実践と子ども虐待の発生を予防することを目的に、自らが抱える問題を安心して語ることができる場所と時間を提供する「ふれあい親子支援事業」を実施している。 また、保健センター及び関係課職員との事例検討会も随時実施している。

〈 根拠法令等 ： さいたま市ふれあい親子支援事業実施要領 〉

ふれあい親子支援事業実施状況

開催場所	開催回数	参加者内訳	
		母（延人員）	児（延人員）
保健所	23	30	5

〔事例検討件数〕

総　数	内　訳		
	保健センター	保健所	その他
3	3	0	0

〔面接実施人数〕

総　数	内　訳		
	参加前	参加期間中	終了時
4	1	3	0

⑺ 子ども虐待予防対応研修会　［保健所］

保健師等の児童虐待対応職員が、効果的な虐待予防の支援を行うために必要な知識・技術を習得すること、また各所属の組織的対応力の向上を目的として体系的な研修を開催している。

〈 根拠法令等 ： 子ども虐待予防対応研修実施要領 〉

日時・会場	テーマ	講　師	対象者	参加者
7月9日（金） 保健所	アタッチメント理論の視点から見た子どもと親への支援① 基礎編　講義	嵐山学園 学園長　早川　洋氏	保健センター、保健所、子ども家庭総合センター等の虐待対応に従事する職員	18 名
10月29日（金） 鈴谷公民館	アタッチメント理論の視点から見た子どもと親への支援② 応用編　講義と事例検討	嵐山学園 学園長　早川　洋氏	保健センター、保健所、子ども家庭総合センター等の虐待対応に従事する職員	12 名
3月3日(木) オンライン形式（Zoom）	妊産婦のメンタルヘルスケアと産後ケアについて ～EPDS の活用と医療と地域の連携について～	国立成育医療研究センター こころの診療部 乳幼児メンタルヘルス診療科 診療部長　立花　良之氏	保健センター、保健所、産科医療機関等の妊娠期からの虐待予防に従事する支援者	68 名
西区：12月20日 北区:8月23日 大宮区:10月25日 見沼区：7月26日・10月22日 桜区:6月25日 浦和区：7月19日・2月2日 南区：5月19日・11月24日 2月18日 緑区:10月29日･2月14日 岩槻区：3月7日	スーパーバイザー派遣研修 ・保健センターへの技術的支援	カウンセリングルームベア 田熊　喜代巳　氏 （臨床心理士）	保健センター職員	140 名
西区:6月14日・1月14日 北区：6月17日・12月10日 大宮区:6月25日・1月28日 見沼区:6月22日・12月20日 中央区：7月14日・1月24日 桜区：1月21日 浦和区:3月17日 南区：1月19日 緑区:6月21日･12月16日 岩槻区：7月26日･11月15日	スーパーバイザー派遣研修 ・保健センターへの技術的支援	なごみ相談室 塚原　洋子　氏 （保健師）	保健センター職員	170 名

9 その他

⑴ 妊娠高血圧症候群等療養援助費支給 ［保健所］

さいたま市では、妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血及び心疾患で、7日以上入院治療した妊婦に対し、療養援助費の支給を行っている。

〈 根拠法令等 ： さいたま市妊娠高血圧症候群等療養援助費支給要綱 〉

支給件数	0 件

⑵ 新生児聴覚検査フォロー事業 ［保健所］

新生児聴覚検査フォロー事業は、新生児の聴覚障害を早期に発見し、適切な医療・療育の機会を確保するとともに、聴覚障害の発見から途切れのない支援体制の充実を目的として実施している。

この事業は、保健師が産科医療機関と連携し、保護者へ訪問や面接等により支援を行うことで、早期に聴覚療育が行える体制の整備に重点をおいている。

〈 根拠法令等 ： さいたま市新生児聴覚検査フォロー事業実施要綱 〉

新生児聴覚検査フォロー実施状況

検査人数	フォロー件数	精密検査結果(延人員)		療育につながった件数
		異常なし	医療機関で継続フォロー	
9,581	55	21	49	2

⑶ 先天性代謝異常等検査事業 ［保健所］

保健所では、フェニールケトン尿症等の先天性代謝異常、先天性甲状腺機能低下症を早期に発見・治療するためマス・スクリーニング検査を実施している。

〈 根拠法令等 ： 先天性代謝異常等検査実施要綱 〉

先天性代謝異常等検査結果

検査件数	6,728
再検査件数	524

⑷ 通訳ボランティアの派遣 ［保健所・保健センター］

保健指導に通訳が必要となる際、保健福祉通訳ボランティアを派遣している。今年度は 6 件の利用があった。

〈 根拠法令等 ： 母子保健法第 10 条 〉

⑸ 受胎調節実地指導員の指定申請（埼玉県への経由事務） ［保健所］

〈 根拠法令等 ： 母体保護法施行規則第 9 条 〉

申請件数	3 件

⑹　不妊治療支援　　［保健所］

生涯を通じた健康支援の一環として、不妊に悩む市民等からの相談や情報の提供を行うとともに、不妊治療に伴う経済的負担の軽減を図るため不妊治療費の助成を行うなど総合的な支援を行っている。

〈 根拠法令等 ： さいたま市不妊治療支援事業実施要綱 〉

ア　不妊相談（不育相談含む）（27 ページ再掲）

不妊治療に関する一般的な相談に保健師が電話や面接等で応じている。また、専門的な相談については、カウンセラーによる面接相談及び助産師による電話相談を行っている。

イ　特定不妊治療費助成

不妊治療のうち、特定不妊治療（体外受精及び顕微授精をいう）を受ける市民に対し、その治療費の一部助成を行っている。

特定不妊治療費助成承認実績

助成件数	3,629 件

早期不妊検査費助成承認実績

助成件数	630 件

不育症検査費助成承認実績

助成件数	147 件

⑺　保健関係団体育成　　［保健所・保健センター］

母子の保健と福祉の推進を目的に設立された恩賜財団母子愛育会を本部とした「さいたま市保健愛育会」は、地域に根ざした母子に限定しないボランティア活動を展開している。

現在、中央区、浦和区、緑区、岩槻区で地区愛育会が活動している。

保健所は保健愛育会の事務局として、また、保健センターでは、センター事業への協力依頼や各地区の活動への支援をするなど、連携した地域活動を行っている。

⑻　新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦総合対策事業　　［保健所］

新型コロナウイルス感染症の流行下において、不安を抱える妊産婦に対し、分娩前検査費用の助成、感染した妊産婦への保健師等による電話や家庭訪問等による、寄り添った支援を実施している。

〈 根拠法令等：母子保健医療対策総合支援事業実施要綱 〉

事業内容	実績（件）
1　不安を抱える妊婦への分娩前検査	2,842
2　感染した妊産婦への寄り添い型支援	13

第４章　健康づくり

さいたま市における健康づくり事業は「さいたま市ヘルスプラン21（第２次）」に基づき、「がんの予防」、「循環器疾患・糖尿病の予防」、「歯・口腔の健康」、「栄養・食生活」、「身体活動・運動」、「休養・こころの健康」、「喫煙」、「飲酒」の８つの分野で推進している。

保健センターでは、健康教育、健康相談、訪問指導、健康診査の事後指導及びがん検診精密検査未受診者に対する受診勧奨を実施している。

保健所では、健康診査等の医療機関への委託や市民に向けての広報など、統括的な業務を行っている。

１　健康手帳の交付　　［保健センター］

健康診査の結果やその他健康保持のために必要な事項を記載し、自ら健康管理及び適切な医療の確保に資するため、健康手帳の利用を促している。

平成 31 年 4 月より、健康手帳は厚生労働省のホームページからダウンロードする方式となった。本市のホームページにて交付方法について周知している。

〈 根拠法令等 ： 健康増進法第 17 条第1項 〉

２　健康教育

⑴　集団健康教育　　［保健センター］

主に40歳から64歳の市民及びその家族を対象に、保健センターでテーマ別に健康教室を実施している。また、地域からの依頼による各種健康教室を実施している。

〈 根拠法令等 ： 健康増進法第 17 条第1項及び第 19 条の２ 〉

集 団 健 康 教 育 実 施 状 況

		歯周疾患		ﾛｺﾓﾃｨﾌﾞｼﾝﾄﾞﾛｰﾑ（運動器症候群）		慢性閉塞性肺疾患		病態別		薬		一般		合　計	
		回　数	延人員	回　数	延人員	回　数	延人員	回　数	延人員	回　数	延人員	回　数	延人員	回　数	延人員
総　数		10	93	0	0	0	0	22	192	0	0	6	102	38	387
内訳	西　区	2	14	0	0	0	0	4	23	0	0	0	0	6	37
	北　区	1	11	0	0	0	0	2	16	0	0	0	0	3	27
	大宮区	0	0	0	0	0	0	1	4	0	0	0	0	1	4
	見沼区	2	24	0	0	0	0	2	28	0	0	1	11	5	63
	中央区	1	11	0	0	0	0	2	20	0	0	0	0	3	31
	桜　区	1	11	0	0	0	0	4	26	0	0	2	20	7	57
	浦和区	0	0	0	0	0	0	2	42	0	0	0	0	2	42
	南　区	1	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9
	緑　区	2	13	0	0	0	0	5	33	0	0	3	71	10	117
	岩槻区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

⑵　健康づくり教育　　［保健センター］

主に 39 歳以下又は 65 歳以上の市民を対象に、保健センターで健康づくり教室を実施している。また、地域からの依頼による各種健康づくり教室を実施している。

〈 根拠法令等 ： 健康増進法第 17 条第1項及び第 19 条の 2 〉

健　康　づくり教　育　参　加　状　況

		開催回数	延　人　員					
			栄養	運動	休養	禁煙	その他	合計
総　数		64	362	165	0	0	155	682
内訳	西　区	1	7	0	0	0	0	7
	北　区	2	9	0	0	0	0	9
	大宮区	12	99	68	0	0	8	175
	見沼区	4	30	18	0	0	0	48
	中央区	4	55	0	0	0	0	55
	桜　区	9	29	52	0	0	38	119
	浦和区	6	85	0	0	0	0	85
	南　区	3	24	9	0	0	26	59
	緑　区	0	0	0	0	0	0	0
	岩槻区	23	24	18	0	0	83	125

⑶ 教室以外のイベント等　　［保健センター］

市民を対象に生活習慣病予防のためのイベント等を保健センターで実施している。

〈 根拠法令等 ： 健康増進法第 17 条第1項及び第 19 条の 2 〉

	西区	北区	大宮区	見沼区	中央区	桜区	浦和区	南区	緑区	岩槻区	合計
回数	0	3	0	0	1	0	0	0	1	0	5
参加者数	0	437	0	0	427	0	0	0	75	0	939

3 健康相談 ［保健センター］

⑴ 重点健康相談・総合健康相談

保健センターでは、保健師、管理栄養士、歯科衛生士が面接・電話等による各種健康相談を実施している。（全区：随時開催）

重点健康相談では、個人の食生活や口腔内の健康状態、その他の生活を勘案して行う疾病別相談に対応している。また、総合健康相談では、健康に関する一般的な相談を受けるとともに、必要に応じて血圧・体脂肪率測定等の計測を行っている。

〈 根拠法令等 ： 健康増進法第 17 条第 1 項及び第 19 条の 2 〉

重点健康相談・総合健康相談状況

		内容別相談者数（延人員）			
		重点健康相談	総合健康相談	（再掲）電話相談	合 計
総 数		164	130	155	294
内訳	西 区	8	0	2	8
	北 区	35	34	34	69
	大宮区	4	17	8	21
	見沼区	32	17	16	49
	中央区	8	4	8	12
	桜 区	24	10	13	34
	浦和区	29	31	48	60
	南 区	1	6	4	7
	緑 区	5	6	11	11
	岩槻区	18	5	11	23

⑵ 健康づくり相談 ［保健センター］

39 歳以下又は 65 歳以上の市民を対象に、保健センターで栄養・運動・休養等に関する相談を実施している。

〈 根拠法令等 ： 健康増進法第 17 条第1項及び第 19 条の 2 〉

健 康 づ く り 相 談 状 況

		相談者数（延人員）	（再掲）電話相談者数（延人員）
総 数		295	88
内訳	西 区	39	9
	北 区	25	10
	大宮区	19	1
	見沼区	100	9
	中央区	25	12
	桜 区	10	6
	浦和区	43	15
	南 区	11	8
	緑 区	2	2
	岩槻区	21	16

4　健康診査

⑴ 健康増進健康診査　　［保健所・保健センター］

40 歳以上の生活保護受給者または中国残留邦人支援給付受給者を対象に、生活習慣病予防に着目した健康診査を、市内個別医療機関で実施している。

検査項目	問診、身体測定、血圧測定、内科的診察（打聴診）、尿、肝機能、腎機能、脂質、血糖

〈 根拠法令等 ： 健康増進法第 19 条の 2 〉

年齢区分別受診者数　（人）

年 齢	受　診　者
総　数	1,971
40～49歳	217
50～59歳	351
60～64歳	215
65～69歳	196
70～74歳	343
75歳以上	649

主な検査項目別の受診者数及び検査結果別人員

（その 1）　　（人）

年 齢		血　圧			脂質異常			糖 尿 病		
			（再掲）			（再掲）			（再掲）	
			高血圧症①(a)	高血圧症②(b)		脂質異常①(c)	脂質異常②(d)		糖尿病①(e)	糖尿病②(f)
総 数		1,971	449	601	1,971	649	545	1,971	1,177	390
男	40～49歳	128	22	33	128	48	42	128	56	17
	50～59歳	217	43	63	217	67	79	217	132	44
	60～64歳	139	21	53	139	49	37	139	81	32
	65～69歳	119	33	35	119	42	36	119	73	38
	70～74歳	186	40	65	186	63	42	186	122	44
	75歳以上	283	72	85	283	89	58	283	177	56
	計	1,072	231	334	1,072	358	294	1,072	641	231
女	40～49歳	89	21	16	89	27	27	89	30	9
	50～59歳	134	30	17	134	43	52	134	62	21
	60～64歳	76	16	17	76	26	23	76	47	18
	65～69歳	77	17	27	77	27	26	77	48	19
	70～74歳	157	48	45	157	54	49	157	100	33
	75歳以上	366	86	145	366	114	74	366	249	59
	計	899	218	267	899	291	251	899	536	159

(a)＝ ①収縮期血圧が130mmHg以上140mmHg未満かつ拡張期血圧90mmHg未満である者
②収縮期血圧が140mmHg未満かつ拡張期血圧85mmHg以上90mmHg未満である者

(b)＝ 収縮期血圧140mmHg以上、または拡張期血圧90mmHg以上の者

(c)＝ ①中性脂肪150mg/dl以上300mg/dl未満かつHDLコレステロールが35mg/dl以上かつLDLコレステロール140mg/dl未満の者
②中性脂肪300mg/dl未満かつHDLコレステロールが35mg/dl以上40mg/dl未満かつLDLコレステロール140mg/dl未満の者
③中性脂肪300mg/dl未満かつHDLコレステロールが35mg/dl以上かつLDLコレステロール120mg/dl以上140mg/dl未満の者

(d)＝ 中性脂肪300mg/dl以上、またはHDLコレステロールが35mg/dl未満、またはLDLコレステロール140mg/dl以上の者

(e)＝ 空腹時血糖100mg/dl以上126mg/dl未満またはHbA1c5.6%以上6.5%未満の者

(f)＝ 空腹時血糖126mg/dl以上またはHbA1c6.5%以上の者

（その 2）　　（人）

年齢		貧血（疑いを含む）	肝疾患（疑いを含む）	うちアルコール性（疑いを含む）【再掲】	腎機能障害（疑いを含む）	たばこ	
						吸っていない	吸っている
総　数		0	232	0	0	1,410	561
男	40～49歳	0	31	0	0	64	64
	50～59歳	0	53	0	0	117	100
	60～64歳	0	19	0	0	76	63
	65～69歳	0	20	0	0	73	46
	70～74歳	0	19	0	0	119	67
	75歳以上	0	18	0	0	219	64
	計	0	160	0	0	668	404
女	40～49歳	0	8	0	0	55	34
	50～59歳	0	16	0	0	89	45
	60～64歳	0	10	0	0	61	15
	65～69歳	0	13	0	0	65	12
	70～74歳	0	11	0	0	129	28
	75歳以上	0	14	0	0	343	23
	計	0	72	0	0	742	157

⑵ 女性のヘルスチェック　　［保健所・保健センター］

18 歳から 39 歳までの女性の健康づくりの一環として、生活習慣病や貧血などの早期発見及び予防を図るための健康診査を市内個別医療機関で実施している。

また、健診の結果、医師からの指示があった者に対し、健康相談・電話相談・家庭訪問等による保健指導を行っている。

【内容】 問診、身体測定、血圧測定、打聴診、血液検査（貧血検査・血液生化学検査）
〈 根拠法令等　：健康増進法第 17 条第 1 項 〉

女性のヘルスチェック受診状況　　（人）

年　齢	受診者	指導区分別実人員		
		異常認めず	要指導	要医療
18～19歳	49	17	25	7
20～29歳	2,668	998	1,321	349
30～39歳	5,902	1,974	2,949	979
計	8,619	2,989	4,295	1,335

事後指導対象者数	477

⑶ Ｂ型・Ｃ型肝炎ウイルス検診　　［保健所・保健センター］

【対象者】・節目検診　　40 歳の者

・節目外検診　41 歳以上で過去に肝炎ウイルス検診を受診していないもの

〈 根拠法令等 ： 健康増進法第 19 条の 2 〉

Ｂ型・Ｃ型肝炎ウイルス検診結果状況　　（人）

		B型肝炎ウイルス検査判定結果			C型肝炎ウイルス検査判定結果					
		陰性	陽性	計	現在C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い		現在C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い			計
					①HCV抗体高力価	②HCV核酸増幅 陽性	③HCV核酸増幅 陰性	④HCV抗体陰性	⑤HCV抗体の検出 陰性	
節目	40歳	1,525	5	1,530	0	0	0	4	1,526	1,530
節目外	41～44	955	7	962	1	0	4	3	954	962
	45～49	883	2	885	0	0	0	5	880	885
	50～54	926	5	931	0	0	3	2	926	931
	55～59	733	7	740	1	0	1	2	736	740
	60～64	880	7	887	1	0	0	2	883	886
	65～69	1,385	13	1,398	1	1	5	8	1,382	1,397
	70歳以上	2,660	24	2,684	8	1	23	20	2,629	2,681
	計	8,422	65	8,487	12	2	36	42	8,390	8,482
合　計		9,947	70	10,017	12	2	36	46	9,916	10,012

【C型肝炎ウイルス検査判定の流れ】

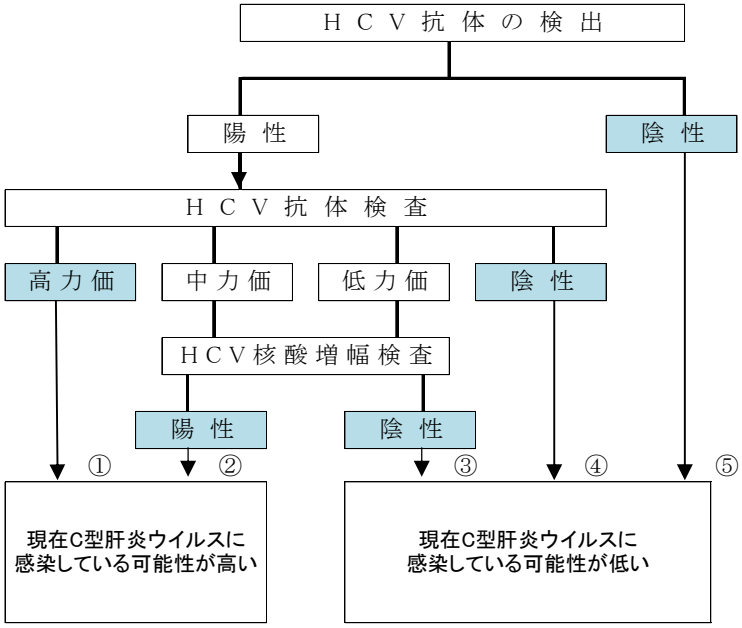

⑷ 骨粗しょう症検診　　［保健所・保健センター］

骨粗しょう症は骨折等の基礎疾患となり、高齢社会の進展によりその増加が予想されることから、早期に骨量減少者を発見し、骨粗しょう症を予防することを目的として、女性に対し、骨粗しょう症検診(骨密度測定(DIP法))を市内個別医療機関で実施している。なお、検診結果に基づく相談は、保健センターで実施している。

〈 根拠法令等 ： 健康増進法第 19 条の 2 〉

骨 粗 し ょ う 症 検 診 受 診 状 況　　（人）

年 齢	受診者(女)	指導区分別状況		
		要精検	要指導	異常認めず
40歳	1,226	0	13	1,213
45歳	583	1	6	576
50～59歳	5,630	67	342	5,221
60～69歳	7,788	525	2,218	5,045
70～79歳	13,817	2,678	6,553	4,586
80歳	1,161	367	562	232
計	30,205	3,638	9,694	16,873

健康増進法に該当する受診者(再掲)　　（人）

年齢	受診者(女)	指導区分別状況		
		要精検	要指導	異常認めず
40歳	1,226	0	13	1,213
45歳	583	1	6	576
50歳	695	0	15	680
55歳	470	6	25	439
60歳	634	14	102	518
65歳	776	39	199	538
70歳	1,212	158	498	556
計	5,596	218	858	4,520

⑸ がん検診　　［保健所・保健センター］

がんの早期発見やがん予防に関する知識の普及を目的として、市内個別医療機関で各種がん検診を実施している。

〈 根拠法令等 ： 健康増進法第 19 条の 2 〉

① 胃がん

対象者（人）	受診者（人）	受診率（%）
773,077	87,584	11.3

※令和3年度から受診率の算出方法（対象者の考え方）を変更
（参考）変更前の算出方法の場合、対象者：429,796人、受診率：20.4%

ア 男性

		R3年度受診者（人）	R2年度受診者（人）	要精密検査（人）	要精密検査結果別人員					
					異常認めず	がんであった	がんの疑いがある	がん以外の疾患	未受診	未把握
胃部X線検査	40～44歳	366	291	5	1	0	0	3	1	0
	45～49歳	310	247	4	0	0	0	3	1	0
	50～54歳	331	298	9	0	0	0	7	2	0
	55～59歳	335	337	9	1	0	0	8	0	0
	60～64歳	486	465	16	1	0	0	10	4	1
	65～69歳	849	848	22	1	1	2	17	0	1
	70～74歳	1,246	1,231	51	3	1	0	36	7	4
	75～79歳	864	907	34	1	2	1	25	3	2
	80歳以上	752	791	33	1	1	1	20	5	5
	計	5,539	5,415	183	9	5	4	129	23	13
内視鏡検査	40～44歳	1,337	1,082	46	0	0	5	40	0	1
	45～49歳	1,542	1,362	32	0	0	5	26	1	1
	50～54歳	1,745	1,436	69	0	4	11	51	2	2
	55～59歳	1,782	1,533	79	0	6	13	59	1	1
	60～64歳	2,270	2,016	140	0	11	23	102	4	1
	65～69歳	3,996	3,699	250	2	15	49	176	5	6
	70～74歳	6,694	6,249	461	3	57	101	285	10	12
	75～79歳	6,130	5,603	428	4	48	100	260	8	7
	80歳以上	6,686	5,556	418	4	43	96	265	5	11
	計	32,182	28,536	1,923	13	184	403	1,264	36	42
合　計		37,721	33,951	2,106	22	189	407	1,393	59	55

イ　女性

		R3年度受診者（人）	R2年度受診者（人）	要精密検査（人）	要精密検査結果別人員					
					異常認めず	がんであった	がんの疑いがある	がん以外の疾患	未受診	未把握
胃部X線検査	40～44歳	770	708	22	4	0	0	16	1	1
	45～49歳	675	630	11	4	0	0	7	0	0
	50～54歳	614	535	6	0	0	0	5	0	1
	55～59歳	579	557	12	0	0	0	10	0	2
	60～64歳	643	640	11	0	0	0	8	1	2
	65～69歳	843	849	25	2	0	0	19	2	2
	70～74歳	1,096	1,173	37	3	0	0	30	4	0
	75～79歳	682	767	23	3	0	0	16	4	0
	80歳以上	642	665	18	1	0	0	16	1	0
	計	6,544	6,524	165	17	0	0	127	13	8
内視鏡検査	40～44歳	2,772	2,295	58	0	1	10	46	0	1
	45～49歳	3,100	2,643	71	1	1	6	62	1	1
	50～54歳	3,609	2,811	103	1	3	11	87	0	3
	55～59歳	3,525	2,912	101	0	4	14	81	1	0
	60～64歳	3,819	3,174	110	1	8	27	72	2	3
	65～69歳	5,121	4,722	223	1	12	40	165	2	3
	70～74歳	8,105	7,406	340	1	11	73	248	6	3
	75～79歳	6,904	6,272	337	1	14	73	238	7	4
	80歳以上	6,364	5,304	320	1	21	67	223	5	7
	計	43,319	37,539	1,663	7	75	321	1,222	24	25
合　計		49,863	44,063	1,828	24	75	321	1,349	37	33

ウ　合計

	R3年度受診者（人）	R2年度受診者（人）	要精密検査（人）	要精密検査結果別人員					
				異常認めず	がんであった	がんの疑いがある	がん以外の疾患	未受診	未把握
胃部X線検査	12,083	11,939	348	26	5	4	256	36	21
内視鏡検査	75,501	66,075	3,586	20	259	724	2,486	60	67
合　計	87,584	78,014	3,934	46	264	728	2,742	96	88

※国民健康保険課で実施している国保人間ドックを受診した市民は2,295人。
　年金医療課で実施している後期高齢者人間ドックを受診した市民は898人。
　検診項目として、胃がん検診が含まれることから、胃がん検診の受診者数に加えて、受診率を推計すると90,777人・11.7% となる。

※国の「地域保健・健康増進事業報告」における受診率は男性：9.7%、女性15.9%（対象者は50～69歳の全人口）

※胃内視鏡検査時に生検を受診せず、かつ要精密検査ではなかった者のうち、がんであったのは36人。

② 肺がん・結核

対象者（人）	受診者（人）	受診率（%）
773,077	119,532	15.5

※令和3年度から受診率の算出方法（対象者の考え方）を変更
（参考）変更前の算出方法の場合、対象者：429,796人、受診率：27.8%

ア 男性

		R3年度受診者（人）	R2年度受診者（人）	要精密検査（人）	要精密検査結果別人員						
					異常認めず	がんであった	がんの疑いがある	がん以外の疾患	(再掲)結核であった	未受診	未把握
胸部エックス線検査のみ	40～44歳	1,512	1,180	25	13	0	0	6	0	2	4
	45～49歳	1,433	1,320	38	18	0	0	14	0	1	5
	50～54歳	1,753	1,520	53	23	0	3	15	0	5	7
	55～59歳	1,777	1,650	60	20	0	1	31	0	3	5
	60～64歳	2,504	2,392	108	35	1	5	41	0	18	8
	65～69歳	5,765	5,752	223	77	2	4	100	0	27	13
	70～74歳	10,633	10,236	475	140	5	19	230	1	57	24
	75～79歳	9,560	9,259	552	100	3	27	319	0	66	37
	80歳以上	11,703	10,584	760	125	9	29	444	1	106	47
	計	46,640	43,893	2,294	551	20	88	1,200	2	285	150
胸部エックス線検査及び喀痰細胞診	40～44歳	23	14	0	0	0	0	0	0	0	0
	45～49歳	31	24	0	0	0	0	0	0	0	0
	50～54歳	67	65	2	0	0	0	0	0	0	2
	55～59歳	75	70	2	0	0	1	0	0	1	0
	60～64歳	136	130	7	1	0	0	5	0	0	1
	65～69歳	254	273	19	6	1	0	9	0	3	0
	70～74歳	423	470	43	10	1	1	27	0	3	1
	75～79歳	379	416	31	6	3	2	18	0	2	0
	80歳以上	389	401	46	7	1	1	31	0	4	2
	計	1,777	1,863	150	30	6	5	90	0	13	6

イ　女性

		R3年度受診者（人）	R2年度受診者（人）	要精密検査（人）	要精密検査結果別人員(人)						
					異常認めず	がんであった	がんの疑いがある	がん以外の疾患	(再掲)結核であった	未受診	未把握
胸部エックス線検査のみ	40～44歳	3,618	3,012	46	31	0	0	10	0	3	2
	45～49歳	3,502	3,164	44	17	0	0	25	0	2	0
	50～54歳	3,921	3,345	78	27	0	2	36	0	9	4
	55～59歳	3,939	3,648	94	33	1	3	47	1	5	5
	60～64歳	5,207	4,834	124	30	0	13	67	0	7	7
	65～69歳	8,732	8,592	319	84	3	15	169	0	35	13
	70～74歳	14,689	14,364	624	163	7	22	356	0	48	28
	75～79歳	12,406	11,928	587	118	8	31	366	0	35	29
	80歳以上	14,744	13,538	832	156	8	32	460	3	121	55
	計	70,758	66,425	2,748	659	27	118	1,536	4	265	143
胸部エックス線検査及び喀痰細胞診	40～44歳	14	12	1	1	0	0	0	0	0	0
	45～49歳	12	19	0	0	0	0	0	0	0	0
	50～54歳	22	20	1	1	0	0	0	0	0	0
	55～59歳	32	22	0	0	0	0	0	0	0	0
	60～64歳	23	35	1	1	0	0	0	0	0	0
	65～69歳	52	46	4	2	0	0	2	0	0	0
	70～74歳	79	83	4	0	0	0	2	0	1	1
	75～79歳	64	72	10	1	0	0	7	0	1	1
	80歳以上	59	56	5	1	1	0	2	0	1	0
	計	357	365	26	7	1	0	13	0	3	2

ウ　合計

	R3年度受診者（人）	R2年度受診者（人）	要精密検査（人）	要精密検査結果別人員(人)						
				異常認めず	がんであった	がんの疑いがある	がん以外の疾患	(再掲)結核であった	未受診	未把握
胸部エックス線検査のみ	117,398	110,318	5,042	1,210	47	206	2,736	6	550	293
胸部X線検査及び喀痰細胞診	2,134	2,228	176	37	7	5	103	0	16	8
合計	119,532	112,546	5,218	1,247	54	211	2,839	6	566	301

※国民健康保険課で実施している国保人間ドックを受診した市民は2,295人。
　年金医療課で実施している後期高齢者人間ドックを受診した市民は898人。
　検診項目として、肺がん検診が含まれることから、肺がん検診の受診者数に加えて、受診率を推計すると122,725人・15.9%となる。

※国の「地域保健・健康増進事業報告」における受診率は男性：5.6%、女性11.2%（対象者は40～69歳の全人口）

③　大腸がん

対象者（人）	受診者（人）	受診率（%）
773,077	105,905	13.7

※令和3年度から受診率の算出方法（対象者の考え方）を変更
（参考）変更前の算出方法の場合、対象者：429,796人、受診率：24.6%

		R3年度受診者（人）	R2年度受診者（人）	要精密検査（人）	要精密検査結果別人員					
					異常認めず	がんであった	がんの疑いがある	がん以外の疾患	未受診	未把握
大腸がん（男）	40～44歳	1,513	1,156	58	10	2	0	31	7	8
	45～49歳	1,430	1,283	60	5	0	0	34	11	10
	50～54歳	1,709	1,439	96	11	5	0	60	12	8
	55～59歳	1,755	1,574	111	10	10	1	63	18	9
	60～64歳	2,444	2,324	165	12	4	3	93	36	17
	65～69歳	5,382	5,298	408	30	30	2	248	57	41
	70～74歳	9,598	9,325	837	45	33	3	530	166	60
	75～79歳	8,604	8,396	840	60	31	0	488	187	74
	80歳以上	9,943	8,920	1,143	85	32	2	590	340	94
	計	42,378	39,715	3,718	268	147	11	2,137	834	321
大腸がん（女）	40～44歳	3,654	3,011	164	40	3	0	72	29	20
	45～49歳	3,577	3,242	164	36	3	0	83	23	19
	50～54歳	3,971	3,340	186	49	4	1	82	39	11
	55～59歳	3,983	3,653	186	44	4	1	100	24	13
	60～64歳	5,019	4,619	214	36	7	1	123	32	15
	65～69歳	7,934	7,870	395	62	21	2	244	47	19
	70～74歳	13,114	12,829	724	119	23	2	433	103	44
	75～79歳	10,971	10,557	747	98	21	3	434	150	41
	80歳以上	11,304	10,213	962	78	28	5	411	345	95
	計	63,527	59,334	3,742	562	114	15	1,982	792	277
合計		105,905	99,049	7,460	830	261	26	4,119	1,626	598

※国民健康保険課で実施している国保人間ドックを受診した市民は2,295人。
　年金医療課で実施している後期高齢者人間ドックを受診した市民は898人。
　検診項目として、大腸がん検診が含まれることから大腸がん検診の受診者数に加えて、受診率を推計すると109,098人・14.1%となる。

※国の「地域保健・健康増進事業報告」における受診率は男性：5.2%、女性10.8%（対象者は40～69歳の全人口）

④　子宮がん

対象者（人）	令和3年度受診者（人）	令和2年度受診者（人）	2年連続受診者（人）	受診率（%）
554,962	46,530	43,663	6,734	15.0

※令和3年度から受診率の算出方法（対象者の考え方）を変更
（参考）変更前の算出方法の場合、対象者：319,234人、受診率：26.1%

※受診率＝（令和3年度受診者＋令和2年度受診者－2年連続受診者）／対象者＊100

※妊婦健康診査での20歳以上の子宮頸がん検診受診者も含む

		R3年度受診者（人）	R2年度受診者（人）	要精密検査（人）	要精密検査結果別人員					
					異常認めず	がんであった	がんの疑いがある	がん以外の疾患	未受診	未把握
頸部	20～24歳	1,401	1,238	19	2	0	0	14	3	0
	25～29歳	2,924	2,764	49	5	1	0	32	6	5
	30～34歳	4,154	3,962	56	5	1	1	38	8	3
	35～39歳	5,063	4,685	51	5	3	0	37	4	2
	40～44歳	4,656	4,140	43	7	2	0	29	4	1
	45～49歳	4,834	4,367	37	4	1	0	23	1	8
	50～54歳	4,350	3,487	28	5	0	0	15	5	3
	55～59歳	2,853	2,534	13	2	0	0	7	3	1
	60～64歳	2,088	1,910	4	0	0	0	3	0	1
	65～69歳	1,824	1,806	7	0	0	0	6	0	1
	70～74歳	1,908	1,881	5	2	0	1	0	0	2
	75～79歳	1,068	948	4	1	0	0	2	1	0
	80歳以上	593	484	2	0	0	0	0	1	1
	計	37,716	34,206	318	38	8	2	206	36	28
体部	20～24歳	30	41	0	0	0	0	0	0	0
	25～29歳	133	159	0	0	0	0	0	0	0
	30～34歳	364	428	1	0	0	0	0	0	1
	35～39歳	746	754	1	0	0	0	0	1	0
	40～44歳	2,756	2,567	3	2	0	0	0	1	0
	45～49歳	3,341	3,072	4	2	0	0	1	1	0
	50～54歳	2,996	2,486	8	2	4	0	1	1	0
	55～59歳	1,720	1,621	5	1	1	1	1	1	0
	60～64歳	1,094	1,083	3	0	2	0	1	0	0
	65～69歳	867	901	2	0	1	0	0	0	1
	70～74歳	784	847	4	1	1	0	1	0	1
	75～79歳	414	389	3	0	2	1	0	0	0
	80歳以上	194	149	2	0	0	0	0	2	0
	計	15,439	14,497	36	8	11	2	5	7	3

※20歳以上の妊婦健康診査の受診者数8,814人を除く
※国の「地域保健・健康増進事業報告」における受診率は14.4%（対象者は20～69歳の全人口）

⑤　乳がん

対象者（人）	令和3年度視触診方式及びマンモグラフィ受診者（人）	令和2年度視触診方式及びマンモグラフィ受診者（人）	2年連続視触診方式及びマンモグラフィ受診者（人）	受診率(%)
396,641	23,658	23,483	99	11.9

※令和3年度から受診率の算出方法(対象者の考え方)を変更
（参考）変更前の算出方法の場合、対象者:248,495人、受診率:18.9%

※受診率＝(令和3年度視触診方式及びマンモグラフィ受診者＋令和2年度視触診方式及びマンモグラフィ受診者－2年連続視触診方式及びマンモグラフィ受診者)／対象者＊100

		R3年度受診者（人）	R2年度受診者（人）	要精密検査（人）	要精密検査結果別人員					
					異常認めず	がんであった	がんの疑いがある	がん以外の疾患	未受診	未把握
視触診方式のみ	40～44歳	16	13	3	0	0	0	2	1	0
	45～49歳	8	8	1	0	0	0	0	0	1
	50～54歳	5	3	1	0	1	0	0	0	0
	55～59歳	12	16	0	0	0	0	0	0	0
	60～64歳	18	19	1	1	0	0	0	0	0
	65～69歳	27	28	0	0	0	0	0	0	0
	70～74歳	59	58	1	0	0	0	1	0	0
	75～79歳	48	73	1	0	0	0	1	0	0
	80歳以上	92	114	0	0	0	0	0	0	0
	計	285	332	8	1	1	0	4	1	1
視触診方式及びマンモグラフィ	40～44歳	3,953	3,003	239	52	6	4	163	5	9
	45～49歳	3,644	3,186	251	62	6	6	158	7	12
	50～54歳	3,401	3,034	253	65	5	5	151	10	17
	55～59歳	2,670	2,643	167	49	11	2	92	8	5
	60～64歳	2,241	2,317	155	51	14	2	72	2	14
	65～69歳	2,216	2,669	181	57	11	6	95	2	10
	70～74歳	2,781	3,295	228	70	14	1	119	11	13
	75～79歳	1,721	2,144	157	36	19	5	75	9	13
	80歳以上	1,031	1,192	85	28	9	1	35	3	9
	計	23,658	23,483	1,716	470	95	32	960	57	102
合計		23,943	23,815	1,724	471	96	32	964	58	103

※国の「地域保健・健康増進事業報告」における受診率は13.4%(対象者は40～69歳の全人口)

⑥　前立腺がん

	R3年度 受診者(人)	R2年度 受診者(人)	要精密検査 （人）	精密検査 受診者(人)	がんであった者 （人）
50～54歳	1,502	1,178	7	5	0
55～59歳	1,483	1,242	34	18	0
60～64歳	1,959	1,740	90	48	5
65～69歳	3,617	3,413	223	140	27
70～74歳	5,850	5,640	471	263	54
75～79歳	4,508	4,529	467	226	48
80歳	1,032	1,004	109	57	7
計	19,951	18,746	1,401	757	141

⑹　がん検診要精密検査未受診者対策　　［保健所・保健センター］

精密検査受診率向上を目的として、一次検診受診後約4ヶ月が経過の際、精密検査受診未把握者を対象に「受診状況確認」と「受診勧奨」を実施している。

また、乳がん検診及び子宮がん検診については、未把握（返信なし）者に対し、さらに電話等にて受診勧奨を実施している。

〈 根拠法令等 ： 健康増進法第19条の2及びがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針等 〉

精 密 検 査 未 受 診 者 状 況　　（人）

検　診	発送数	再　掲					
		受 診	未受診理由（複数回答あり）				その他
			今後受診予定	忙しい	医師の説明不十分	怖い・心配	
総　数	2,242	868	150	16	32	17	186
胃がん	150	67	12	0	1	1	9
肺がん	640	258	28	4	14	1	54
大腸がん	1,274	436	87	10	16	14	115
子宮頸がん	45	29	5	0	0	0	2
子宮体がん	3	3	0	0	0	0	0
乳がん	130	75	18	2	1	1	6

※発送件数は、令和2年10月発送分(令和2年5・6月受診者)から令和3年7月発送分(令和3年3月受診者)まで。
※令和2年4月は新型コロナウイルスの感染拡大の影響によりがん検診の実施を見合わせた。

⑺ 成人歯科健康診査　　［保健所・保健センター］

40歳から70歳の市民を対象に、成人期の歯周疾患・う蝕等歯科疾患の予防及び口腔衛生に対する意識の高揚を図るため、市内個別医療機関で成人歯科健康診査を実施している。

【内容】問診と歯科健診（歯周疾患、う蝕の有無など）、歯科保健指導

〈 根拠法令等 ： 健康増進法第 19 条の 2 〉

①受診者及び指導区分別状況　（人）

年　齢	受診者	健診結果		
		要精密検査	要指導	異常認めず
40～49歳	1,524	734	606	184
50～59歳	1,227	603	473	151
60～69歳	1,141	614	408	119
70歳	146	79	47	20
合　計	4,038	2,030	1,534	474

②要精検者の内訳（複数）

精 検 内 容	延人員
歯周ポケット1（4～5mm）	1,373
歯周ポケット2（6mmを超える）	368
未処置歯あり	713
要補綴歯あり	114
生活習慣や基礎疾患等、更に詳しい検査や治療を要する	46
その他の所見あり	140

③受診者及び指導区分別状況（健康増進法分）（人）

年齢	受診者	健診結果		
		要精密検査	要指導	異常認めず
40歳	439	180	207	52
50歳	145	75	46	24
60歳	104	48	46	10
70歳	146	79	47	20
計	834	382	346	106

④要精検者の状況（令和 2 年度の精密検査結果）（健康増進法分）　（人）

年齢	要精密検査者	精密検査受診者			未受診	未把握
		異常認めず	歯周疾患であった者	歯周疾患以外であった者		
40歳	163	22	21	40	13	67
50歳	65	4	14	11	5	31
60歳	44	4	8	7	6	19
70歳	82	13	18	9	5	37
計	354	43	61	67	29	154

⑻ 口腔機能健康診査　　［保健所・保健センター］

71 歳以上（当該年度 4 月 1 日時点で 75 歳又は 80 歳の後期高齢者医療被保険者は除く）の市民を対象に、高齢期における口腔機能低下及びそれに伴う誤嚥性肺炎等の疾病予防を図るため、市内個別医療機関で口腔機能健康診査を実施している。

【内容】問診と歯科健診（歯周疾患、う蝕の有無など）、口腔機能評価

〈 根拠法令等 ： さいたま市歯科口腔保健の推進に関する条例第 8 条の(6) 〉

①受診者及び指導区分別状況　　（人）

受診者	健診結果		
	要精検・要治療	要指導	異常認めず
1,825	993	453	379

②要精検・要治療者の内訳（複数）　　（人）

要精検・要治療内容	延人員
う蝕	322
歯周疾患	801
義歯	160
口腔機能	107
その他	33

⑼ 訪問歯科健康診査　　［保健所・保健センター］

40歳以上の在宅要介護者で健診の機会に恵まれない市民を対象に、口腔状態の改善を図るため、歯科医師、歯科衛生士が訪問し、歯科健診と歯科保健指導を実施している。

〈 根拠法令等 ： 歯科口腔保健の推進に関する法律第 9 条 〉

訪問歯科健康診査実施状況　　（人）

	受診者
総　数	2

5 訪問指導 ［保健センター］

健康問題を抱えており保健指導が必要と認められる者またはその家族等（介護予防事業対象者・介護保険の給付を受けている者・特定保健指導を受けている者を除く）を対象に、疾病の予防及び健康の保持・増進を図るため、保健センターの保健師・管理栄養士・歯科衛生士が家庭訪問を実施し、必要な保健指導や助言を行っている。

〈 根拠法令等 ： 健康増進法第 17 条第 1 項・第 19 条の 2 〉

訪 問 指 導 実 施 状 況

		40歳未満		40歳以上																	
		実人員	延人員	要指導者等		閉じこもり予防		介護家族者		寝たきり者						認知症のもの		その他		合計	
										実人員			延人員								
				実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員		口腔衛生指導	栄養指導		口腔衛生指導	栄養指導	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
総 数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内訳	西 区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	北 区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大宮区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	見沼区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中央区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	桜 区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	浦和区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	南 区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	緑 区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	岩槻区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

6 栄養・食生活

地域における行政栄養士業務の基本指針に基づき、保健センターでは健康づくり教室、生活習慣の改善等の健康づくり相談、栄養指導等の市民に対する直接的な事業を行い、保健所では、健康づくり・栄養改善事業の企画立案・専門的な情報の収集・提供、栄養関係団体等の支援及び栄養指導、給食施設の栄養管理指導等を実施している。

⑴ 栄養関係団体等育成支援 ［保健所］

保健所では、地域において健康づくり及び栄養・食生活の改善の取組みを推進する栄養関係団体（3団体）に対し、育成及び支援を行っている。

このうち、食生活改善推進員協議会に対して、保健センターでは推進員の養成及び地区会員の育成、保健所では地区リーダーの育成などの支援を行っている。

〈 根拠法令等 ： 地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善の基本指針について
（平成 25 年 3 月 29 日健が発 0329 第 4）〉

栄養関係団体の概要及び支援状況

団体名	会員等	支援状況（回）	
		役員会等	研修会等
さいたま市保健所管内給食研究会	病院・事業所等の給食管理者、栄養士、調理師等 会員施設数 52施設	3	0
地域活動栄養士会	地域で活動する栄養士	―	1
さいたま市食生活改善推進員協議会	地域で活動する食生活改善推進員養成講座等修了者 グループ数 38グループ、会員数 487人	1	3
合計		4	4

栄養関係団体等育成事業実施状況

実施日・会場	内　　容	講　　師	対 象 者	参加者数
令和4年2月25日から 2月28日まで YouTubeによる オンデマンド配信	給食施設従事者等研修会 講義 「日本摂食嚥下リハビリテーション学会嚥下調整食分類 2021」 ～学会分類 2021 の改訂のポイントと今後の展開～	東京医療保健大学 医療保健学部 医療栄養学科 教授 小城 明子 氏	市内の保育所に従事する栄養士・施設管理者等	71 施設
令和4年1月20日 Zoomによる オンライン開催	給食施設従事者等研修会 （私立保育園協会・保育課・地域保健支援課共催） 講義 「令和 3 年度栄養管理報告書の集計結果について」	保健所 地域保健支援課 管理栄養士	市内の保育所に従事する栄養士・施設管理者等	130 名
令和3年7月5日 さいたま市保健所	「嚥下調整食の調理のコツ」作成のための情報交換会 【1日目】 内容 「病院・施設で提供している食形態についての調理方法について」	保健所 地域保健支援課 管理栄養士	市内の病院、介護老人保健施設及び特別養護老人ホームに従事する栄養士、調理師等	15 名
令和3年7月12日 さいたま市保健所	「嚥下調整食の調理のコツ」作成のための情報交換会 【2日目】 内容 「病院・施設で提供している食形態についての調理方法について」	保健所 地域保健支援課 管理栄養士	市内の病院、介護老人保健施設及び特別養護老人ホームに従事する栄養士、調理師等	7 名
令和3年7月13日 さいたま市保健所	「嚥下調整食の調理のコツ」作成のための情報交換会 【3日目】 内容 「病院・施設で提供している食形態についての調理方法について」	保健所 地域保健支援課 管理栄養士	市内の病院、介護老人保健施設及び特別養護老人ホームに従事する栄養士、調理師等	3 名
令和4年3月15日 中央区役所保健センター	さいたま市行政栄養士人材育成ガイドラインに基づくブラッシュアップ研修会 内容 各所属からの報告「今年度に取組んだ業務と業務を進める上で試みた工夫」 講義 テーマ「行政栄養士の事業のあり方について」 報告 テーマ「自分自身の活動を振り返り、次へつながる活動について確認してみましょう」	保健所 地域保健支援課 管理栄養士 国立保健医療科学院 生涯健康研究部 上席主任研究官 石川 みどり 氏	さいたま市の市長部局の栄養士	15 名
令和3年7月1日 さいたま市保健所	さいたま市食生活改善推進員協議会 10 区合同研修会 講義 「生活習慣病予防の食事」	保健所 地域保健支援課 管理栄養士	さいたま市食生活改善推進員協議会の10区リーダー	39 名
			実施回数	7 回

⑵ 食生活改善推進員養成講座　　［保健センター］

地域における食生活改善のため組織的活動を行う推進員となって、ボランティア活動に参加できる市民を対象に、1コース 6日間の養成講座を実施している。令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止した。

〈 根拠法令等 ： 食育基本法第 21 条 〉

【内容】 ①健康づくりについての総論

②健康づくりのための食生活・運動・休養・歯についての講義及び実習・実技

③食品衛生と食の安全についての講義

④食生活改善地域組織活動について

⑶　食生活改善推進員育成支援　　［保健センター］

食生活改善推進員が、地域の健康づくりや食育の推進に関する専門的知識をさらに深め、地域ボランティアとしての資質向上を図るため研修会を実施している。

〈 根拠法令等 ： 食育基本法第 21 条 〉

食生活改善推進員育成支援実施状況

		開催回数	参加延人員	内　容
総　数		67	623	・講義 ・調理実習
内訳	西　区	10	85	
	北　区	8	91	
	大宮区	4	25	
	見沼区	6	56	
	中央区	11	121	
	桜　区	3	12	
	浦和区	3	32	
	南　区	4	4	
	緑　区	8	69	
	岩槻区	10	128	

⑷ 親子食育講座（健康づくり教室　再掲）　　［保健センター］

食習慣の基礎づくりの時期である幼児期の親子を対象に、望ましい食習慣を理解し、実践できるようになることを目的として実施している。

〈 根拠法令等 ： 食育基本法第 19 条・第 21 条 〉

会場	北区	大宮区	桜区	合計
参加者数	5	6	4	15

⑸ 食育推進情報交換会　　［保健センター］

市内小・中学校等の栄養教諭・学校栄養職員等と食育に関する情報交換を行うことで、それぞれの現場における問題や課題に対する取組みについての情報を共有し、今後の食育の普及啓発に活用することを目的として実施している。

〈 根拠法令等 ： 食育基本法第 21 条 〉

会場	緑区	岩槻区	合計
参加者数	15	19	34

※見沼区は新型コロナウイルス感染症感染拡大のため中止となり、
資料を区内小・中学校に送付した。

⑹ 給食施設等指導 ［保健所］

喫食者(市民)の健康づくりのための食環境を整備するため、保健所では、病院、保育所、福祉施設、学校等の給食施設における栄養管理状況を把握し、必要に応じて施設の巡回指導、電話、来所相談を実施している。

〈 根拠法令等 ： 健康増進法第 18 条第1項第 2 号・第 20 条・第 22 条 〉

施設の種類別栄養管理状況等把握状況

施設の種別	施設数（令和3年度末現在）	特定給食施設			小規模給食施設・その他給食施設		
		施設数	栄養管理報告書提出数	開始・変更廃止届出数	施設数	栄養管理報告書提出数	開始・変更廃止届出数
小学校	107	107	106	222	0	0	0
中学校	62	62	62	126	0	0	0
高校・幼稚園等	89	72	70	12	17	16	13
病院	39	31	31	40	8	8	3
介護老人保健施設	27	25	24	16	2	2	1
介護医療院	1	1	1	1	0	0	0
老人福祉施設	95	63	63	40	32	32	8
児童福祉施設	312	99	98	95	213	214	139
社会福祉施設	26	4	4	0	22	22	3
事業所	58	40	40	14	18	16	4
寄宿舎	3	2	2	2	1	1	0
矯正施設	1	1	1	0	0	0	0
自衛隊	1	1	1	0	0	0	0
一般給食センター	3	3	1	2	0	0	0
その他	67	19	18	15	48	46	12
計	891	530	522	585	361	357	183

給食施設等指導状況

	特定給食施設		その他の給食施設	計
	1回100食以上又は1日250食以上	1回300食以上又は1日750食以上		
栄養管理指導延べ施設数	261	2	279	542

⑺ 国民健康・栄養調査（厚生労働省委託事業）　［保健所］

保健所では、国からの委託を受けて、国民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、身体の状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにするため、「国民健康・栄養調査」を行っている。令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、調査は中止となった。

【内容】　・栄養摂取状況調査：世帯全員の食事記録（1 日分）及び歩行数

・身体状況調査：身長・体重・腹囲・血圧・血液検査・服薬の有無・運動の状況

・生活習慣調査：満 20 歳以上　生活習慣（休養・睡眠・飲酒・喫煙・歯の健康）

〈 根拠法令等 ： 健康増進法第10条 〉

⑻ 栄養関係相談・指導　［保健所］

保健所では、健康増進法及び食品表示法に基づき下記の相談・指導を実施している。

① 食品表示法に基づく相談・指導

市内の食品製造業者や健康食品製造業者等から、販売食品（保健機能食品を含む）の栄養表示に関する相談・指導業務を実施している。

相談件数	62 件

② 虚偽・誇大広告に関する相談・指導（健康増進法第 65 条第 1 項）

市内の健康食品製造業者や広告代理店等から、販売食品のパッケージの表示内容や商品を掲載している広告媒体（チラシ・インターネット等）に関する相談・指導業務を実施している。

相談・指導件数	5 件

③ 栄養相談

市民を対象に、栄養相談を実施している。

相談件数	3 件

7 歯科保健

保健センターでは、歯科健康教育・身近な歯や口腔に関する相談などを実施し、保健所では、専門的な歯科保健事業を実施している。

⑴ 歯科保健教室 ［保健センター］

39歳以下又は65歳以上の市民を対象に、保健センターで歯科保健教室を実施している。また、地域からの依頼による歯科保健教室を実施している。

〈 根拠法令等 ： 健康増進法第17条第1項及び第19条の2〉

歯科保健教室実施状況

		回数	延人員
総数		8	103
内訳	西区	0	0
	北区	1	4
	大宮区	1	8
	見沼区	3	47
	中央区	2	28
	桜区	0	0
	浦和区	0	0
	南区	0	0
	緑区	1	16
	岩槻区	0	0

（2） 歯科相談 ［保健所］

歯や口腔に関するさまざまな悩みをもつ人に、嘱託歯科医師、歯科衛生士が相談指導を実施している。

〈 根拠法令等 ： 地域保健法第６条 〉

歯科相談実施状況

来所相談		電話相談	
実人員	延人員	実人員	延人員
０人	０人	０人	０人

⑶ 訪問口腔衛生指導 ［保健所］

歯や口腔に問題を抱えながら在宅療養をしている者とその家族等を対象に、保健所の歯科衛生士が家庭訪問を実施し、疾病予防などに関する必要な保健指導や助言を行っている。

〈 根拠法令等 ： 地域保健法第６条 〉

訪問口腔衛生指導実施状況

実人員	延人員
０人	０人

８ 特定保健指導 （積極的支援） ［保健センター］

さいたま市は国民健康保険加入者（40 歳から 74 歳）に対して、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した生活習慣病予防のための特定健康診査及び特定保健指導を実施している。健康診査の結果、「動機づけ支援」に該当した者は健康診査の実施医療機関において特定保健指導を行い、また、「積極的支援」に該当した者に対しては各区保健センターで特定保健指導を実施している。

〈 根拠法令等 ： 高齢者の医療の確保に関する法律 〉

（令和４年５月末現在）

	積極的支援		
	対象者数	実施者数	実施率
総　数	1,252	122	9.7%
西　区	78	8	10.3%
北　区	146	12	8.2%
大宮区	106	13	12.3%
見沼区	180	20	11.1%
中央区	87	9	10.3%
桜　区	122	6	4.9%
浦和区	144	14	9.7%
南　区	148	11	7.4%
緑　区	128	16	12.5%
岩槻区	113	13	11.5%

９ 健康被害対策 ［保健所］

保健所では、公害などで、市民の健康に影響が生じた場合、健康相談の窓口として現状把握等に努めている。

⑴ 光化学スモッグ健康被害状況の把握

光化学スモッグ注意報等は、埼玉県が発令し、市は防災無線などにより周知を図っている。

光化学スモッグが発生すると、目やのどへの刺激などの健康被害が生じる場合がある。市内でこの様な健康被害が発生した場合、被害状況を集計し、埼玉県に報告している。また、必要に応じて調査等を実施している。

令和 3 年度のさいたま市を含む県南中部の発令状況は、注意報 2 回、警報 0 回であった。また、健康被害の報告は 0 件だった。

⑵ 石綿による健康被害相談等の受付

平成 17 年 7 月から、石綿に関する健康相談窓口を設置し、令和 3 年度は 19 件の相談を受けた。

また、平成 18 年 3 月 27 日から「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく救済制度の施行により、認定の申請及び救済給付の請求に係る受付窓口が保健所に設置され、令和 3 年度は 2 件の申請を受け付けた。

⑶ 石綿読影の精度に係る調査(環境省の委託事業)

令和 2 年度から、既存検診の機会を活用して石綿関連疾患が発見できる体制の整備に資するため、石綿関連疾患の読影精度向上に向けた知見を収集することを目的に、環境省の委託を受け実施した。内容は、既存検診で撮影したレントゲンフィルムを、地域の医療機関（1 次読影）と石綿の専門医（2 次読影）で 2 回読影を行い、情報収集を行った。令和 3 年度は 28 名の申込みを受けた。

第５章　難病及び原爆被害者対策

さいたま市では難病対策事業として、保健所において医療費の公費負担事業、難病相談及び患者・家族の活動支援等を実施している。

１　難病等医療費公費負担

「難病の患者に対する医療等に関する法律」(平成 27 年1月1日施行)では、いわゆる「難病」を「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」と定めている。

保健所では、同法に基づく指定難病に対する医療給付のほか、埼玉県が難病対策事業として実施している「特定疾患」「県単独指定難病」「先天性血液凝固因子欠乏症」の医療給付制度の経由事務及び、さいたま市小児慢性特定疾病医療給付事業を実施している。

なお、申請は、保健センターでも受付けている。

〈 根拠法令等 ： 難病の患者に対する医療等に関する法律、難病対策要綱、さいたま市小児慢性特定疾病医療給付事業実施要綱 〉

⑴　指定難病医療給付事業

指定難病医療給付事業は、国が指定する 338 疾病が対象となっている。

(令和 4 年 3 月 31 日現在)

受給者数	8,441 人

⑵　特定疾患等医療給付制度（埼玉県への経由事務）

特定疾患等医療給付制度は、特定疾患 4 疾患(スモン等)と、県単独指定難病 4 疾患(橋本病等)が対象となっている。(令和 4 年 3 月 31 日現在)

受給者数	19 人

⑶　先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付制度(埼玉県への経由事務)

先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付制度は、血友病 A 等が対象となっている。
(令和 4 年 3 月 31 日現在)

受給者数	50 人

⑷　小児慢性特定疾病医療費支給認定事業

児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費支給認定事業として実施している。

〈 根拠法令等 ： 児童福祉法第 19 条の 2 〉

小児慢性特定疾病医療給付受給者状況

（令和 4 年 3 月 31 日現在）

		受給者数
総　　数		1,284
疾患群別内訳	悪性新生物	203
	慢性腎疾患	65
	慢性呼吸器疾患	75
	慢性心疾患	259
	内分泌疾患	225
	膠原病	53
	糖尿病	58
	先天性代謝異常	22
	血液疾患	26
	免疫疾患	13
	神経・筋疾患	96
	慢性消化器疾患	123
	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	44
	皮膚疾患	3
	骨系統疾患	13
	脈管系疾患	6

2　難病患者等支援

⑴　保健相談指導

神経筋疾患の患者を中心に精神面を含むさまざまな支援が必要な患者に対し、保健師等が個別の相談指導を行っている。

保健相談指導実施状況

実施方法	内訳		延人員
訪問	筋萎縮性側索硬化症（ＡＬＳ）	6	10
	脊髄小脳変性症・多系統萎縮症	2	
	その他	2	
電話	指定難病	5,113	6,260
	小児慢性特定疾病等	1,147	
面接	指定難病	9	9
	小児慢性特定疾病等	0	

⑵　患者会支援

パーキンソン病患者と家族の会について支援を行っている。

⑶　医療講演会・交流会

難病患者や長期に療養を必要とする子どもとその保護者を対象に、日常生活を送る上での不安や悩みを軽減するため、医療講演会と家族同士の交流会を開催する予定であったが、令和３年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため交流会は中止とし、動画の限定配信による講演会を開催した。

〈 根拠法令等 ： 児童福祉法第 19 条の２ 、難病特別対策推進事業実施要綱 〉

講演会・交流会支援状況

動画配信期間	内容	参加者数
7月1日～7月12日	神経・筋疾患医療講演会 ～困った症状に合わせた生活動作の工夫を考える～	45
9月13日～9月24日	慢性疾患児の学校生活	15
3月1日～3月14日	パーキンソン病医療講演会 ～パーキンソン病と自律神経障害について～	235

⑷ 医療従事者研修

訪問看護師等の資質向上を図るため、研修会を開催した。

〈 根拠法令等 ： 難病特別対策推進事業実施要綱 〉

動画配信期間	内容	回数	参加者数
2月14日～2月28日	多系統萎縮症・進行性核上性麻痺・大脳皮質基底核変性症のケア	1	108

３　原爆被害者対策（埼玉県への経由事務）

保健所では、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、被爆者健康手帳の交付や変更に関する申請及び健康管理手当などの各種給付の申請を受付けている。

申 請 受 付 状 況

区　　分	申請件数
被爆者健康手帳 （二世手帳交付、変更届等）	23
各種手当申請 （健康管理・一般疾病医療費等）	81

第6章　精神保健

さいたま市の精神保健福祉は、保健所、保健センター、支援課、こころの健康センター（精神保健福祉センター）など下記の関係課所が連携し、事業を進めている。

保健センターでは、一次相談、支援課では、福祉サービスに関する相談を行っている。また、保健所では、専門相談機関として相談全般及び受診援助を行うとともに、保健センター、支援課、福祉課、障害者生活支援センター等への技術協力を行っている。さらに、こころの健康センターでは、保健所、保健センター、支援課への技術協力、教育研修及び専門相談等を行っている。

1　精神保健相談　　［保健所・保健センター］

保健所、保健センターでは、市民や関係機関からの精神保健福祉に関する相談を実施している。

〈 根拠法令等 ： 精神保健福祉法第 47 条第 1 項、第 4 項及び第 5 項関係 〉

(1)　電話相談

		実人員	実人員の再掲（新規者の受付経路）		延人員													計の再掲					
			医療機関	その他	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	思春期	心の健康づくり	うつ・うつ状態	摂食障害	てんかん	その他	計	ひきこもり	発達障害	自殺関連	自死遺族	犯罪被害	災害
総数		1,356	43	495	61	32	94	11	2	1	49	1,044	120	7	18	5,214	6,653	32	56	57	1	1	0
保健所		976	30	247	36	16	87	11	1	1	44	93	41	0	0	3,811	4,141	26	33	28	1	1	0
保健センター	西区	55	0	55	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	358	366	1	0	0	0	0	0
	北区	56	0	15	1	0	0	0	0	0	1	25	7	0	16	60	110	0	20	0	0	0	0
	大宮区	28	0	18	0	0	0	0	0	0	1	25	9	0	0	31	66	2	0	0	0	0	0
	見沼区	82	7	48	18	0	5	0	0	0	1	108	24	4	2	64	226	0	2	0	0	0	0
	中央区	14	1	2	0	0	0	0	1	0	0	75	0	0	0	197	273	0	0	8	0	0	0
	桜区	28	0	28	0	0	1	0	0	0	0	675	22	0	0	5	703	0	0	0	0	0	0
	浦和区	61	3	36	6	0	0	0	0	0	2	10	5	0	0	85	108	0	0	6	0	0	0
	南区	3	0	3	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	25	0	0	0	0	0	0
	緑区	10	0	2	0	0	0	0	0	0	0	25	11	0	0	9	45	1	1	10	0	0	0
	岩槻区	43	2	41	0	0	1	0	0	0	0	0	1	3	0	585	590	2	0	5	0	0	0

(2)　来所面接

		実人員	実人員の再掲（新規者の受付経路）		延人員													計の再掲					
			医療機関	その他	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	思春期	心の健康づくり	うつ・うつ状態	摂食障害	てんかん	その他	計	ひきこもり	発達障害	自殺関連	自死遺族	犯罪被害	災害
総数		390	6	130	15	24	16	7	2	0	7	62	30	2	2	639	806	22	19	15	3	0	0
保健所		280	4	55	12	9	12	7	2	0	3	32	5	0	1	532	615	14	12	3	0	0	0
保健センター	西区	6	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	7	9	5	0	0	0	0	0
	北区	21	0	8	0	1	0	0	0	0	0	4	9	0	0	29	43	0	3	1	0	0	0
	大宮区	13	0	9	1	0	1	0	0	0	0	6	2	0	0	9	19	1	0	0	0	0	0
	見沼区	16	0	11	1	0	0	0	0	0	0	9	2	0	1	4	17	0	2	1	0	0	0
	中央区	3	0	2	0	0	0	0	0	0	0	4	1	0	0	0	5	0	0	3	0	0	0
	桜区	7	0	7	0	0	0	0	0	0	2	5	3	0	0	3	13	0	0	0	0	0	0
	浦和区	12	0	9	0	0	2	0	0	0	0	1	3	0	0	13	19	0	1	0	0	0	0
	南区	1	0	1	0	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	15	0	0	0	0	0	0
	緑区	8	0	3	1	0	0	0	0	0	1	1	3	0	0	5	11	1	0	4	0	0	0
	岩槻区	23	2	21	0	0	1	0	0	0	1	0	0	2	0	36	40	1	1	3	3	0	0

⑶　家庭訪問

		実人員	実人員の再掲（新規者の受付経路）		延人員												計の再掲				
			医療機関	その他	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	思春期	心の健康づくり	摂食障害	てんかん	その他	計	ひきこもり	自殺関連	自死遺族	犯罪被害	災害
総　数		762	8	189	24	61	38	10	1	0	4	117	0	1	2,016	2,272	23	20	1	0	0
保　健　所		740	6	181	24	61	37	10	1	0	4	104	0	1	1,994	2,236	23	17	1	0	0
保健センター	西　区	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0
	北　区	3	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	3	5	0	0	0	0	0
	大宮区	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
	見沼区	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	4	0	0	0	0	0
	中央区	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0
	桜　区	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
	浦和区	3	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0	2	0	0	0
	南　区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	緑　区	7	0	1	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	6	13	0	0	0	0	0
	岩槻区	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0	0	0	0	0

⑷　関係機関との相談

		実人員	延人員												計の再掲				
			老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	思春期	心の健康づくり	摂食障害	てんかん	その他	計	ひきこもり	自殺関連	自死遺族	犯罪被害	災害
総　数		566	59	43	65	35	1	0	20	124	1	2	2,356	2,706	21	32	9	0	0
保　健　所		478	32	43	42	35	1	0	13	62	0	0	2,167	2,395	13	15	0	0	0
保健センター	西　区	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	5	0	0	0	0
	北　区	6	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	61	71	0	0	0	0	0
	大宮区	2	1	0	0	0	0	0	0	5	0	0	13	19	0	0	0	0	0
	見沼区	44	9	0	22	0	0	0	0	2	0	2	35	70	1	0	0	0	0
	中央区	3	0	0	0	0	0	0	0	27	0	0	0	27	0	5	0	0	0
	桜　区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	浦和区	11	16	0	1	0	0	0	3	0	0	0	55	75	0	0	0	0	0
	南　区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	緑　区	10	1	0	0	0	0	0	0	18	0	0	4	23	0	3	0	0	0
	岩槻区	9	0	0	0	0	0	0	4	0	1	0	16	21	2	9	9	0	0

⑸　電子メールによる相談（市民対象）　　［保健所・保健センター］

保健所・保健センターでは電子メールによる相談を受け、必要に応じて電話相談や面接につなげている。

（件）

保健所	保健センター	合計
73	25	98

⑹　精神科救急情報センター

平成 15 年 11 月 1 日から、埼玉県とさいたま市が共同で「埼玉県精神科救急情報センター」を設置し、夜間・休日の市民等からの緊急的な精神科医療相談を受付け、助言や必要に応じ医療機関の紹介を行っている。警察官通報（精神保健福祉法第 23 条）の処理も行うため、さいたま市からは保健所職員がローテーション勤務している。

精神科救急情報センター電話受付件数

	救急相談電話	通報専用電話
総　数（さいたま市以外を含む）	8,460	1,367
さいたま市域分（再掲）	995	285

救急相談電話は本人・家族等から、通報専用電話は警察からの電話（処遇相談を含む）。
さいたま市は精神科救急情報センターにおいて警察官通報を 262 件受理した（再掲）。

⑺　受診援助

保健所では、相談の結果、医療機関の受診が必要と判断される場合には、受診に関する支援を実施している。また、精神保健福祉法第 22 条から第 26 条の 3 までの申請、通報、届出を受理し、調査に基づき、精神保健診察を実施し、措置入院業務も行っている。

〈　根拠法令等　：　精神保健福祉法第 22 条・第 23 条・第 24 条・第 25 条・第 26 条・第 26 条の 2、3・第 47 条　〉

※報告数につきましては、厚生労働省：衛生行政報告例に準ずる。

ア　受診援助数、所要時間及び援助結果　（延数）

支援内容	件　数	平均所要時間	援　助　結　果
総　　数	531		
同行受診	37	157	医療保護入院:8　任意入院:2　外来受診:27
申請・通報処理	463	381	措置入院:163 措置不要:57　（医療保護入院:22　帰宅:33　その他:2） 診察不要:224 緊急措置入院:18　（その後の本鑑定　措置入院:11　医療保護入院:2　帰宅:5） 緊急措置入院不要:1　（医療保護入院:0　帰宅:1）
受診調整	22	391	医療保護入院:22
処遇相談訪問調査	3	130	身体科受診:1　司法対応:1　その他:1
受診勧奨	6	27	

イ　精神保健福祉法に基づく申請、通報処理状況

			受理件数		結果		
					要措置	措置不要	診察不要
総数			463				
①	一般人申請（法第22条）		2		0	0	2
②	警察官通報（法第23条）	措置診察	365	346	146	48	152
		緊急措置診察		19	別表参照		
③	検察官通報（法第24条）		45		16	8	21
④	保護観察所の長の通報（法第25条）		0		0	0	0
⑤	矯正施設の長の通報（法第26条）		50		0	1	49
⑥	精神科病院管理者の届出（法第26条の2）		1		1	0	0
⑦	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に係る通報(法第26条の3)		0		0	0	0

別表

警察官通報(法第23条) 緊急措置診察実施分	受理件数	緊急措置入院の必要なしと診察されたもの	緊急措置入院の必要ありと診察された者のその後の処遇		
			措置入院	措置入院以外の入院	入院以外の処遇
	19	1	11	2	5

ウ　援助事例の疾病分類（国際疾病分類）

（実件数）

国際疾病分類(ICD-10)	総　数	※相　談	申請・通報
	503	40	463
器質性精神障害	22	1	21
精神作用物質使用による精神障害	32	4	28
統合失調症	223	24	199
感情障害	65	4	61
神経症性障害	26	2	24
生理的要因・身体に関連した行動症候群	9	0	9
成人の人格および行動の障害	22	0	22
知的障害	29	2	27
心理的発達の障害	37	3	34
小児期青年期の障害	2	0	2
てんかん	1	0	1
不明・その他	35	0	35

※『ア　受診援助数、所要時間及び援助結果』の『同行受診』と『処遇相談　訪問調査』のケース
※『申請・通報』件数は、令和2年度に受理し、令和3年度に対応したケースを含む

⑻　事例検討会

ア　保健所における事例検討会　　［保健所］

処遇困難事例への対応方針を協議するため、定例で関係職員による事例検討会を開催している。

〈　根拠法令等　：　平成12 年 3 月 31 日厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知に基づく保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領　〉

定例事例検討会実施状況

開催回数	参加延人数	検討事例延数
3	25	6

イ　保健センターにおける事例検討会　　［保健センター］

保健センターでは、さまざまな事例への対応方針を協議するため、保健所及びこころの健康センターの技術協力を得て、事例検討会を実施している。令和 3 年度は新型コロナウイルス感染拡大のため、実施しなかった。

〈　根拠法令等　：　平成 12 年 3 月 31 日厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知に基づく保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領　〉

⑼　医療観察法に基づく地域処遇

平成 17 年 7 月に施行された「心神喪失の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察に関する法律」により、地域において指定通院医療機関による「医療」を受けることになった場合、その通院期間中は、保護観察所の社会復帰調整官による精神保健観察（継続的な医療を確保のための指導）が実施される。

本人への医療、精神保健観察・必要な援助を円滑に行なうための関係機関によるケア会議に参加し、併せて訪問、面接といった必要な援助を保健所、保健センターが行っている。

〈　根拠法令等　：　医療観察法に基づく地域処遇に関する埼玉県運営要領　〉

2　家族教室

保健所では、回復途上にある統合失調症患者の家族を対象に、疾患についての正しい知識、対応の仕方の習得及び家族の健康の向上を目的に家族教室を実施している。令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、講義形式ではなく、精神科医等による講座をオンライン配信した（Zoom）。

〈　根拠法令等　：　精神保健福祉法第 46 条・第 47 条、平成 12 年 3 月 31 日厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知に基づく保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領　〉

実施日	対象者	内容	実施方法	参加人数
3 月 10 日	一般募集	講義「統合失調症とは？治療について」 「家族の接し方について」 「社会復帰への道と利用できる制度について」	Zoom にて配信	19

３　技術協力

保健所では、精神保健福祉に関する専門相談機関として、保健センター、障害者総合支援センター及び各区役所支援課への助言を行うとともに、それぞれが実施する事業に協力している。

また、家族会や社会復帰施設等から相談があった場合にも対応している。

〈　根拠法令等　：　平成 12 年 3 月 31 日厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知に基づく保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領　〉

４　普及・啓発活動

⑴　さいたま市はぁといきいきプロジェクト

さいたま市では、市民への精神保健福祉の普及・啓発を行うことを目的として、毎年、心の健康に関する講演会を開催している。令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により講演会は中止したが、「はぁとふる体操でココロいきいき」と題し、メンタルヘルスと運動に関する動画を作成した。市ウェブサイトと市 Youtube に掲載し、市民のメンタルヘルスに関する理解や普及啓発に努めている。

〈　根拠法令等　：　精神保健福祉法第 46 条、平成 12 年 3 月 31 日厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知に基づく保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領　〉

⑵　講師派遣

保健所では、関係団体や市民及び関係各課からの依頼により、講師派遣を行っている。

実施日	内容・テーマ	依頼元	実施場所・方法	参加人数
5 月 23 日	精神保健基礎研修	こころの健康センター	こころの健康センター	41
1 月 21 日	精神保健課の業務について	埼玉県立大学	Zoom にて配信	10

５　市長同意　　［保健センター］

医療保護入院の際は、家族等の同意が必要とされているが、精神保健福祉法第 33 条第 3 項には「家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができない場合において、その者の居住地を管轄する市町村長の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を入院させることができる」と定められている。そのため、保健センターでは、病院からの依頼があった場合に、家族等に関する事項について確認の上、同意の事務を行っている。

〈 根拠法令等 ： 精神保健福祉法第 33 条第 3 項、昭和 63 年 6 月 22 日厚生省保健医療局長通知 〉

「市　長　同　意」　の　状　況

（件）

		同意数
総数		53
内訳	西区	2
	北区	5
	大宮区	5
	見沼区	14
	中央区	6
	桜区	4
	浦和区	5
	南区	3
	緑区	6
	岩槻区	3

第７章　感染症・結核対策

保健所における通常業務としては、定期の予防接種、40 歳以上を対象とした結核の定期健康診断などの予防業務や、感染症の発生に伴うまん延防止策としての消毒並びに健康診断等の実施や結核、エイズ･性感染症等の対策を実施している。

１　予防接種

「予防接種法」等に基づき、感染の恐れのある疾病の発生及びまん延を防ぐため、市内の実施医療機関等において定期予防接種を実施している。

(1)　定期予防接種（Ａ類疾病）

種　類	インフルエンザ菌b型（ヒブ）			小児用肺炎球菌			
対　象	生後2か月～5歳未満			生後2か月～5歳未満			
	接種開始時年齢が生後2か月～7か月未満の間	接種開始時年齢が生後7か月～1歳未満の間	接種開始時年齢が1歳～5歳未満の間	接種開始時年齢が生後2か月～7か月未満の間	接種開始時年齢が生後7か月～1歳未満の間	接種開始時年齢が1歳～2歳未満の間	接種開始時年齢が2歳～5歳未満の間
標準的な接種回数と間隔	初回接種：1歳未満までの間に27日～56日の間隔をおいて3回接種 追加接種：初回接種終了後、7か月～13か月の間隔をおいて1回接種	初回接種：1歳未満までの間に27日～56日の間隔をおいて2回接種 追加接種：初回接種終了後、7か月～13か月の間隔をおいて1回接種	1回接種	初回接種：1歳未満までに27日以上の間隔をおいて3回接種 追加接種：初回接種終了後、60日以上の間隔をおいて、生後12月に至った日以降に1回接種	初回接種：1歳未満までに27日以上の間隔をおいて2回接種 追加接種：初回接種終了後、60日以上の間隔をおいて、生後12月に至った日以降に1回接種	60日以上の間隔をおいて2回接種	1回接種
実施時期	通　年			通　年			
医療機関数	227			225			
接種者数	39,860			39,860			

種　類	B型肝炎	ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ（4種混合）	ジフテリア・百日せき・破傷風（3種混合）	不活化ポリオ（単抗原）	ジフテリア・破傷風混合【第1期】	ジフテリア・破傷風混合【第2期】	ＢＣＧ
対　象	1歳未満	生後3か月～7歳6か月未満	生後3か月～7歳6か月未満	生後3か月～7歳6か月未満	生後3か月～7歳6か月未満	11歳～13歳未満	1歳未満
標準的な接種回数と間隔	3回接種 2回目：生後2か月以降に27日以上の間隔をおいて接種 3回目：生後7か月～9か月未満の間に接種 ※1回目から20週間以上の間隔をおく	初回接種：生後3か月～1歳未満の間に、20日～56日の間隔をおいて3回接種 追加接種：初回接種終了後、1年～1年6か月の間隔をおいて1回接種	初回接種：生後3か月～1歳未満の間に、20日～56日の間隔をおいて3回接種 追加接種：初回接種終了後、1年～1年6か月の間隔をおいて1回接種	初回接種：生後3か月～1歳未満の間に、20日～56日の間隔をおいて3回接種 追加接種：初回接種終了後、1年～1年6か月の間隔をおいて1回接種	初回接種：生後3か月～1歳未満の間に、20日～56日の間隔をおいて2回接種 追加接種：初回接種終了後、1年～1年6か月の間隔をおいて1回接種	1回接種 標準的な接種年齢 11歳	生後5か月～8か月未満の間に、1回接種
実施時期	通　年	通　年	通　年	通　年	通　年	通　年	通　年
医療機関数	209	239	0	213	0	312	206
接種者数	29,553	40,079	0	9	0	8,939	9,847

種　類	麻しん・風しん混合【第1期】	麻しん【第1期】	風しん【第1期】	麻しん・風しん混合【第2期】	麻しん【第2期】	風しん【第2期】	水痘
対　象	1歳～2歳未満	1歳～2歳未満	1歳～2歳未満	5歳～7歳未満（幼稚園・保育園の年長児相当の方）	5歳～7歳未満（幼稚園・保育園の年長児相当の方）	5歳～7歳未満（幼稚園・保育園の年長児相当の方）	1歳から3歳未満
標準的な接種回数と間隔	1回接種	1回接種	1回接種	1回接種	1回接種	1回接種	6か月～12か月の間隔をおいて2回接種
実施時期	通　年	通　年	通　年	通　年	通　年	通　年	通　年
医療機関数	259	0	259	285	0	0	250
接種者数	10,069	0	1	11,480	0	0	19,824

種　類	日本脳炎【第1期】	日本脳炎 1)【第2期】	ヒトパピローマウイルス（HPV）2)		ロタウイルス	
対　象	生後6か月～7歳6か月未満	9歳～13歳未満	小学校6年生～高校1年生相当の女子		出生6週0日後～24週0日後	出生6週0日後～32週0日後
標準的な接種回数と間隔	初回接種：3歳～4歳未満の間に、6日～28日の間隔をおいて2回接種 追加接種：初回接種終了後、概ね1年後に1回接種	1回接種 標準的な接種年齢 9歳	・2価ワクチン（サーバリックス） 3回接種 2回目は1か月、3回目は1回目から6か月の間隔をおいて接種 ※2回目、3回目の接種は2か月半以上の間隔をおく	・4価ワクチン（ガーダシル） 3回接種 2回目は2か月、3回目は1回目から6か月の間隔をおいて接種 ※2回目、3回目の接種は3か月以上の間隔をおく	・1価ワクチン（ロタリックス） 2回接種 生後2か月以降に、27日以上の間隔をおいて2回接種	・5価ワクチン（ロタテック） 3回接種 生後2か月以降に、27日以上の間隔をおいて3回接種
実施時期	通　年	通　年	通　年		通　年	
医療機関数	278	305	272		139	121
接種者数	22,162	5,211	7,288		13,446	9,087

1)「日本脳炎第2期」は、令和3年度に18歳となる者、9歳に達する者への接種勧奨を行った。
2)「ヒトパピローマウイルス（HPV)」は、令和３年１１月２６日付の厚生労働省の通知により、これまで差し控えられていた積極的勧奨が再開され、個別通知による勧奨を実施した。

⑵　定期予防接種（Ｂ類疾病）

種　　類	インフルエンザ	成人用肺炎球菌
対　　象	①65 歳以上の者 ②60 歳以上 65 歳未満の者であって厚生労働省令で定めるもの	①令和3年度に 65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳になる者 ②60 歳以上 65 歳未満の者であって厚生労働省令で定めるもの
接　種　回　数	1 回	1 回
実　施　時　期	令和 3 年 10 月 1 日 ～令和 4 年 1 月 31 日	令和 3 年 4 月1日 ～令和 4 年 3 月 31 日
医 療 機 関 数	563	486
個 人 負 担 金	1,600 円 （ただし、生活保護世帯の方、中国残留邦人等支援給付制度の受給者の方及び市民税非課税世帯の方は無料）	4,600 円 （ただし、生活保護世帯の方、中国残留邦人等支援給付制度の受給者の方及び市民税非課税世帯の方は無料）
接　種　者　数	151,394 人	9,980 人

２　感染症対策

平成11年4月から施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という）は、危機管理的な考え方による感染症の類型化、医療体制の再整備がなされ、患者等の人権に十分に配慮がなされている。

⑴　感染症発生届出

「感染症法」では、感染症と診断した医師は、一類・二類・三類・四類感染症及び五類感染症のうち侵襲性髄膜炎菌感染症、風しん、麻しんは直ちに、五類感染症（定点把握対象疾患を除く）は7日以内に最寄りの保健所に届け出ることになっている。また、令和２年２月７日より指定感染症となった新型コロナウイルス感染症は、令和３年２月 13 日より新型インフルエンザ等感染症に位置付けられ、直ちに届け出ることになっている。

感 染 症 発 生 届 出 件 数　　（件）

総数	二類	三類		四類			五類																	新型インフルエンザ等感染症
	結核	細菌性赤痢	腸管出血性大腸菌感染症	E型肝炎	A型肝炎	レジオネラ症	アメーバ赤痢	ウイルス性肝炎	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	急性弛緩性麻痺	急性脳炎	クロイツフェルト・ヤコブ病	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	後天性免疫不全症候群（HIV感染症含む）	侵襲性インフルエンザ菌感染症	侵襲性肺炎球菌感染症	水痘（入院例）	梅毒	播種性クリプトコックス症	破傷風	百日咳	風しん	麻しん	新型コロナウイルス感染症
84,762	134	0	19	5	1	15	4	3	9	0	18	0	9	10	0	16	3	129	2	1	5	0	0	84,379

三類感染症の患者発生に伴い、疫学調査、汚染場所等の消毒の命令及び接触者等に対して健康診断（細菌検査）の勧告を行っている。

また、他保健所の感染症患者発生に伴い、旅行同行者等の健康調査依頼による健康診断（細菌検査）も行っている。

健 康 診 断 （ 細 菌 検 査 ） 実 施 状 況　　（件）

総　数	細菌性赤痢	O26	O74	O121	O157	O166	O型不明
74	0	15	0	0	59	0	0

※医療機関実施分を含む。

⑵　感染症診査協議会

「感染症法」に基づき、一類・二類感染症患者について、第 20 条第 1 項の規定による入院の期間の延長に関する必要な事項等を審議及び第 37 条における入院患者の医療費の公費負担についての診査を行っている。

また、適正医療を受けるための医療費公費負担申請に基づく診査も行っている。

（「結核医療費公費負担」77ページ参照）

⑶　感染性胃腸炎（ノロウィルス等による）の集団発生に伴う対応

感染性胃腸炎の集団発生については、高齢者施設、保育園等、市内の施設から報告があり、調査、疫学調査及び感染予防・消毒の指導を行い、感染拡大の防止に努めた。

３　結核予防

「感染症法」に基づき、健康診断、結核患者の管理、接触者の感染防止、発病予防、結核医療の推進などを実施している。

⑴　結核検診（定期）

40 歳以上の市民を対象に、結核患者を自覚症状のないうちに発見し、患者の治癒効果を高めるとともに、結核を地域に伝播させないことを目的として、結核検診（定期）を「肺がん・結核検診」として市内個別医療機関で実施している。（45 ページ参照）

〈　根拠法令等　：　感染症法　〉

⑵　結核患者登録事務

「感染症法」第 53 条の 12 の規定に基づき、結核患者及び厚生労働省令（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則」第 27 条の 7）で定める結核回復者の結核登録票を作成し、管理を行っている。

結核登録患者数　（令和 3 年 12 月 31 日現在）　　（人）

総数	活動性結核				不活動性結核・活動性不明	潜在性結核感染症（別掲）
	登録時喀痰塗抹陽性	登録時その他の結核菌陽性	登録時菌陰性・その他	肺外結核活動性		
335	25	24	5	21	260	43

新登録患者数（令和 3 年 1 月 1 日～12 月 31 日）（人）

区分／年齢	総数	活動性結核				潜在性結核感染症（別掲）
		登録時喀痰塗抹陽性	登録時その他の結核菌陽性	登録時菌陰性・その他	肺外結核活動性	
総　数	107	36	31	10	30	27
0～ 4歳	0	0	0	0	0	3
5～ 9歳	0	0	0	0	0	0
10～14歳	0	0	0	0	0	1
15～19歳	3	2	0	0	1	0
20～29歳	7	1	2	2	2	1
30～39歳	5	1	1	0	3	5
40～49歳	11	3	6	2	0	2
50～59歳	16	5	6	2	3	3
60～69歳	12	6	1	2	3	4
70歳以上	53	18	15	2	18	8

⑶　結核医療費公費負担

「感染症法」に基づき、感染症診査協議会では、第 37 条における入院患者の医療費の公費負担、第 37 条の 2 における適正医療を受けるための医療費公費負担について診査を実施し、承認決定を行っている。

結核医療費公費負担申請・承認件数

		総　数	被用者保険		国民健康保　険	後期高齢	生活保護	その他
			本人	家族				
診査総数		314	95	26	52	104	36	1
37条の2	申請	193	69	21	43	47	13	0
	合格	193	69	21	43	47	13	0
	承認	193	69	21	43	47	13	0
37条	申請	121	26	5	9	57	23	1
	承認	121	26	5	9	57	23	1

※合格とは、結核医療基準に適合している場合をいう。承認とは、感染症法公費負担基準に適応している場合をいう。

感染症診査協議会開催状況

開催期日	開催回数
毎月第 1～4 水曜日（原則）	48 回

⑷　結核相談

保健所では、医師からの届出に基づき、患者への回復支援と周囲への感染・発症防止を目的に、保健師が病院訪問や面接等により相談を行っている。

相談実施状況　（延数）

総　数	訪問指導件数	来所相談件数	電話相談件数
3,112	306	42	2,764

⑸　結核患者及び接触者健診

ア　管理検診

治療終了後もなお経過観察を要する者を対象に、再発防止のため、健康診断を保健所などで実施している。

管理検診実施状況　（延数）

受診者数	検診結果		
保健所実施	要医療者数	要観察者数	異常なし
40	0	0	40

イ　接触者健診

周囲への感染・発症防止のため、結核患者の家族及び接触者等を対象に、保健所などで健康診断を実施している。

接 触 者 健 診 実 施 状 況　　（延数）

	受診者	再掲				健　診　結　果			
		胸部Ｘ線撮　影	血液検査	ツベルクリン反応検査	喀痰検査	異常なし	結核患者発見	潜在性結核感染症	経過観察
総　　数	663	562	559	11	0	657	1	5	0
保健所実施	557	471	481	11	0	552	1	4	0
委託医療機関実施	16	2	14	0	0	15	0	1	0
その他医療機関実施	90	89	64	0	0	90	0	0	0

⑹ 結核定期健康診断及び実施報告

潜在患者を発見するため、感染症法第53条の2に基づき、事業者、学校長、施設長などが実施責任者として定期の健康診断を行うことが義務付けられており、同法第 53 条の7により保健所で実施者数等の報告を受理している。

⑺ 直接服薬確認療法（ＤＯＴＳ）の推進

感染症法第 53 条の 14 に基づき、喀痰塗抹陽性結核患者及びその他保健所長が必要と認めた結核患者等に対し、対面での直接服薬確認支援事業を実施している。

４　エイズ予防

エイズ対策については、「感染症法」に基づき、エイズのまん延防止及び患者感染者への差別・偏見の解消を図ることを目的に、正しい知識の普及啓発並びに相談指導体制の充実を図るなどの対策を講じている。

また、さいたま市は平成 18 年 2 月 1 日厚生労働省より、エイズ対策を講じるにあたり、国と重点的に連絡調整をすべき自治体に選定されており、エイズ対策の強化に取り組んだ。

⑴ エイズ予防普及啓発活動

例年、各大学学園祭やさいたま市成人式等において普及啓発活動を行っている。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、各種イベントが開催中止や規模縮小となり、イベントでの普及啓発物品の配布は中止した。新型コロナウイルス感染症の流行状況に応じて普及啓発ができるよう、啓発物品の準備を行った。

⑵　エイズ相談

相談は、保健所において原則月２回の検査日や来所時に随時面接及び電話で行い、エイズに関する様々な悩みに対応している。

エイズ相談実施状況　（件）

総　数	電話相談	来所相談
1,479	380	1,099

※日曜・臨時相談数含む

⑶　HIV抗体検査（性感染症検査を含む）

検査は、希望者(予約)に対し、新型コロナウイルス感染症の流行状況に応じて、保健所で実施している。また、毎月第２日曜日（原則）に日曜即日検査を実施している。

検査実施に際して、会場が密にならないよう来所者数に上限を設ける等の感染予防対策を講じた。

ＨＩＶ抗体検査及び性感染症検査実施状況

	昼　間				夜　間				日　曜
	HIV検査	梅毒	B型肝炎	C型肝炎	HIV検査	梅毒	B型肝炎	C型肝炎	即　日
検査件数	17	17	17	17	0	0	0	0	1,081

※新型コロナウイルス感染症の影響により、保健所検査は４月のみ実施。日曜即日検査は全日程で実施。

⑷　エイズ対策推進協議会

さいたま市内におけるエイズ感染の拡大防止を図り、偏見や差別のない社会が作られるよう総合的な対策を推進するため、さいたま市エイズ対策推進協議会を設置している。

協議会はエイズ研究機関や市内拠点病院などの医師、看護師、MSW（医療ソーシャルワーカー）や市内大学の学生及び教育委員会、障害支援課職員等の推進委員で構成されており、①HIV 感染の予防法の普及や偏見差別をなくす②検査の普及啓発③気軽に受けやすい検査体制④患者支援について等の課題について、それぞれの立場から意見を出し合いエイズ対策事業に反映させている。

５　新型コロナウイルス感染症対策

⑴　新型コロナウイルス感染症に係る相談

保健所・保健センターでは、市民や医療機関からの電話相談に対応している。

相談実施状況

	保健所	保健センター
相談件数	26,172 件	2,740 件

⑵　新型コロナウイルス検査

市検査機関及び民間検査機関へ委託し検査を実施している。

検査実施状況

	市検査機関	民間検査機関
検査件数	10,837 件	309,175 件

⑶　患者対応

感染症法に基づき、新型コロナウイルス感染症患者への積極的疫学調査を行い、自宅療養者及び濃厚接触者に対し健康観察を行っている。入院や宿泊療養の調整については、埼玉県と連携して行っている。

また、感染症診査協議会では、入院患者の医療費の公費負担について診査を実施し、承認決定を行っている。

患者数

区　　分	陽性者数
新型コロナウイルス感染症	75,639 名

医療費公費負担受給者数

区　　分	人　数
新型コロナウイルス感染症に係る公費負担医療（入院）	4,101 名

⑷　予防接種

新型コロナウイルスワクチン予防接種は、新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図ることを目的として予防接種法上の臨時接種として位置づけられ、市内の個別接種実施医療機関及び集団接種会場において実施している。

新型コロナウイルスワクチン予防接種の概要

ワクチンメーカー	ファイザー社（12 歳以上）	ファイザー社（5～11 歳）	武田／モデルナ社	アストラゼネカ社
対　　象 1)	12 歳以上	5～11 歳	12 歳以上（追加接種は 18 歳以上）	18 歳以上
標準的な接種回数と間隔 2)	初回接種：21 日間隔で 2 回接種 追加接種：初回接種終了後、6 か月以上の間隔をおいて 1 回接種	初回接種：21 日間隔で 2 回接種	初回接種：28 日間隔で 2 回接種 追加接種：初回接種終了後、6 か月以上の間隔をおいて 1 回接種	初回接種：4～12 週間隔で 2 回接種
実　施　時　期	令和 3 年 2 月 17 日～令和 4 年 9 月 30 日			
個別接種実施医療機関数 3)	479			
集団接種会場設置数 4)	29			
接　種　者　数 5)	1 回目　1,045,719 人　／　2 回目　1,037,001 人　／　3 回目　484,006 人			

1) 2) 3) 5)令和 4 年 3 月末時点のもの

4)令和 3 年度中に設置した実数

6　風しん対策

⑴　風しん抗体検査

妊娠を希望する女性等を対象として、予防接種が必要である者を効果的に抽出するための風しん抗体検査を市内実施医療機関で行った。(さいたま市風しん抗体検査事業)

対　　象	①妊娠を希望する16歳以上50歳未満の女性 ②①の対象となる女性の同居者または風しん抗体価が低い妊婦の同居者
実施時期	令和3年4月27日～令和4年3月12日
実施場所	医療機関(個別)
医療機関数	416箇所
実施人員	930人

⑵　風しんの追加的対策

風しんに係る公的接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性に対し、風しん抗体検査及び予防接種(風しん第5期定期予防接種)を行った。この対策の実施期間は令和7年3月31日まで。

実施にあたっては、まず、風しん抗体検査を行い、検査結果が一定の基準を満たさない≪陰性≫の方が、風しん第5期定期予防接種の対象者。

	件数
抗体検査	4,205件
予防接種	874件

7　肝炎治療特別促進事業（埼玉県への経由事務）

「埼玉県肝炎治療特別促進事業実施要綱」に基づく、B型肝炎及びC型肝炎ウイルスの除去を目的として行うインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療、核酸アナログ製剤治療に係る医療費の助成について、申請等の受付、埼玉県への進達及び受給者証の交付等を行っている。なお、申請等の受付は保健センターでも行っている。

申請種別		件数
総数(核酸アナログ製剤治療更新を除く)		118
内訳	インターフェロン治療新規	0
	インターフェロン治療新規2回目	0
	インターフェロンフリー治療	79
	インターフェロンフリー・再治療	0
	核酸アナログ製剤治療	39
核酸アナログ製剤治療更新		536

８　肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業（埼玉県への経由事務）

「埼玉県肝がん･重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱」に基づく、B型肝炎及びC型肝炎ウイルスによる肝がん･重度肝硬変の入院患者に対する治療の研究を目的として行う医療費助成について、申請等の受付、埼玉県への進達及び受給者証の交付等を行っている。なお、申請等の受付は保健センターでも行っている。

申請種別		件数
総数		1
内訳	新規	1
	更新	0

９　健康教育

保健所では、学校や職場からの依頼により感染症に対する健康教育を実施している。

令和３年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止した。

第８章　食品衛生

さいたま市では、市民が安心して食生活をおくれるよう、生産、製造から流通、消費に至るまで総合的な食の安全の確保を図る上での基本的な考え方や、施策の方向性を示すものとして平成 16 年度に「さいたま市食の安全基本方針」を策定した。保健所では、「食品衛生法」に基づき、食品関係施設の営業許可を行うとともに、食品等の安全性を確保するため「さいたま市食品衛生監視指導計画」に基づき、監視指導及び食品の検査並びに食品関係従事者に対する衛生教育等の業務を行っている

また、平成 30 年 6 月に食品衛生法等の一部を改正する法律が公布され、令和 3 年 6 月 1 日から原則としてすべての食品等事業者に HACCP に沿った衛生管理が義務付けられた。さらに、営業許可制度の見直し及び営業届出制度が創設され、それに伴い、食品衛生に関する条例（埼玉県条例第 32 号）に定められた 6 業種の営業許可が廃止された。

１　営業許可

旧食品衛生法で定められた34業種及び新食品衛生法で定められた32業種について、営業の許可等を行っている。

〈 根拠法令等(令和 3 年 5 月 31 日までに許可を取得した場合) ： 旧食品衛生法第 52 条 〉

〈 根拠法令等(令和 3 年 6 月 1 日以降に許可を取得した場合) ： 新食品衛生法第 55 条 〉

旧食品衛生法による許可を要する施設数　（令和4年3月31日現在）

業種		施設数（年度末現在）	新規	更新	※廃業	業種	施設数（年度末現在）	新規	更新	※廃業
飲食店	一般食堂・レストラン	1,780	27	50	277	食肉販売業	195	2	13	910
	仕出し・弁当屋	201	3	15	42	食肉製品製造業	4	0	0	1
	旅館	37	0	2	3	乳酸菌飲料製造業	0	0	0	0
	その他	6,469	316	198	1,351	食用油脂製造業	2	0	0	0
菓子（パンを含む）製造業		902	17	28	220	マーガリン又はショートニング製造業	0	0	0	0
乳処理業		0	0	0	0	みそ製造業	3	0	0	1
特別牛乳搾取処理業		0	0	0	0	醤油製造業	0	0	0	0
乳製品製造業		1	0	0	0	ソース類製造業	5	0	0	0
集乳業		0	0	0	0	酒類製造業	5	1	0	1
魚介類販売業		257	0	10	803	豆腐製造業	29	0	3	5
魚介類せり売業		2	0	0	0	納豆製造業	1	0	0	0
魚肉ねり製品製造業		3	0	0	0	めん類製造業	31	0	1	4
食品の冷凍又は冷蔵業		42	1	0	7	そうざい製造業	65	4	0	4
缶詰・瓶詰食品製造業		2	0	0	0	添加物製造業	3	0	0	1
喫茶店営業		459	4	7	670	食品の放射線照射業	0	0	0	0
あん類製造業		1	0	0	1	清涼飲料水製造業	5	0	0	1
アイスクリーム類製造業		3	0	0	0	氷雪製造業	0	0	0	0
食肉処理業		34	1	1	6	計	10,541	376	328	4,308

※旧食品衛生法による許可施設が令和 3 年 6 月 1 日以降に許可期限満了となり継続して営業する場合は、新食品衛生法による新規許可を取得することとなった。そのため、旧食品衛生法による許可施設が継続して営業するために新食品衛生法による新規許可を取得した施設も、便宜上、通常の廃業施設に加え上記表の「廃業」に計上している。

新食品衛生法による許可を要する施設数

（令和 4 年 3 月 31 日現在）

業種		施設数（年度末現在）	新規	更新	廃業	業種	施設数（年度末現在）	新規	更新	廃業
飲食店	一般食堂･レストラン	251	1,843	0	12	水産製品製造業	5	5	0	0
	仕出し・弁当屋	25				氷雪製造業	0	0	0	0
	旅館	3				液卵製造業	0	0	0	0
	その他	1,552				食用油脂製造業	0	0	0	0
調理の機能を有する自動販売機営業		10	11	0	1	みそ又はしょうゆ製造業	2	2	0	0
食肉販売業		53	53	0	0	酒類製造業	2	2	0	0
魚介類販売業		38	38	0	0	豆腐製造業	3	3	0	0
魚介類競り売り営業		1	1	0	0	納豆製造業	1	1	0	0
集乳業		0	0	0	0	麺類製造業	8	8	0	0
乳処理業		0	0	0	0	そうざい製造業	36	36	0	0
特別牛乳搾取処理業		0	0	0	0	複合型そうざい製造業	0	0	0	0
食肉処理業		2	2	0	0	冷凍食品製造業	1	1	0	0
食品の放射線照射業		0	0	0	0	複合型冷凍食品製造業	0	0	0	0
菓子製造業		160	161	0	1	漬物製造業	8	8	0	0
アイスクリーム類製造業		1	1	0	0	密封包装食品製造業	1	1	0	0
乳製品製造業		0	0	0	0	食品の小分け業	6	6	0	0
清涼飲料水製造業		1	1	0	0	添加物製造業	1	1	0	0
食肉製品製造業		1	1	0	0	計	2,172	2,186	0	14

新食品衛生法による届出を要する施設数

（令和 4 年 3 月 31 日現在）

業種	施設数（年度末現在）	新規	※廃業	業種	施設数（年度末現在）	新規	※廃業
魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	652	789	137	コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	29	29	0
食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	734	886	152	農産保存食料品製造・加工業	7	7	0
乳類販売業	1,667	1,955	288	調味料製造・加工業	4	4	0
氷雪販売業	8	8	0	糖類製造・加工業	0	0	0
コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	1,051	1,075	24	精穀・製粉業	1	1	0
弁当販売業	55	58	3	製茶業	9	9	0
野菜果物販売業	95	96	1	海藻製造・加工業	4	4	0
米穀類販売業	33	34	1	卵選別包装業	0	0	0
通信販売・訪問販売による販売業	4	4	0	その他の食料品製造・加工業	39	39	0
コンビニエンスストア	216	220	4	行商	30	30	0
百貨店、総合スーパー	211	220	9	集団給食施設	330	334	4
自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く。）	345	350	5	器具、容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）	23	23	0
その他の食品・飲料販売業	1,141	1,162	21	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	1	1	0
添加物製造・加工業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）	0	0	0	その他	44	47	3
いわゆる健康食品の製造・加工業	4	4	0	計	6,737	7,389	652

※令和 3 年 6 月 1 日の法改正により、さいたま市食品衛生法施行条例で規定していた旧届出業種も再編された。新法では各施設は主たる業種のみの届出となったため、過去の届出の一部が廃業となり、統計上、廃業数が増加している。

２　監視指導

食品関係施設の監視業務は、食品の収去検査業務とともに食品衛生の根幹をなす業務である。監視指導計画に基づき、食中毒の発生リスクの高い施設、広域流通食品製造施設等に対する重点的な監視を行なっている。また、食品等事業者に対して HACCP に沿った衛生管理の実施状況を確認し、パンフレット等を用いて助言・指導を行っている。

生鮮食品と加工食品の流通拠点である市場を経由する食品の安全を確保するため、大宮市場内に市場監視係を設置し、大宮市場および浦和市場の監視等を重点的に行っている。

〈　根拠法令等　：　食品衛生法第 28 条、第 30 条　〉

旧食品衛生法による許可を要する施設の監視件数　（令和 4 年 3 月 31 日現在）

業種		（年度末現在）施設数	監視件数	業種	（年度末現在）施設数	監視件数
飲食店	一般食堂・レストラン	1,780	137	食肉販売業	195	548
	仕出し・弁当屋	201	149	食肉製品製造業	4	5
	旅館	37	4	乳酸菌飲料製造業	0	0
	その他	6,469	1,392	食用油脂製造業	2	0
菓子（パンを含む）製造業		902	201	マーガリン又はショートニング製造業	0	0
乳処理業		0	0	みそ製造業	3	1
特別牛乳搾取処理業		0	0	醤油製造業	0	0
乳製品製造業		1	0	ソース類製造業	5	3
集乳業		0	0	酒類製造業	5	1
魚介類販売業		257	2,681	豆腐製造業	29	10
魚介類せり売業		2	110	納豆製造業	1	0
魚肉ねり製品製造業		3	1	めん類製造業	31	58
食品の冷凍又は冷蔵業		42	162	そうざい製造業	65	67
缶詰・瓶詰食品製造業		2	1	添加物製造業	3	2
喫茶店営業		459	36	食品の放射線照射業	0	0
あん類製造業		1	1	清涼飲料水製造業	5	1
アイスクリーム類製造業		3	2	氷雪製造業	0	0
食肉処理業		34	203	計	10,541	5,776

新食品衛生法による許可を要する施設の監視件数

（令和 4 年 3 月 31 日現在）

業種	（年度末現在）施設数	監視件数	業種	（年度末現在）施設数	監視件数
飲食店営業	1,831	12	氷雪製造業	0	0
調理の機能を有する自動販売機	10	0	液卵製造業	0	0
食肉販売業	53	42	食用油脂製造業	0	0
魚介類販売業	38	40	みそ又はしょうゆ製造業	2	0
魚介類競り売り営業	1	5	酒類製造業	2	0
集乳業	0	0	豆腐製造業	3	0
乳処理業	0	0	納豆製造業	1	0
特別牛乳搾取処理業	0	0	麺類製造業	8	0
食肉処理業	2	0	そうざい製造業	36	0
食品の放射線照射業	0	0	複合型そうざい製造業	0	0
菓子製造業	160	4	冷凍食品製造業	1	0
アイスクリーム類製造業	1	0	複合型冷凍食品製造業	0	0
乳製品製造業	0	0	漬物製造業	8	0
清涼飲料水製造業	1	1	密封食品製造業	1	0
食肉製品製造業	1	0	食品の小分け業	6	0
水産製品製造業	5	0	添加物製造業	1	0
			計	2,172	104

新食品衛生法による届出を要する施設の監視件数

（令和 4 年 3 月 31 日現在）

業種	（年度末現在）施設数	監視件数	業種	（年度末現在）施設数	監視件数
魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	652	364	コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	29	0
食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	734	317	農産保存食料品製造・加工業	7	0
乳類販売業	1,667	395	調味料製造・加工業	4	0
氷雪販売業	8	84	糖類製造・加工業	0	0
コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	1,051	648	精穀・製粉業	1	0
弁当販売業	55	276	製茶業	9	0
野菜果物販売業	95	151	海藻製造・加工業	4	1
米穀類販売業	33	16	卵選別包装業	0	0
通信販売・訪問販売による販売業	4	0	その他の食料品製造・加工業	39	158
コンビニエンスストア	216	0	行商	30	0
百貨店、総合スーパー	211	1	集団給食施設	330	16
自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く。）	345	0	器具、容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）	23	16
その他の食料・飲料販売業	1,141	1,517	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	1	0
添加物製造・加工業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）	0	0	その他	44	0
いわゆる健康食品の製造・加工業	4	0	計	6,737	3,960

※令和 3 年 6 月 1 日の法改正による届出制度の創設に伴い、さいたま市食品衛生法施行条例で規定していた旧届出業種も再編された。旧法での届出施設の監視は新法で当てはまる業種に読替えて計上している。

３　食品等の検査

不良食品の排除と健康被害発生の防止を目的として、市内で製造または流通している食品等の収去検査および買上検査を行っている。

なお、検査はさいたま市健康科学研究センターに依頼している。

〈 根拠法令等 ： 食品衛生法第 28 条 〉

食品等の検査実施件数

検査項目			国内産		輸入品	
			検体数	項目数	検体数	項目数
微生物			184	314	13	28
理化学			256	21,786	42	3,537
	残留農薬		83	18,299	14	3,059
		県内産農産物（※再掲）	42	9,176		
	食品添加物		83	2,232	23	322
		指定外添加物（※再掲）	72	956	11	111
		防かび剤（※再掲）※1	0	0	11	62
	動物用医薬品		21	1026	3	153
	放射性物質		20	40	0	0
	汚染物質（その他※2）		16	35	1	2
	アレルギー物質		16	128	0	0
	遺伝子組換え食品		0	0	0	0
	自然毒		6	6	1	1
	その他※3		12	20	0	0
合計			440	22,100	55	3,565

※1　割りばしの防かび剤（溶出試験）を含む

※2　有機スズ化合物、重金属

※3　酸価、過酸化物価、ホウ酸、水分活性

4　違反・苦情の処理状況

監視、収去等によって発見した不良食品、違反施設等に対し、関係法令に基づいて指導等を行っている。

〈　根拠法令等　：　食品衛生法　〉

違 反 食 品 等 発 見 処 理 件 数　　（令和 4 年 3 月 31 日現在）

			発見区分			合計
			監視等発見	収去時発見	通報・届出	
違反理由	法違反（疑含む）	第6条（不衛生食品等の販売等の禁止）	0	0	4	4
		第12条（添加物等の販売等の制限）	0	0	0	0
		第13条（食品等の規格及び基準）	0	1	1	2
		第16条（有害器具等の販売等の禁止）	0	0	0	0
		第18条第2項（器具等の規格及び基準）	0	0	0	0
		第19条第2項（表示の基準）	0	0	2	2
		第20条（虚偽の又は誇大な表示又は広告の禁止）	0	0	0	0
		第55条第1項（旧第52条第1項）（営業の許可）	0	0	17	17
		その他	0	0	0	0
		（小計）	0	1	24	25
	その他	条例	0	0	0	0
		衛生規範等	0	1	0	1
		その他	0	0	0	0
		（小計）	0	1	0	1
処理内容	行政処分	営業許可の取消し	0	0	0	0
		営業の禁止・停止	0	0	4	4
		食品等の廃棄	0	0	0	0
		食品等の返品	0	0	0	0
		食品等の回収	0	0	0	0
		食品等の移動停止	0	0	0	0
		（小計）	0	0	4	4
	始末書等	報告書	0	2	3	5
		始末書	0	0	17	17
		口頭説諭	0	0	0	0
		（小計）	0	2	20	22
	その他	調査指導依頼	0	0	0	0
		現地調査指導等	0	2	7	9
		（小計）	0	2	7	9

苦情食品（施設）受付件数

月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
総　数		33	30	34	29	22	22	26	35	29	20	15	18	313
内容	有　症	11	7	13	8	3	5	6	11	11	4	8	7	94
	異物混入	6	5	7	12	5	8	12	9	7	7	4	6	88
	腐敗変敗	1	1	0	0	1	2	0	0	1	0	0	0	6
	表　示	5	6	3	2	4	0	2	5	5	2	1	3	38
	許　可	2	2	0	0	1	2	0	0	0	0	0	1	8
	そ の 他	8	9	11	7	8	5	6	10	5	7	2	1	79

５　食中毒統計

食中毒発生件数は6件であった。

〈 根拠法令等 ： 食品衛生法第 58 条 〉

発生年月	摂食者数	患者数	原因食品	原因物質	原因施設
令和 3 年 5 月	437	178	不明	その他の病原大腸菌	寄宿舎
令和 3 年 6 月	2	1	不明	アニサキス	不明
令和 3 年 6 月	3	1	6 月 27 日に原因施設で調理又は販売された調理品	アニサキス	飲食店
令和 3 年 7 月	7	3	7 月 9 日に原因施設で提供された食事	カンピロバクター・ジェジュニ／コリ	飲食店
令和 3 年 9 月	1	1	不明	アニサキス	不明
令和 4 年 3 月	1	1	3 月 23 日に原因施設で提供された調理品	アニサキス	飲食店

６　食の安全性に関する意見交換及び情報提供

食品安全基本法及び食品衛生法により、食品の安全性確保に関する施策を策定、実施する際には、広く住民の意見を求めなければならないと定められている。

市では「さいたま市食の安全基本方針」を策定し、消費者、事業者及び行政などが積極的に意見交換をすることで、よりよい施策の策定に努めるとともに、消費者主体の活動を支援及び市民講座の開催などの食の安全に関する知識の普及啓発を実施している。

保健所では、食品衛生情報の提供及び意見交換を行う機会として、以下の事業を行っている。

〈 根拠法令等 ： 食品安全基本法第 9 条、旧食品衛生法第 64 条、第 65 条、新食品衛生法第 70 条、第 71 条 〉

⑴　一日食品衛生監視員

例年、市民を対象に食品衛生の普及啓発を目的として、さいたま市内の大規模製造施設等において、一日食品衛生監視員を実施しているが、令和３年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。

⑵　衛生講習会

食品衛生上の危害の発生防止と地域における食品衛生意識の向上を目的に、食品関係営業者等を中心に、広く市民までを対象とした食品衛生講習会を実施している。

食品衛生講習会実施状況

対　象　者	実施回数	参加人員
食品関係営業者	13	953
給食従事者	2	－
福祉関係従事者	－	－
市民モニター	1	18
教育関係者	－	－
市民	2	29
合　　計	18	1,000

※オンライン及び書面開催の参加人数は計上していない

第９章　環境衛生

１　旅館業法、公衆浴場法、興行場法に基づく許可、監視指導

「旅館業法」、「公衆浴場法」、「興行場法」に基づく許可、監視指導等を実施し、環境衛生の確保に努めている。

〈 根拠法令等 ： 旅館業法第３条、第７条・施行規則第４条　興行場法第２条、第５条・施行細則第５条 公衆浴場法第２条、第６条・施行規則第４条 〉

施 設 数 及 び 監 視 指 導 件 数

			施設数（年度末現在）	許　可	廃　止	監視指導
旅館業	総　数		101	7	6	18
	旅館・ホテル		96	7	6	17
	簡易宿所		5	0	0	1
興行場	総　数		30	1	1	3
	映画館		5	0	0	0
	スポーツ		7	0	0	2
	その他		18	1	1	1
公衆浴場	総　数		106	8	4	35
	公営	一　般	0	0	0	0
		その他	13	0	1	3
	私営	一　般	10	0	0	1
		その他	83	8	3	31

２　理容師法、美容師法、クリーニング業法に基づく確認、監視指導

「理容師法」、「美容師法」、「クリーニング業法」に基づき、確認並びに監視指導を実施し、環境衛生の確保に努めている。

〈 根拠法令等 ： 理容師法第11条、第13条　美容師法第11条、第12条、第14条　クリーニング業法第５条、第10条 〉

施 設 数 及 び 監 視 指 導 件 数

			施設数（年度末現在）	確　認	廃　止	監視指導
理　容　所			791	19	26	17
美　容　所			2,038	140	79	58
クリーニング所			778	11	24	12
	一　般		213	5	13	6
		うち特定	15	1	0	0
	取　次		565	6	11	6

※クリーニング所内訳「取次」は無店舗を含む。

３　墓地等の許可及び指導

さいたま市では、「墓地、埋葬等に関する法律」に基づき、経営許可及び指導を行っている。

また、平成 17 年 4 月 1 日より、墓地等の経営が支障なく行われ、墓地等と周辺環境との調和を図ることを目的に、「さいたま市墓地等の経営の許可等に関する条例」が施行された。

〈 根拠法令等 ： 墓地、埋葬等に関する法律第 10 条、第 11 条 〉

墓 地 等 の 許 可 件 数

	施設数（年度末現在）	新規許可	変更許可	廃止許可
墓　地	1,214	0	8	0
火 葬 場	2	0	0	0
納 骨 堂	21	0	0	0

４　特定建築物の監視指導

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、事務所、店舗等の多数の人が利用する特定建築物（延べ床面積 3,000 ㎡以上）の届出を受理し、適正に維持管理が行われるよう監視指導している。

また、建築物における環境衛生上の維持管理を業とする者のうち一定の要件を満たす者について登録及び監視指導を行っている。

〈 根拠法令等 ： 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 5 条、第 11 条、第 12 条の 2、第 12 条の 4、第 12 条の 5 〉

特定建築物施設数及び監視指導件数

	施設数（年度末現在）	届 出	廃 止	監視指導
特定建築物	356	11	2	17

登録事業数及び監視指導件数

	登録事業数（年度末現在）	登 録	廃 止	期限満了	監視指導
総　　数	207	23	2	19	25
建築物清掃業	30	2	1	2	2
建築物空気環境測定業	9	0	0	0	0
建築物空気調和用ダクト清掃業	1	0	0	0	0
建築物飲料水水質検査業	9	2	0	2	2
建築物飲料水貯水槽清掃業	76	10	0	8	10
建築物排水管清掃業	16	3	0	2	3
建築物ねずみ昆虫等防除業	30	3	0	3	4
建築物環境衛生総合管理業	36	3	1	2	4

5　ねずみ・衛生害虫等の相談指導

ねずみ、衛生害虫等についての市民からの相談に対し、種類の確認、防除方法等を指導している。

ねずみ・衛生害虫の相談指導件数

総数	ねずみ	ダニ	蚊	その他
97	51	7	1	38

6　健康で快適な住宅に関する相談（シックハウス対策）

室内空気中の化学物質に関する相談及び現場検査を実施している。

〈 根拠法令等 ： さいたま市健康で快適な居住環境づくり支援事業実施要綱 〉

シックハウスに関する相談・調査件数

相談件数		4
現場検査件数		4
測定物質	測定数	うち指針値を超えた数
ホルムアルデヒド	4	0
トルエン	4	0

7　水道法・自家用水道条例に基づく水道施設に対する監視指導

安全で良質な水道水を確保するため、「水道法」、「自家用水道条例」に基づき専用水道、簡易専用水道及び自家用水道の水道施設の確認及び監視指導を行っている。

〈 根拠法令等 ： 水道法第 33 条、第 39 条・自家用水道条例第 4 条、第 9 条 〉

水道施設に対する確認及び監視指導件数

	施設数（年度末現在）	確認	廃　止	監視指導
専用水道	79	2	0	3
簡易専用水道				15
自家用水道	4	0	0	0

8　遊泳用プールの届出・監視指導

遊泳用プールの施設及び水質の適正な維持管理を図るため、「さいたま市プール維持管理要綱」に基づき開設の届出の受理、監視指導を実施している。

〈 根拠法令等 ： さいたま市プール維持管理要綱第 4 条、第 6 条 〉

プ ー ル の 監 視 指 導 件 数

	施設数（年度末現在）	届　出	廃　止	監視指導
遊泳用プール	51	9(8)	0	15

※( )内は季節(夏季)プールの再掲

第１０章　薬事衛生

１　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく許可・監視指導

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づき、保健衛生の向上を図ることを目的として薬局、薬局医薬品製造販売業、薬局医薬品製造業、店舗販売業、卸売販売業、高度管理医療機器等販売業貸与業、管理医療機器販売業貸与業（届出）及び再生医療等製品販売業の許可、監視指導等を行っている。

〈 根拠法令等 ： 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 4 条、第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 19 条、第 24 条、第 26 条、第 34 条、第 38 条、第 39 条、第 39 条の 3、第 40 条、第 40 条の 5、第 40 条の 7、第 69 条 〉

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく許可・監視指導施設数

	施設数（年度末現在）	新規	更新	廃止	監視件数
薬局	588	46	63	23	156
薬局医薬品製造販売業	17	1	2	1	3
薬局医薬品製造業	17	1	2	1	3
医薬品／店舗販売業	242	13	37	8	60
医薬品／卸売販売業	153	5	23	11	47
高度管理医療機器等販売業貸与業	419	36	53	26	167
高度管理医療機器等販売業	394	48	40	15	
高度管理医療機器等貸与業	4	0	1	0	
管理医療機器販売業貸与業	162	18		11	280
管理医療機器販売業	1,281	72		31	
管理医療機器貸与業	1	0		0	
再生医療等製品販売業	13	2	2	0	5

２ 毒物及び劇物取締法に基づく登録・監視指導

「毒物及び劇物取締法」に基づき、保健衛生上の見地から適正な流通の管理を目的とし、毒物劇物販売業（一般・農業用品目・特定品目）、業務上取扱者（届出等：メッキ業・金属熱処理業・運送業等）及び特定毒物研究者に対する登録、許可及び監視指導等を行っている。

〈 根拠法令等 ： 毒物及び劇物取締法第 4 条、第 6 条の 2、第 10 条、第 17 条、第 22 条 〉

毒物及び劇物取締法に基づく登録・監視指導施設数

	施設数（年度末現在）	新規	更新	廃止	監視件数
毒物劇物一般販売業	340	19	40	32	65
毒物劇物農業用品目販売業	20	0	3	3	3
毒物劇物特定品目販売業	14	1	1	1	1
毒物劇物業務上取扱者（届出）	9	0		1	0
特定毒物研究者	25	8		4	4

３ 温泉法に基づく温泉利用許可・監視指導

「温泉法」に基づき、温泉を保護しその利用の適正を図り、公共の福祉の増進に寄与することを目的として温泉利用許可及び監視指導を行っている。

〈 根拠法令等 ： 温泉法第 15 条、第 35 条 〉

温泉法に基づく利用許可・監視指導施設数

施設数（年度末現在）	許可数（年度末現在）	新規		廃止		監視件数
		施設数	許可数	施設数	許可数	
12	50	0	0	0	0	12

4 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく試買検査

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、厚生労働大臣の指定する家庭用品について定められた有害物質の含有量、溶出量又は発散量について基準を満たしていることを確認することを目的として家庭用品による健康被害の発生を未然に防止するため、試買検査を実施している。

〈 根拠法令等 ： 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第 5 条、第 7 条 〉

家庭用品試買検査実施状

項 目		ホルムアルデヒド		ディルドリン	アゾ化合物	有機水銀化合物	トリフェニル錫化合物	トリブチル錫化合物	塩化水素・硫酸	塩化ビニル	メタノール	テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	容器試験	ジベンゾ〔a，h〕アントラセン	ベンゾ〔a〕アントラセン	ベンゾ〔a〕ピレン	水酸化ナトリウム・水酸化カリウム	計
区分		生後24月以内のもの	生後24月以内を除くもの																
試験検査件数		44	14	51	1	42	42	42	0	8	8	8	8	0	0	0	0	0	268
基準違反件数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内訳	繊維製品〔60検体〕	44	13	51	1	30	30	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	199
	化学製品〔20検体〕	0	1	0	0	12	12	12	0	8	8	8	8	0	0	0	0	0	69

5 健康食品の試買検査

昨今の健康ブームにより健康食品の人気が高まる一方、外国製健康食品の摂取による健康被害が発生している。

このような健康被害の発生を未然に防止するため、市内において医薬品成分を不適切に含有するものが流通していないかどうかを確認する目的で試買検査を実施している。

〈 根拠法令等 ： 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 55 条第 2 項、第 69 条 〉

健康食品試買検査実施状況

		検体数	検査項目	不適件数
検査対象	痩身用	10	フェンフルラミン、Ｎ－ニトロソフェンフルラミン、シブトラミン、マジンドール、フェノールフタレイン、グリベンクラミド、オリスタット、ビサコジル、フルオキセチン	0
	強壮用	10	シルデナフィル、タダラフィル、バルデナフィル、ホンデナフィル、ヨヒンビン、ホモチオデナフィル、ヒドロキシホモシルデナフィル	0

６ 薬物乱用防止啓発事業

薬物乱用防止の啓発を図るため、薬物乱用防止啓発CMを作成し、さいたま新都心駅前の大型モニターや区役所内のモニター等で放映している。また、埼玉県鴻巣保健所管内薬物乱用防止指導員協議会の事務局として、鴻巣保健所等と連携し、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動　ヤング街頭キャンペーンを実施している。令和３年度は７月１日に大宮駅構内にて啓発資材の配布等を行った。

〈 根拠法令等 ： 彩の国さいたま「ダメ。ゼッタイ。」普及運動実施要綱 〉

【資 料 編】

各 区 別 統 計

1　人口動態総覧

(1)　出生の動向

表１：出生の推移

	出生数（人）					出生率(人口千対)				
	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
全国	976,978	946,065	918,400	865,239	840,835	7.8	7.6	7.4	7.0	6.8
埼玉県	54,447	53,069	51,241	48,298	47,328	7.6	7.4	7.1	6.7	6.6
さいたま市	10,549	10,520	10,204	10,110	10,006	8.4	8.3	8.0	7.9	7.7
西区	717	717	726	794	816	8.2	8.2	8.2	8.8	8.9
北区	1,221	1,219	1,102	1,100	1,033	8.5	8.4	7.6	7.6	7.1
大宮区	1,032	999	965	919	860	9.1	8.7	8.4	8.0	7.4
見沼区	1,146	1,080	1,028	1,028	1,048	7.2	6.8	6.4	6.4	6.5
中央区	905	857	845	800	785	9.3	8.7	8.5	8.0	7.8
桜区	680	668	674	598	584	7.3	7.2	7.2	6.4	6.3
浦和区	1,409	1,438	1,362	1,380	1,376	9.0	9.1	8.6	8.6	8.5
南区	1,759	1,738	1,778	1,743	1,770	9.8	9.6	9.7	9.4	9.5
緑区	1,038	1,162	1,052	1,084	1,074	8.7	9.6	8.5	8.7	8.4
岩槻区	642	642	672	664	660	5.8	5.8	6.1	6.0	6.0

図１：出生数の推移

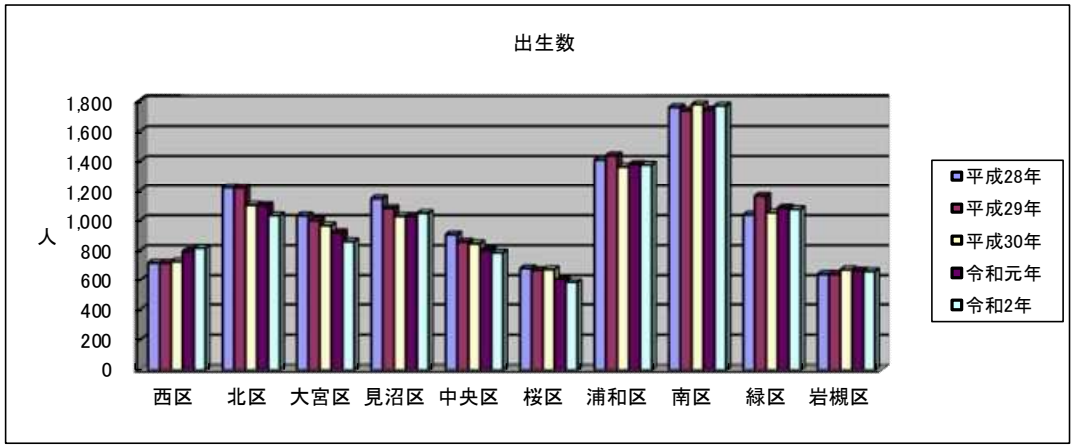

図２：出生率の推移

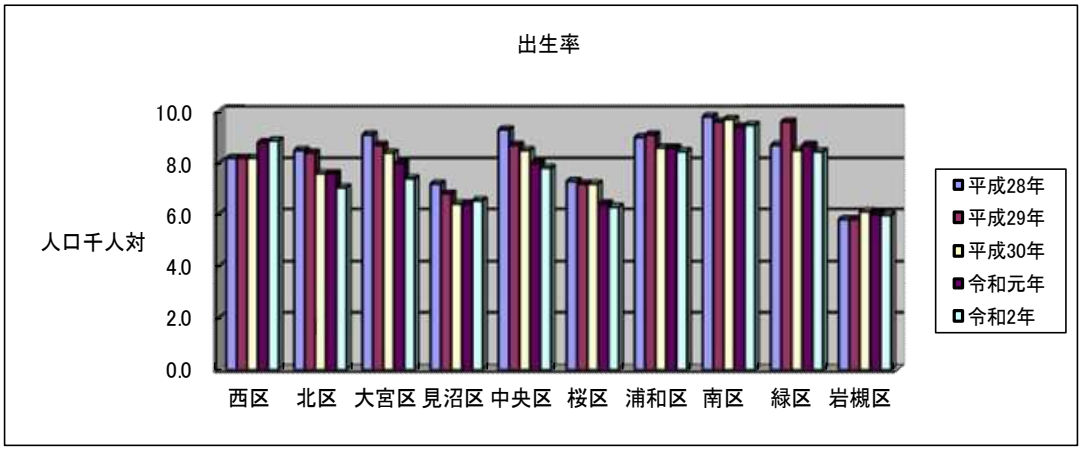

⑵　死亡の動向

表２：死亡の推移

	死亡数（人）					死亡率(人口千対)				
	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
全国	1,307,748	1,340,397	1,362,470	1,381,093	1,372,755	10.5	10.8	11.0	11.2	11.1
埼玉県	63,466	65,764	67,726	69,537	70,758	8.9	9.2	9.4	9.7	9.9
さいたま市	10,177	10,451	10,728	11,203	11,219	8.1	8.2	8.4	8.7	8.7
西区	800	815	820	971	940	9.2	9.3	9.3	10.7	10.2
北区	1,132	1,148	1,197	1,155	1,203	7.9	7.9	8.3	7.9	8.2
大宮区	995	1,050	1,012	1,091	996	8.8	9.2	8.8	9.5	8.6
見沼区	1,401	1,485	1,474	1,543	1,574	8.8	9.3	9.2	9.6	9.8
中央区	721	782	778	815	772	7.4	8.0	7.9	8.1	7.7
桜区	726	758	770	748	850	7.8	8.1	8.2	8.0	9.1
浦和区	1,184	1,124	1,202	1,219	1,226	7.6	7.1	7.6	7.6	7.5
南区	1,228	1,184	1,309	1,319	1,348	6.8	6.5	7.1	7.1	7.2
緑区	866	908	934	1,042	1,069	7.3	7.5	7.6	8.3	8.4
岩槻区	1,124	1,197	1,232	1,300	1,241	10.2	10.9	11.2	11.8	11.2

図３：死亡数の推移

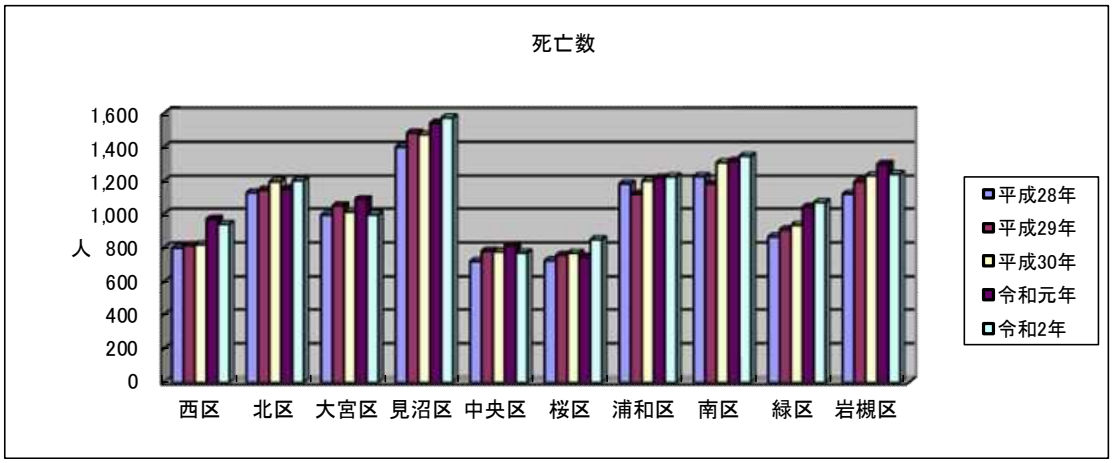

図４：死亡率の推移

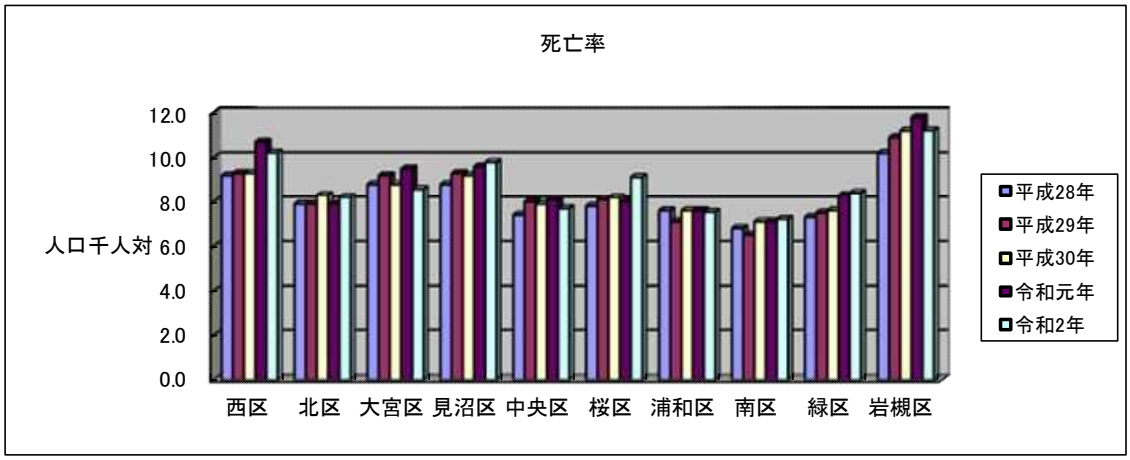

図５：主な死因と他の死因による死亡数の推移（さいたま市）

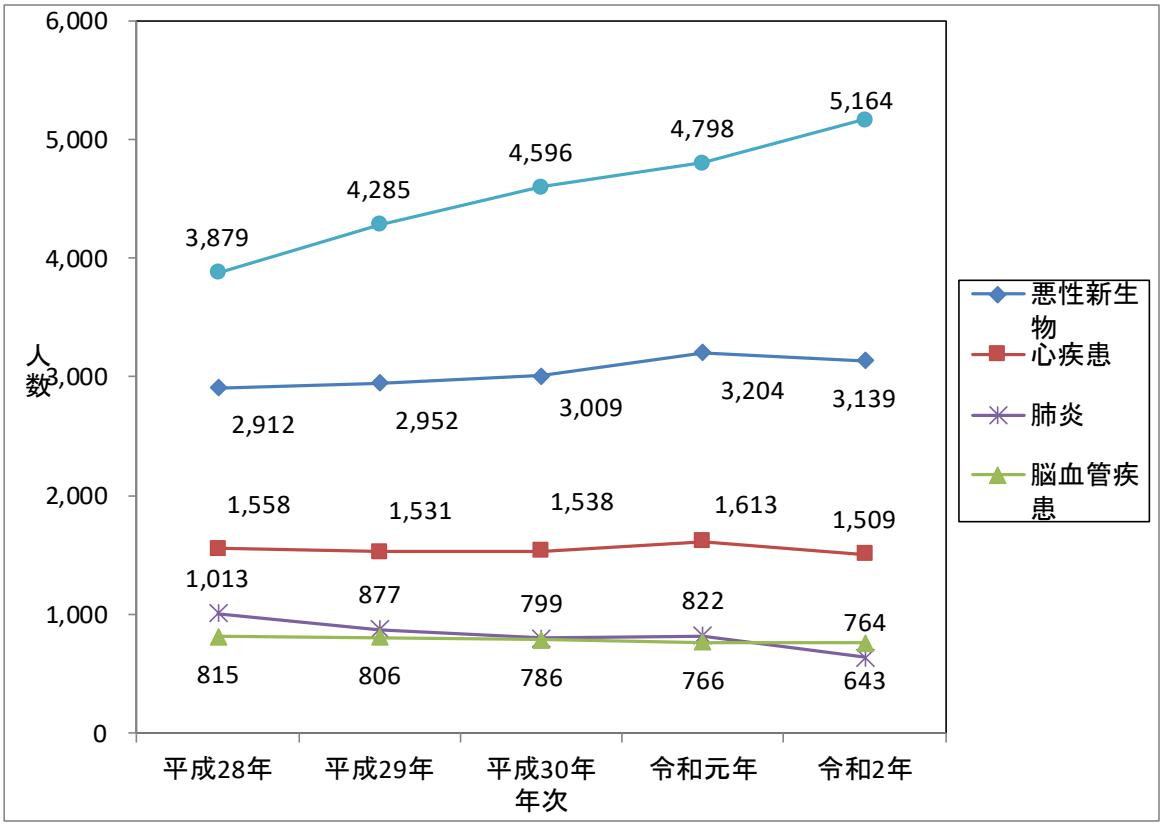

表３：さいたま市　悪性新生物の人口１０万対死亡率の推移（主要部位別）

	悪性新生物	再掲									
		食道	胃	結腸	直腸Ｓ状結腸移行部	肝及び肝内胆管	胆のう及び他の胆道	膵	気管、気管支及び肺	乳房	子宮
平成２８年	228.4	9.6	23.9	21.6	8.8	13.7	9.8	21.3	46.2	11.1	6.5
平成２９年	229.5	8.2	27.4	20.1	7.9	17.2	9.5	21.2	44.9	10.4	10.8
平成30年	232.2	8.2	27.3	20.4	9.3	11.7	12.3	21.6	47.7	12.0	8.0
令和元年	245.0	8.6	24.7	22.6	9.7	15.4	10.8	23.6	47.4	10.1	9.2
令和2年	242.1	6.6	24.6	22.8	8.9	13.4	10.5	23.5	50.3	11.3	9.4

表４：死亡順位１０位までの人口１０万対死亡率の推移（主要死因別）

		第1位		第2位		第3位		第4位		第5位		第6位		第7位		第8位		第9位		第10位	
全 国	2	悪性新生物	306.6	心疾患 (高血圧性を除く)	166.6	老 衰	107.3	脳血管疾患	83.5	肺 炎	63.6	誤嚥性肺炎	34.6	不慮の事故	30.9	腎不全	21.8	アルツハイマー病	16.9	血管性及び詳細 不明の認知症	16.9
	元	悪性新生物	304.2	心疾患 (高血圧性を除く)	167.9	老 衰	98.5	脳血管疾患	86.1	肺 炎	77.2	誤嚥性肺炎	32.6	不慮の事故	31.7	腎不全	21.5	血管性及び詳細 不明の認知症	17.3	アルツハイマー病	16.8
	30	悪性新生物	300.7	心疾患 (高血圧性を除く)	167.6	老 衰	88.2	脳血管疾患	87.1	肺 炎	76.2	不慮の事故	33.2	誤嚥性肺炎	31.0	腎不全	21.0	血管性及び詳細 不明の認知症	16.5	自 殺	16.1
埼玉県	2	悪性新生物	285.8	心疾患 (高血圧性を除く)	151.7	老 衰	81.6	脳血管疾患	68.8	肺 炎	64.4	誤嚥性肺炎	25.0	不慮の事故	21.3	腎不全	19.5	自 殺	16.2	間質性肺疾患	15.0
	元	悪性新生物	275.9	心疾患 (高血圧性を除く)	155.0	肺 炎	79.1	脳血管疾患	69.2	老 衰	68.1	不慮の事故	22.3	誤嚥性肺炎	21.9	腎不全	18.0	間質性肺疾患	15.4	自 殺	15.0
	30	悪性新生物	271.4	心疾患 (高血圧性を除く)	150.6	肺 炎	76.4	脳血管疾患	68.4	老 衰	60.2	不慮の事故	23.1	誤嚥性肺炎	21.4	腎不全	16.9	自 殺	16.4	間質性肺疾患	14.7
さいたま市	2	悪性新生物	242.1	心疾患 (高血圧性を除く	116.4	老 衰	94.7	脳血管疾患	58.9	肺 炎	49.6	誤嚥性肺炎	25.5	不慮の事故	18.4	腎不全	17.0	自 殺	14.8	大動脈瘤 及び解離	13.2
	元	悪性新生物	249.2	心疾患 (高血圧性を除く)	125.4	老 衰	77.4	肺 炎	63.9	脳血管疾患	59.6	誤嚥性肺炎	23.9	不慮の事故	18.7	腎不全	15.5	自 殺	13.2	間質性肺疾患	12.9
	30	悪性新生物	253.9	心疾患 (高血圧性を除く)	120.6	老 衰	67.6	肺 炎	62.6	脳血管疾患	61.6	誤嚥性肺炎	21.6	不慮の事故	20.8	腎不全	14.9	自 殺	13.6	間質性肺疾患	13.0
西 区	2	悪性新生物	266.3	老 衰	144.6	心疾患 (高血圧性を除く)	141.3	脳血管疾患	72.8	肺 炎	65.2	誤嚥性肺炎	31.5	腎不全	19.6	大動脈瘤 及び解離	16.3	肝疾患	12.0	糖尿病	10.9
	元	悪性新生物	329.6	心疾患 (高血圧性を除く)	151.0	老 衰	80.5	肺 炎	78.3	脳血管疾患	73.9	腎不全	25.4	血管性及び詳細 不明の認知症	20.9	間質性肺疾患	20.9	糖尿病	17.6	誤嚥性肺炎	17.6
	30	悪性新生物	275.3	心疾患 (高血圧性を除く)	146.7	脳血管疾患	73.3	老 衰	71.1	肺 炎	62.1	不慮の事故	18.1	腎不全	16.9	誤嚥性肺炎	14.7	アルツハイマー病	13.5	間質性肺疾患	13.5
北 区	2	悪性新生物	236.9	心疾患 (高血圧性を除く)	110.6	老 衰	99.0	脳血管疾患	62.1	肺 炎	50.5	誤嚥性肺炎	30.0	腎不全	17.8	不慮の事故	14.3	自 殺	13.7	慢性閉塞性 肺疾患	9.6
	元	悪性新生物	209.2	心疾患 (高血圧性を除く)	108.0	老 衰	86.0	肺 炎	70.9	脳血管疾患	49.5	誤嚥性肺炎	29.6	間質性肺疾患	15.1	腎不全	14.5	慢性閉塞性 肺疾患	12.4	自 殺	12.4
	30	悪性新生物	231.5	心疾患 (高血圧性を除く)	123.7	老 衰	67.7	脳血管疾患	65.0	肺 炎	58.1	不慮の事故	29.0	誤嚥性肺炎	20.0	自 殺	17.3	腎不全	15.2	肝疾患	14.5
大宮区	2	悪性新生物	234.3	心疾患 (高血圧性を除く)	120.6	老 衰	96.5	脳血管疾患	66.3	肺 炎	62.0	誤嚥性肺炎	29.3	不慮の事故	17.2	腎不全	13.8	間質性肺疾患	12.9	大動脈瘤 及び解離	12.1
	元	悪性新生物	256.5	心疾患 (高血圧性を除く)	147.0	老 衰	93.9	肺 炎	78.3	脳血管疾患	64.3	腎不全	24.3	誤嚥性肺炎	20.9	不慮の事故	18.3	間質性肺疾患	13.9	慢性閉塞性 肺疾患	13.0
	30	悪性新生物	249.9	心疾患 (高血圧性を除く)	121.5	老 衰	75.2	肺 炎	66.4	脳血管疾患	58.5	不慮の事故	26.2	誤嚥性肺炎	21.0	自 殺	19.2	大動脈瘤 及び解離	17.5	血管性及び詳細 不明の認知症	14.9
見沼区	2	悪性新生物	280.6	心疾患 (高血圧性を除く)	139.3	老 衰	93.9	脳血管疾患	65.3	肺 炎	53.5	誤嚥性肺炎	31.1	自 殺	23.0	不慮の事故	21.2	肝疾患	16.2	筋骨格及び結合組織の疾患	14.9
	元	悪性新生物	267.5	心疾患 (高血圧性を除く)	129.4	肺 炎	88.1	老 衰	74.4	脳血管疾患	66.9	誤嚥性肺炎	30.6	腎不全	21.9	不慮の事故	20.6	筋骨格及び結合組織の疾患	16.9	アルツハイマー病	16.2
	30	悪性新生物	238.1	心疾患 (高血圧性を除く)	146.6	肺 炎	74.6	脳血管疾患	69.5	老 衰	68.9	誤嚥性肺炎	26.9	腎不全	18.8	不慮の事故	18.2	慢性閉塞性 肺疾患	17.5	自 殺	15.7
中央区	2	悪性新生物	214.1	老 衰	90.6	心疾患 (高血圧性を除く)	81.7	脳血管疾患	43.8	肺 炎	42.8	自 殺	19.9	誤嚥性肺炎	17.9	腎不全	17.9	不慮の事故	17.9	アルツハイマー病	14.9
	元	悪性新生物	257.9	心疾患 (高血圧性を除く)	112.0	老 衰	74.0	脳血管疾患	53.0	肺 炎	49.0	誤嚥性肺炎	18.0	不慮の事故	17.0	慢性閉塞性肺疾患	16.0	血管性及び詳細 不明の認知症	15.0	アルツハイマー病	15.0
	30	悪性新生物	210.9	心疾患 (高血圧性を除く)	108.0	老 衰	79.7	肺 炎	52.5	脳血管疾患	46.4	誤嚥性肺炎	22.2	アルツハイマー病	19.2	不慮の事故	19.2	間質性肺疾患	14.1	自 殺	14.1
桜 区	2	悪性新生物	268.4	心疾患 (高血圧性を除く)	118.1	老 衰	98.8	肺 炎	55.8	脳血管疾患	48.3	腎不全	23.6	誤嚥性肺炎	21.5	不慮の事故	19.3	大動脈瘤 及び解離	17.2	間質性肺疾患	15.0
	元	悪性新生物	245.6	心疾患 (高血圧性を除く)	114.8	老 衰	65.4	脳血管疾患	59.0	肺 炎	44.0	アルツハイマー病	17.2	自 殺	15.0	大動脈瘤 及び解離	13.9	腎不全	12.9	不慮の事故	12.9
	30	悪性新生物	258.2	心疾患 (高血圧性を除く)	100.7	脳血管疾患	65.4	老 衰	56.8	肺 炎	48.2	不慮の事故	18.2	敗血症	16.1	肝疾患	16.1	慢性閉塞性 肺疾患	12.9	血管性及び詳細 不明の認知症	11.8
浦和区	2	悪性新生物	218.7	心疾患 (高血圧性を除く)	106.3	老 衰	84.8	脳血管疾患	57.1	肺 炎	29.5	誤嚥性肺炎	25.2	不慮の事故	19.7	血管性及び詳細不明の認知症	14.7	アルツハイマー病	14.7	大動脈瘤及び解離	11.1
	元	悪性新生物	220.0	心疾患 (高血圧性を除く)	116.2	老 衰	75.8	脳血管疾患	43.5	肺 炎	42.9	誤嚥性肺炎	28.6	不慮の事故	16.2	大動脈瘤 及び解離	13.7	自 殺	13.7	腎不全	13.0
	30	悪性新生物	211.7	心疾患 (高血圧性を除く)	115.3	老 衰	70.6	脳血管疾患	54.8	肺 炎	44.7	誤嚥性肺炎	25.2	不慮の事故	15.8	アルツハイマー病	15.1	腎不全	14.5	間質性肺疾患	13.9
南 区	2	悪性新生物	209.8	心疾患 (高血圧性を除く)	96.3	老 衰	63.1	脳血管疾患	58.3	肺 炎	42.8	誤嚥性肺炎	20.9	アルツハイマー病	16.1	大動脈瘤 及び解離	15.5	不慮の事故	15.5	腎不全	14.4
	元	悪性新生物	214.4	心疾患 (高血圧性を除く)	95.9	老 衰	54.4	脳血管疾患	52.8	肺 炎	50.1	不慮の事故	23.2	誤嚥性肺炎	17.8	大動脈瘤 及び解離	12.9	血管性及び詳細 不明の認知症	11.9	肝疾患	11.9
	30	悪性新生物	200.2	心疾患 (高血圧性を除く)	97.9	脳血管疾患	58.2	肺 炎	56.6	老 衰	46.8	誤嚥性肺炎	20.7	不慮の事故	17.4	自 殺	14.7	大動脈瘤 及び解離	13.6	アルツハイマー病	13.1
緑 区	2	悪性新生物	237.5	心疾患 (高血圧性を除く)	105.4	老 衰	103.8	肺 炎	43.3	脳血管疾患	41.7	不慮の事故	26.0	誤嚥性肺炎	20.5	腎不全	16.5	肝疾患	15.7	アルツハイマー病	14.9
	元	悪性新生物	235.8	心疾患 (高血圧性を除く)	131.9	老 衰	88.7	肺 炎	59.1	脳血管疾患	56.7	誤嚥性肺炎	24.8	不慮の事故	20.8	自 殺	14.4	血管性及び詳細 不明の認知症	12.0	慢性閉塞性 肺疾患	12.0
	30	悪性新生物	219.1	心疾患 (高血圧性を除く)	92.5	脳血管疾患	64.1	老 衰	62.5	肺 炎	56.8	不慮の事故	28.4	誤嚥性肺炎	26.8	アルツハイマー病	15.4	糖尿病	11.4	大動脈瘤 及び解離	11.4
岩槻区	2	悪性新生物	279.1	心疾患 (高血圧性を除く)	157.2	老 衰	104.8	脳血管疾患	72.3	肺 炎	65.9	腎不全	30.7	誤嚥性肺炎	27.1	血管性及び詳細不明の認知症	24.4	不慮の事故	21.7	自 殺	19.9
	元	悪性新生物	313.2	心疾患 (高血圧性を除く)	176.6	老 衰	92.0	脳血管疾患	90.1	肺 炎	82.9	誤嚥性肺炎	37.3	不慮の事故	29.1	自 殺	23.7	血管性及び詳細 不明の認知症	19.1	間質性肺疾患	19.1
	30	悪性新生物	308.6	心疾患 (高血圧性を除く)	161.5	肺 炎	111.6	老 衰	89.8	脳血管疾患	62.6	腎不全	35.4	間質性肺疾患	23.6	誤嚥性肺炎	22.7	不慮の事故	18.2	その他の 新生物〈腫瘍〉	17.2

⑶　乳児死亡の動向

表５：乳児死亡の推移

	乳児死亡数（人）					乳児死亡率(出生千対)				
	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
全国	1,928	1,761	1,748	1,654	1,512	2.0	1.9	1.9	1.9	1.8
埼玉県	118	94	89	88	75	2.2	1.8	1.7	1.8	1.6
さいたま市	30	13	11	21	9	2.8	1.2	1.1	2.1	0.9
西区	1	1	1	1	－	1.4	1.4	1.4	1.3	－
北区	5	－	1	3	－	4.1	－	0.9	2.7	－
大宮区	6	3	1	3	－	5.8	3.0	1.0	3.3	－
見沼区	4	4	－	－	2	3.5	3.7	－	－	1.9
中央区	2	－	－	3	－	2.2	－	－	3.8	－
桜区	3	1	－	1	－	4.4	1.5	－	1.7	－
浦和区	3	－	1	－	3	2.1	－	0.7	－	2.2
南区	2	1	4	5	2	1.1	0.6	2.2	2.9	1.1
緑区	3	2	2	4	－	2.9	1.7	1.9	3.7	－
岩槻区	1	1	1	1	2	1.6	1.6	1.5	1.5	3.0

図６：乳児死亡数の推移

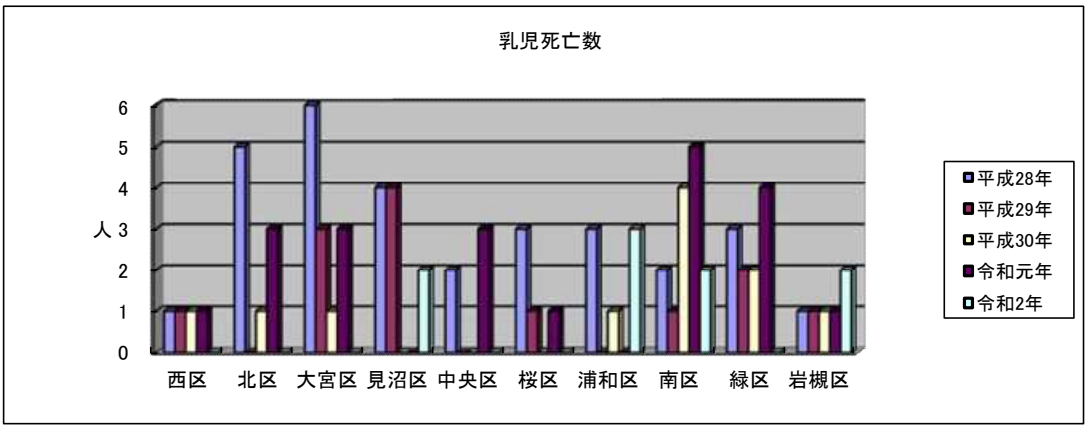

図７：乳児死亡率の推移

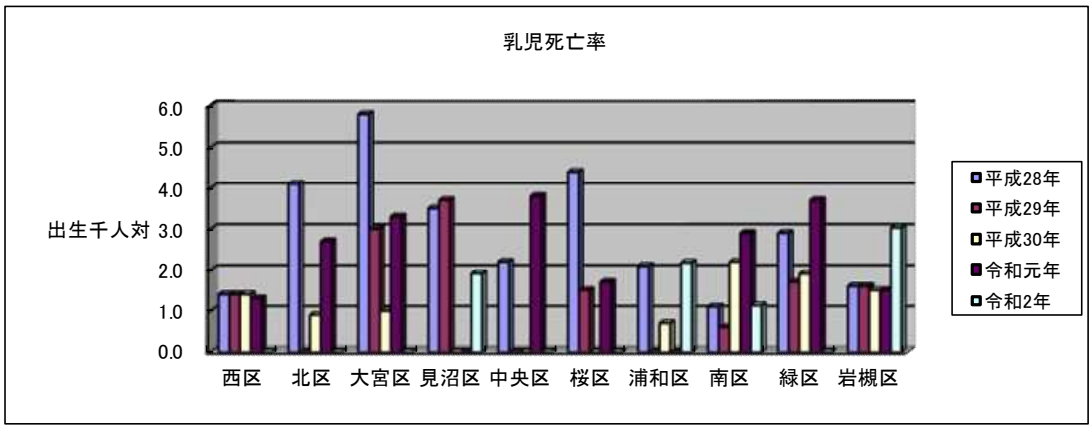

・乳児死亡…生後１年未満の死亡

⑷　新生児死亡の動向

表６：新生児死亡の推移

	新生児死亡数（人）					新生児死亡率(出生千対)				
	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
全国	874	832	801	755	704	0.9	0.9	0.9	0.9	0.8
埼玉県	52	36	41	36	32	1.0	0.7	0.8	0.7	0.7
さいたま市	17	5	7	10	6	1.6	0.5	0.7	1.0	0.6
西区	1	－	1	1	－	1.4	－	1.4	1.3	－
北区	3	－	－	－	－	2.5	－	－	－	－
大宮区	2	1	1	1	－	1.9	1.0	1.0	1.1	－
見沼区	3	2	－	－	2	2.6	1.9	－	－	1.9
中央区	2	－	－	1	－	2.2	－	－	1.3	－
桜区	2	1	－	1	－	2.9	1.5	－	1.7	－
浦和区	1	－	1	－	2	0.7	－	0.7	－	1.5
南区	1	－	1	4	1	0.6	－	0.6	2.3	0.6
緑区	1	1	2	1	－	1.0	0.9	1.9	0.9	－
岩槻区	1	－	1	1	1	1.6	－	1.5	1.5	1.5

図８：新生児死亡数の推移

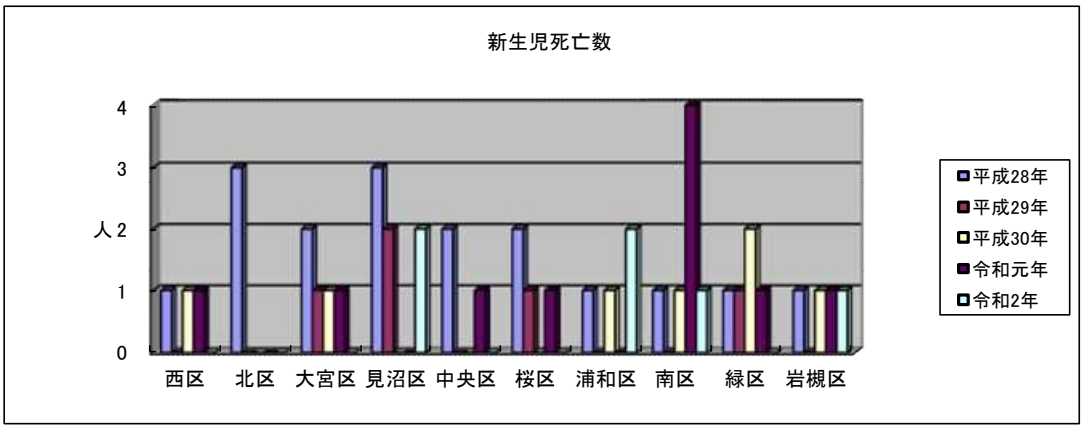

図９：新生児死亡率の推移

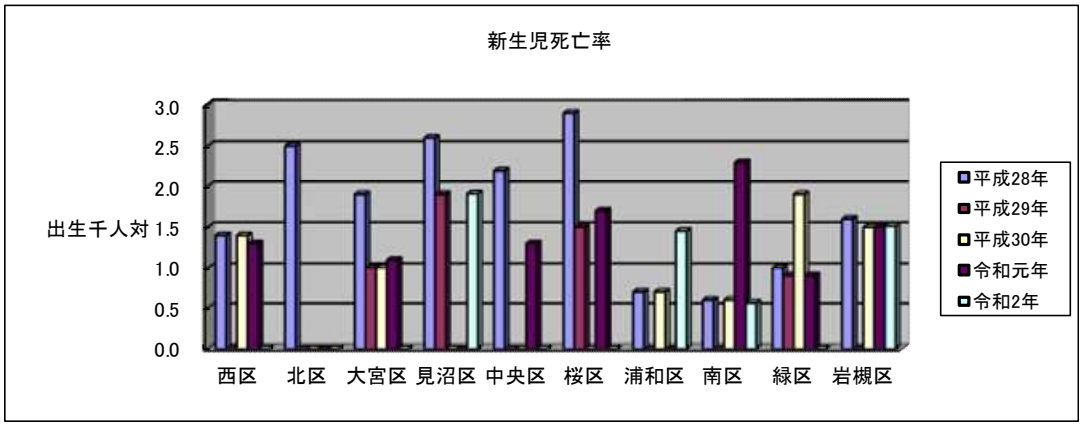

・新生児死亡…生後４週(28 日)未満の死亡

⑸　死産の動向

表７：死産の推移

	死産数（胎）					死産率(出産千対)				
	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
全国	20,934	20,358	19,614	19,454	17,278	21.0	21.1	20.9	22.0	20.1
埼玉県	1,181	1,213	1,130	1,123	1,012	21.2	22.3	21.6	22.7	20.9
さいたま市	216	219	182	223	193	20.1	20.4	17.5	21.6	18.9
西区	15	11	17	22	20	20.5	15.1	22.9	27.0	23.9
北区	27	24	29	30	17	21.6	19.3	25.6	26.5	16.2
大宮区	23	21	18	23	15	21.8	20.6	18.3	24.4	17.1
見沼区	23	22	20	31	17	19.7	20.0	19.1	29.3	16.0
中央区	17	12	14	11	16	18.4	13.8	16.3	13.6	20.0
桜区	12	21	14	12	15	17.3	30.5	20.3	19.7	25.0
浦和区	26	35	20	21	24	18.1	23.8	14.5	15.0	17.1
南区	32	37	17	38	39	17.9	20.8	9.5	21.3	21.6
緑区	23	22	17	24	20	21.7	18.6	15.9	21.7	18.3
岩槻区	18	14	16	11	10	27.3	21.3	23.3	16.3	14.9

図１０：死産数の推移

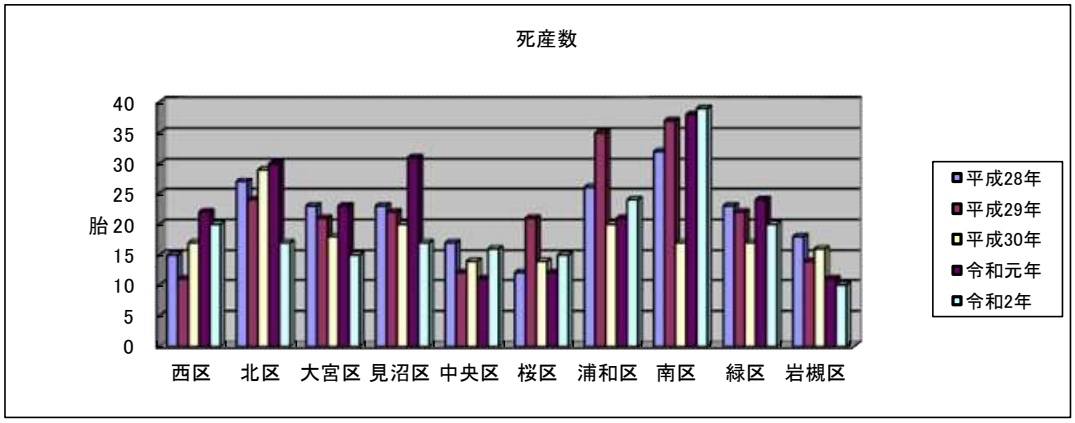

図１１：死産率の推移

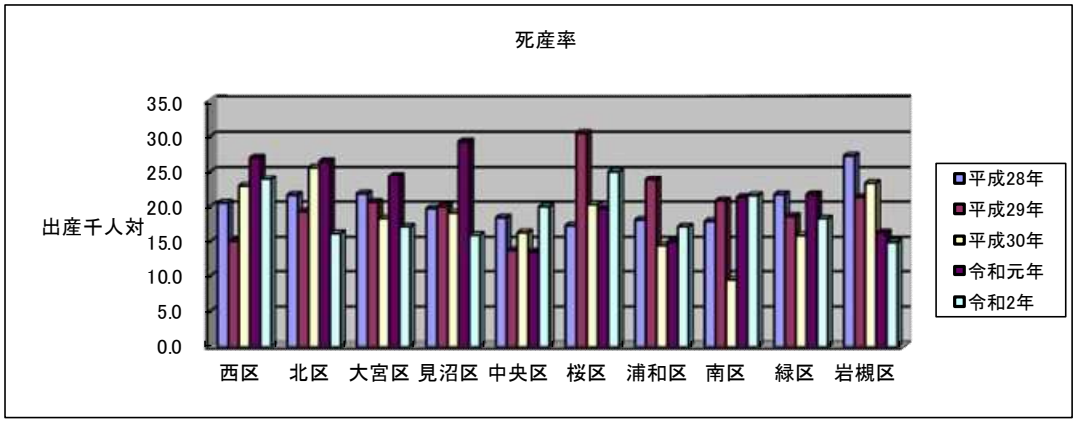

・死産…妊娠満 12 週以後の死児の出産

⑹　周産期死亡の動向

表８：周産期死亡の推移

	周産期死亡数（人、胎）					周産期死亡率(出産千対)				
	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
全国	3,516	3,308	2,999	2,955	2,664	3.6	3.5	3.3	3.4	3.2
埼玉県	185	178	160	151	133	3.4	3.3	3.1	3.1	2.8
さいたま市	45	36	25	24	24	4.3	3.4	2.4	2.4	2.4
西区	2	2	2	2	－	2.8	2.8	2.8	2.5	4.8
北区	6	4	4	1	1	4.9	3.3	3.6	0.9	6.7
大宮区	5	2	1	2	－	4.8	2.0	1.0	2.2	5.7
見沼区	8	4	2	2	4	7.0	3.7	1.9	1.9	9.4
中央区	4	4	3	1	3	4.4	4.6	3.5	1.3	10.0
桜区	2	4	3	1	2	2.9	6.0	4.4	1.7	16.7
浦和区	4	5	2	3	5	2.8	3.5	1.5	2.2	9.3
南区	8	5	4	7	5	4.5	2.9	2.2	4.0	11.1
緑区	3	3	3	3	3	2.9	2.6	2.8	2.8	10.1
岩槻区	3	3	1	2	1	4.7	4.7	1.5	3.0	9.0

図１２：周産期死亡数の推移

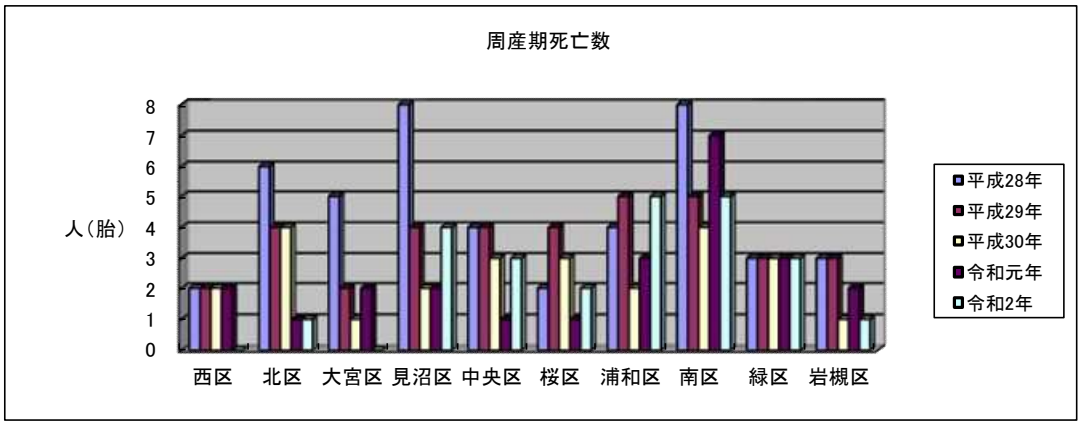

図１３：周産期死亡率の推移

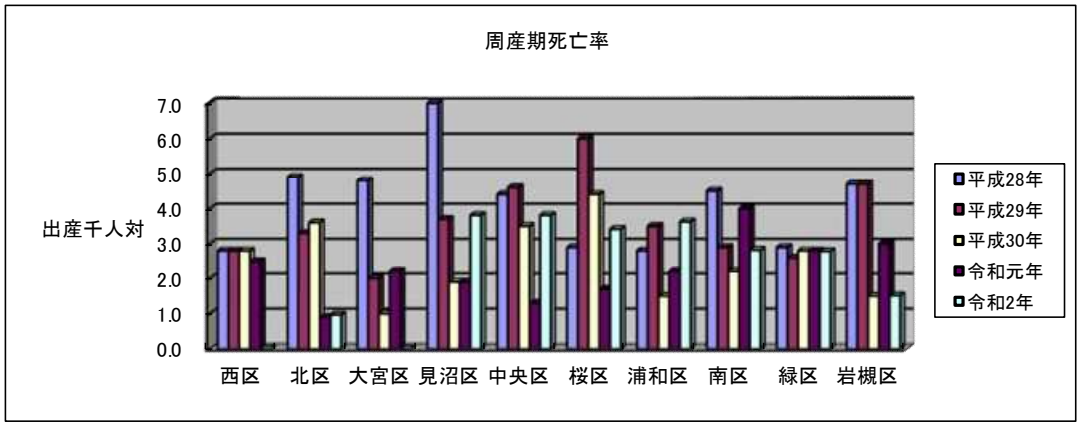

・周産期死亡…妊娠満 22 週以後の死産に生後 1 週未満の死亡を加えたもの

⑺　婚姻の動向

表９：婚姻の推移

	婚姻数（件）					婚姻率(人口千対)				
	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
全国	620,531	606,866	586,481	599,007	525,507	5.0	4.9	4.7	4.8	4.3
埼玉県	34,199	33,728	32,745	33,671	29,260	4.8	4.7	4.6	4.7	4.1
さいたま市	6,682	6,804	6,662	6,711	5,999	5.3	5.4	5.2	5.2	4.6
西区	439	448	467	440	398	5.0	5.1	5.3	4.9	4.3
北区	790	806	810	797	680	5.5	5.6	5.6	5.5	4.6
大宮区	741	736	685	750	669	6.5	6.4	6.0	6.5	5.8
見沼区	694	654	665	657	564	4.4	4.1	4.2	4.1	3.5
中央区	579	581	574	638	551	5.9	5.9	5.8	6.4	5.5
桜区	506	521	464	468	431	5.4	5.6	5.0	5.0	4.6
浦和区	805	844	864	884	757	5.2	5.4	5.4	5.5	4.6
南区	1,136	1,190	1,149	1,125	1,032	6.3	6.5	6.3	6.1	5.5
緑区	561	615	565	571	522	4.7	5.1	4.6	4.6	4.1
岩槻区	431	409	419	381	395	3.9	3.7	3.8	3.5	3.6

⑻　離婚の動向

表１０：離婚の推移

	離婚数（件）					離婚率(人口千対)				
	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
全国	216,798	212,262	208,333	208,496	193,253	1.73	1.70	1.68	1.69	1.57
埼玉県	12,481	12,161	11,716	12,067	10,659	1.74	1.70	1.63	1.68	1.49
さいたま市	1,965	1,971	1,955	1,963	1,816	1.56	1.55	1.53	1.53	1.40
西区	133	152	165	165	155	1.53	1.74	1.86	1.82	1.68
北区	221	221	218	220	174	1.53	1.53	1.51	1.51	1.19
大宮区	188	194	181	162	165	1.66	1.70	1.58	1.41	1.42
見沼区	285	246	255	267	255	1.79	1.55	1.60	1.67	1.59
中央区	141	123	131	116	125	1.44	1.25	1.32	1.16	1.24
桜区	156	165	160	151	148	1.67	1.77	1.71	1.62	1.59
浦和区	202	186	173	210	168	1.30	1.18	1.09	1.30	1.03
南区	250	286	280	306	243	1.39	1.57	1.52	1.65	1.30
緑区	185	205	196	191	207	1.55	1.69	1.59	1.53	1.63
岩槻区	204	193	196	175	176	1.86	1.75	1.78	1.59	1.59

資料：「人口動態統計（確定数）」（厚生労働省）
「さいたま市保健統計」（さいたま市保健所保健総務課）

＊　資料編の比率算出に用いた人口は下記のとおりである。

	国勢調査年（令和２年）	通常年
全国	「国勢調査 年齢・国籍不詳をあん分した人口（日本人人口）」（総務省統計局）	「10 月 1 日現在推計人口（日本人人口）」（総務省統計局）
埼玉県	「国勢調査 年齢・国籍不詳をあん分した人口（日本人人口）」（総務省統計局）	「10 月 1 日現在推計人口（日本人人口）」（総務省統計局）
さいたま市	「住民基本台帳登録による 10 月 1 日現在人口（日本人人口）」（さいたま市：保健所保健総務課） 【表３のみ】「国勢調査 年齢・国籍不詳をあん分した人口（日本人人口）」（総務省統計局）	「住民基本台帳登録による 10 月 1 日現在人口（日本人人口）」（さいたま市：保健所保健総務課）

２　食品衛生法による許可を要する施設数のうち飲食店の各区施設数

表１１

業種 飲食店		施設数合計（年度末現在）	旧法による施設数	新法による施設数	業種 飲食店		施設数合計（年度末現在）	旧法による施設数	新法による施設数
総数	一般食堂･レストラン	2,031	1,780	251	総数	旅館	40	37	3
内訳	西区	84	73	11	内訳	西区	0	0	0
	北区	174	151	23		北区	5	5	0
	大宮区	464	391	73		大宮区	18	15	3
	見沼区	183	161	22		見沼区	0	0	0
	中央区	168	152	16		中央区	2	2	0
	桜区	112	97	15		桜区	1	1	0
	浦和区	344	301	43		浦和区	2	2	0
	南区	187	167	20		南区	2	2	0
	緑区	134	120	14		緑区	1	1	0
	岩槻区	181	167	14		岩槻区	9	9	0
	その他	0	0	0		その他	0	0	0
総数	仕出し・弁当	226	201	25	総数	その他	8,021	6,469	1,552
内訳	西区	10	7	3	内訳	西区	302	230	72
	北区	32	29	3		北区	668	519	149
	大宮区	30	27	3		大宮区	1,874	1,542	332
	見沼区	36	35	1		見沼区	732	596	136
	中央区	14	11	3		中央区	474	377	97
	桜区	12	11	1		桜区	332	257	75
	浦和区	22	17	5		浦和区	1,175	975	200
	南区	21	19	2		南区	710	576	134
	緑区	14	13	1		緑区	489	395	94
	岩槻区	35	32	3		岩槻区	545	445	100
	その他	0	0	0		その他	720	557	163

３　理容師法、美容師法、クリーニング業法に基づく施設数

表１２

施設数（年度末現在）		理容所	美容所	クリーニング所			
					一　般	うち特定	取　次
（総数）		791	2,038	778	213	15	546
内訳	西区	48	77	39	13	3	26
	北区	92	197	78	19	0	59
	大宮区	93	457	79	22	3	57
	見沼区	101	208	73	23	1	50
	中央区	72	156	66	14	0	52
	桜区	57	84	67	16	2	51
	浦和区	97	357	115	33	0	82
	南区	85	227	106	28	1	78
	緑区	46	125	74	17	1	57
	岩槻区	100	145	62	28	4	34
	その他（移動式）		5				
	無店舗（取次）			19			

令和３年度
保健所・保健センター事業概要

発行　令和４年９月
編集　さいたま市保健所　保健総務課企画係
〒338-0013
さいたま市中央区鈴谷 7-5-12
TEL　048（840）2206（直通）
FAX　048（840）2228